金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第十四号)

																		1
2 • 3 (略)	をいう。	融商品取引清算機関、特定投資家、特定上場有価証券又は信用格付	金融指標、有価証券等清算取次ぎ、金融商品取引清算機関、外国金	、店頭デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引、金融商品、	市場、金融商品取引所、デリバティブ取引、市場デリバティブ取引	の売出し、発行者、金融商品取引業、金融商品取引業者、金融商品	に規定する有価証券、有価証券の募集、有価証券の私募、有価証券	引法(昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。)第二条	「特定上場有価証券」又は「信用格付」とは、それぞれ金融商品取	引清算機関」、「外国金融商品取引清算機関」、「特定投資家」、	商品」、「金融指標」、「有価証券等清算取次ぎ」、「金融商品取	店頭デリバティブ取引」、「外国市場デリバティブ取引」、「金融	取引所」、「デリバティブ取引」、「市場デリバティブ取引」、「	取引業」、「金融商品取引業者」、「金融商品市場」、「金融商品	価証券の私募」、「有価証券の売出し」、「発行者」、「金融商品	第一条 この府令において「有価証券」、「有価証券の募集」、「有	(定義)	改正案
2 · 3 (略)			証券又は信用格付をいう。	品、金融指標、有価証券等清算取次ぎ、特定投資家、特定上場有価	取引、店頭デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引、金融商	商品市場、金融商品取引所、デリバティブ取引、市場デリバティブ	証券の売出し、発行者、金融商品取引業、金融商品取引業者、金融	二条に規定する有価証券、有価証券の募集、有価証券の私募、有価	品取引法(昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。)第	」、「特定上場有価証券」又は「信用格付」とは、それぞれ金融商	商品」、「金融指標」、「有価証券等清算取次ぎ」、「特定投資家	店頭デリバティブ取引」、「外国市場デリバティブ取引」、「金融	取引所」、「デリバティブ取引」、「市場デリバティブ取引」、「	取引業」、「金融商品取引業者」、「金融商品市場」、「金融商品	価証券の私募」、「有価証券の売出し」、「発行者」、「金融商品	第一条 この府令において「有価証券」、「有価証券の募集」、「有	(定義)	

(委託に際しあらかじめ特定すべき事項)

項とする。
事項は、次の各号に掲げる取引の種類に応じ、当該各号に定める事第二十二条 法第二条第二十七項第二号に規定する内閣府令で定める

の内容を適確に示すための事項。第十三号及び第十四号において定されるものとされている場合にあっては、当該委託に係る取引機関の業務方法書の定めるところにより顧客の委託後遅滞なく特機関の業務方法書の定めるところにより顧客の委託後遅滞なく特機関の業務の表質 売買の別、有価証券の銘柄及び数又は金額(

二~十二 (略)

「有価証券の銘柄等」という。)、価格並びに受渡日

銘柄等及び受渡日十三 令第一条の十九第二号に掲げる取引 貸借の別、有価証券の

の別、有価証券の銘柄等又は金銭の額及び受渡日十四 令第一条の十九第三号から第五号までに掲げる取引 受渡し

(高速取引行為となる情報の伝達先及び伝達方法)

投資者保護のため必要かつ適当なものとして金融庁長官が指定する次に掲げる者のうち、取引の状況その他の事情を勘案し、公益又は第二十六条 法第二条第四十一項に規定する内閣府令で定める者は、

ものとする。

金融商品取引所

二 法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者

(委託に際しあらかじめ特定すべき事項)

事項は、次の各号に掲げる取引の種類に応じ、当該各号に定める事第二十二条 法第二条第二十七項第二号に規定する内閣府令で定める

格及び受渡日格及び受渡日の別、有価証券の銘柄、数又は金額、価有価証券の売買(売買の別、有価証券の銘柄、数又は金額、価

項とする。

| 〜 十二 (略)

十四一今第一条の十九第三号では第四号で掲げる文川(を度)の開館柄、数又は金額及び受渡日

、有価証券の銘柄及び数若しくは金額又は金銭の額並びに受渡日十四 令第一条の十九第三号又は第四号に掲げる取引 受渡しの別

(新設)

2 げる要件の全てに該当する方法とする。 対する伝達をいう。)と競合することを防ぐ仕組みが講じられて 場デリバティブ取引を行うために必要な情報の前項に定める者に 法第二条第四十一項に規定する内閣府令で定める方法は、 いること。 は近接する場所を含む。)に所在すること。 けるための電子情報処理組織を設置する場所(これに隣接し、 理組織が設置されている施設が、 法第二条第四十一項の伝達が他の伝達(有価証券の売買又は市 法第二条第四十一項の伝達に係る同項の判断を行う電子情報処 前項に定める者が当該伝達を受 次に掲 又

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)

「外国市場デリバティブ取引」、「金融商品」、「金融指標」、「取引」、「市場デリバティブ取引」、「店頭デリバティブ取引」、所」、「取引所金融商品市場」、「取引参加者」、「デリバティブ所」、「取引金融商品取引業協会」、「金融商品市場」、「金融商品取引」、「金融商品取引」、「金融商品収入業者」	・、「目侖見書」、「含曲菊品中广巻」、「含曲菊品中广巻台」、「有価証券届出書」、「金融商品取引業」、「金融商品取引業者価証券の私募」、「有価証券の売出し」、「発行者」、「引受人」第一条 この府令において「有価証券」、「有価証券の募集」、「有	(定義)	第六章       雑則(第三百四十七条—第三百五十条)         第二節       監督(第三百四十一条—第三百四十六条)         第四節       監督(第三百四十一条—第三百四十六条)         第二章       高速取引行為者	第一章~第四章 (略)	改正案
「外国市場デリバティブ取引」、「金融商品」、「金融指標」、「取引」、「市場デリバティブ取引」、「店頭デリバティブ取引」、所」、「取引所金融商品市場」、「取引参加者」、「デリバティブ所」、「銀南金融商品取引業協会」、「金融商品市場」、「金融商品取引」、「金融商品取引」、「金融商品でイ業者」	、書「おい	(定義)	第五章 雑則(第三百二十六条—第三百二十九条)	第一章~第四章 (略)           目次	現

算機関、 融商品、 者、 機関」、 引所金融商品市場、 証券の売出し、 用格付業」 外国金融商品取引所」、 金融商品債務引受業、 ィブ取引、 行為者」とは、 一条に規定する有価証券、 金融商品取引業者、 認可金融商品取引業協会、 金融指標、 証券金融会社、 「証券金融会社」、 店頭デリバティブ取引、 「金融商品取引清算機関」、 発行者、 それぞれ金融商品取引法 「信用格付業者」 外国金融商品取引所、 取引参加者、 目論見書、 金融商品取引清算機関、 引受人、 特定投資家、 有価証券の募集、 「有価証券等清算取次ぎ」、 「特定投資家」、 金融商品市場、金融商品取引所、 デリバティブ取引、 有価証券届出書、 金融商品仲介業、 「高速取引行為」又は 外国市場デリバティブ取引、 信用格付、 (以下「法」という。) 有価証券等清算取次ぎ、 「外国金融商品取引清算 有価証券の私募、 「信用格付」、 外国金融商品取引清 信用格付業、 金融商品取引業 金融商品仲介業 市場デリバテ 「金融商品債 「高速取引 有価 信用 信 第 取 金

2 (略

格付業者、

高速取引行為又は高速取引行為者をいう。

3

ところによる。
。)において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める二及び別紙様式第十七号の二から別紙様式第十七号の六までを除く三号、第二百一条第二十四号、第二百二条第十八号、次章第四節の三号、第二百一条第二十四号、第二百二条第十八号、次章第四節の三号、第二百十九条第十

- 〜二十 (略)

二十一 登録金融機関業務 法第三十三条の三第一項第六号イに規

届出書、 格付、 関、 有価証券等清算取次ぎ、 場デリバティブ取引、 仲介業、 以下「法」という。 用格付業」又は「信用格付業者」とは、それぞれ金融商品取引法( 機関」、 務引受業」、 外国金融商品取引所」、 ィブ取引、 有価証券の私募、有価証券の売出し、 金融商品取引所、取引所金融商品市場、 外国金融商品取引清算機関 信用格付業又は信用格付業者をいう。 金融商品仲介業者、 金融商品取引業、 「証券金融会社」、「特定投資家」、「信用格付」、 市場デリバティブ取引、 「金融商品取引清算機関」、 金融商品、 第二条に規定する有価証券、 金融商品債務引受業、 「有価証券等清算取次ぎ」、 金融商品取引業者、目論見書、 認可金融商品取引業協会、 証券金融会社 金融指標、 店頭デリバティブ取引、 発行者、引受人、有価 「外国金融商品取引清算 外国金融商品取引所 取引参加者、デリバテ 金融商品取引清算機 特定投資家、 有価証券の募集 「金融商品債 金融商品市 金融商品 外国市 信用 証券

2 (略)

3 この府令(第十六号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める一分において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める一及び別紙様式第十七号の二から別紙様式第十七号の六までを除くこの府令(第十六号に掲げる用語にあっては、第百九十九条第十

二十一 登録金融機関業務 法第三十三条の五第一項第三号に規定

定する登録金融機関業務をいう。

## 二十二~五十 (略)

### ·二 (略)

務支局長をいう。
所取引許可業者が現に受けている許可をした財務局長又は福岡財仲介業者若しくは高速取引行為者が現に受けている登録又は取引三 管轄財務局長等 金融商品取引業者、登録金融機関、金融商品

轄財務局長等をいう。轄財務局長等をいう。一項又は第四十三条の二の三第二項の規定により金融庁長官の指二項又は第四十三条の二の三第二項の規定により金融庁長官の指二項又は第四十三条の二の三第二項の規定により金融庁長官の指定を受けた者にあっては金融市品項の規定により金融庁長官の指統行令。

## 五~十六 (略)

## (訳文の添付)

一条まで、第二百四十二条から第二百四十三条まで、第二百四十六るものに限る。)に限る。次条において同じ。)又はこの府令(第二百三十六条、第二百三十八条の二、第二百三十九条から第二百四十百三十六条、第二章から第三章の三まで及び第百八十八条(金融商品第二条法(第三章から第三章の三まで及び第百八十八条(金融商品第二条法(第三章から第三章の三まで及び第百八十八条(金融商品

する登録金融機関業務をいう。

## 二十二~五十 (略)

## 一·二 (略)

現に受けている許可をした財務局長又は福岡財務支局長をいう。融商品仲介業者が現に受けている登録又は取引所取引許可業者が三 管轄財務局長等 金融商品取引業者、登録金融機関若しくは金

庁長官、それ以外の者にあっては管轄財務局長等をいう。第二項の規定により金融庁長官の指定を受けた者にあっては金融施行令(以下「令」という。)第四十二条第二項又は第四十三条四 所管金融庁長官等 特別金融商品取引業者及び金融商品取引法

## 五~十六 (略)

### (訳文の添付)

一条まで、第二百四十二条から第二百四十三条まで、第二百四十六 るものに限る。)に限る。次条において同じ。)又はこの府令(第二 取引業者等、指定親会社、金融商品仲介業者又は信用格付業者に係 第二条 法(第三章から第三章の三まで及び第百八十八条(金融商品

、かつ、英語で記載されたものであるときは、その概要の訳文を付 百二十一条第一号に規定する役員会等をいう。)の議事録であって ことができないものがあるときは、その訳文を付さなければならな ことができないものがあるときは、その訳文を付さなければならな ことができないものがあるときは、その訳文を付さなければならな に提出する書類で、特別の事情により日本語をもって記載する 長官、財務局長又は福岡財務支局長(以下「金融庁長官等」という 長の三、第二百四十六条の四、第二百四十六条の六(特例業務届出

(登録申請書の記載事項)

すことをもって足りるものとする。

事項は、次に掲げる事項とする。第七条 法第二十九条の二第一項第十号に規定する内閣府令で定める

一~九 (略)

に住所を有する個人であるときは、国内における代理人の氏名、一 金融商品取引業として高速取引行為を行う場合において、外国

十一 (略)

商号又は名称

(業務の内容及び方法)

ものは、次に掲げるものとする。 第八条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定める

~十 (略)

(登録申請書の記載事項)

事項は、次に掲げる事項とする。 第七条 法第二十九条の二第一項第九号に規定する内閣府令で定める

一~九(略

(新 設)

十 (略)

(業務の内容及び方法)

ものは、次に掲げるものとする。第八条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定める

~十 (略)

(新設)

イ 取引戦略ごとに、

当該取引戦略の概要(次に掲げる事項を含

(1) 取引戦略の類型

| 一条に規定する定義に関する内閣府令第二十六条第一項に定 | 二条に規定する定義に関する内閣府令第二十六条第一項に定 | 高速取引行為に係る金融商品取引所等(金融商品取引法第

める者をいう。以下同じ。)の名称又は商号

回 高速取引行為に係る業務を管理する責任者(法第二条第四十取引の種類 。 高速取引行為の対象とする有価証券又は市場デリバティブ

理組織その他の設備の管理の責任者を含む。以下同じ。)の氏み合わされたものをいう。以下同じ。)の作成及び電子情報処に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組一項の判断並びに高速取引行為に係るプログラム(電子計算機

設置場所及び保守の方法、高速取引行為に係る電子情報処理組織その他の設備の概要、

名及び役職名

十分に行うための措置の内容 高速取引行為に係る電子情報処理組織その他の設備の管理を

(登録申請書の添付書類)

第九条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定める

(登録申請書の添付書類)

第九条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定める

書類は、次に掲げる書類とする。

### 一(略)

一 法人であるときは、次に掲げる書類

第一 各号、 八条の三十二第二号、第二百三十八条の二第一項第一号、 第三号及び第四号並びに第二百四十二条の二第 の二第一項第一号及び第二号、 条の二十第二号から第六号まで、 九条第二号、第二百一条第九号、 者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む を問わず、当該法人に対し取締役、 五条の四に規定する使用人(第四十七条第一項第二号、 びに第三百四十三条第 下この号、第十三条第一号、 百四十一条第一項第五号及び第二項第一号、 一第二号、 役員 項第二号、 条第一項第四号、第九十一条第一項第四号、 第二百八条の三十一第一項第四号及び第二項第四号、 一百四十一条第一項第六号並びに第二項第一号及び第二号、 一百四十一条の二第 項第一 第三 (相談役、 号、 |百四十一条第| 第二百四十二条第 第四十九条第一号、 第三百二十九条第 顧問その他いかなる名称を有する者であるか 一号及び第二号、 項第四号において同じ。) 号、 第二号及び第四号、第四十七条第 第一 項第四号、 第三百四十二条第 第二百八条の二十二第二号ハ 第二百二条第八号、 第二号及び第四号、 一百三十九条第二項第三号、 執行役又はこれらに準ずる 項第二号、 第二百四十二条第一項 第 第二百四十一条の 第二百三十八条 第三百三十二 百四十二 一項第二号を除 及び令第十 項第五号並 第二百 第百九十 第五十 第二百 一条の一 第一 二条 以

書類は、次に掲げる書類とする。

### (略)

法人であるときは、次に掲げる書類

イ 該役員の沿革を記載し 号並びに第二百四十二条の二第 第 号及び第二号、第二百三十九条第二項第三号、第二百四十一条 号、 する使用人(第四十七条第一項第二号、 の二第一項第二号において同じ。)及び令第十五条の四に規定 八条の三十二第二号、第二百三十八条の二第一項第一号、 条の二十第二号から第六号まで、 九条第二号、第二百一条第九号、 下この号、第十三条第一号、 者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む を問わず、当該法人に対し取締役、 な使用人」という。 の二第一号及び第二号、 百四十一条第一項第五号及び第二項第一号、 役員 一第二号、 第二百八条の三十一第一項第四号及び第二項第四号、 項第二号、 一項第六号並びに第二項第一号及び第二号、第二百四十一条 第九十一条第一項第四号、 (相談役、 第二百四十二条第一項第四号並びに第二百四十二条 第四十九条第一号、 顧問その他いかなる名称を有する者であるか た書面 の履歴書 第 一百四十二条第一項第三号及び第四 第二号及び第四号、第四十七条第 第二百三十八条の二第一項 (役員が法人であるときは) 第二百八条の二十二第二号ハ 項第二号を除き、 第二百二条第八号、 第二号及び第四号、 執行役又はこれらに準ずる 第五十一条第一項第四 第二百四十一条の 以 下 第二百 第百九十 第 第 当

あるときは、当該役員の沿革を記載した書面)き、以下「重要な使用人」という。)の履歴書(役員が法人で

口~ホ (略)

三 (略)

事項を記載した書類 事項を記載した書類 特定関係者(親法人等、子法人等及び持株会社(法第二十九条四 特定関係者(親法人等、子法人等及び持株会社(法第二十九条四 特定関係者(親法人等、子法人等及び持株会社(法第二十九条

イ~へ (略)

五~七 (略)

イ 外国に住所を有する個人であるときは、次に掲げる書類

明書) 又はこれに代わる書面が法人であるときは、当該国内における代理人の登記事項証別 国内における代理人の住民票の抄本(国内における代理人

前の氏名を証する書面 理人の氏名に併せて法第二十九条の二第一項の登録申請書に 理人の氏名に併せて法第二十九条の二第一項の登録申請書に

口~ホ (略)

三 (略)

四 特定関係者(親法人等、子法人等及び持株会社(法第二十九条四 特定関係者(親法人等、子法人等及び持株会社(法第二十九条四 特定関係者(親法人等、子法人等及び持株会社(法第二十九条四 特定関係者(親法人等、子法人等及び持株会社(法第二十九条

イ~へ (略)

五~七 (略)

(新設)

ロ 個人であるときは、別紙様式第一号の二により作成した書面

高速取引行為に係る業務を管理する責任者の履歴書

章において同じ。)を算出した書面種金融商品取引業又は投資運用業を行う場合を除く。)には、極がない。第二百一条第二十七号ロ、第二百二条第十九号及び第五いう。第二百一条第二十七号ロ、第二百二条第十九号及び第五いう。第二種金融商品取引業として高速取引行為を行う場合(第一章において同じ。)を算出した書面

書類は、次に掲げる書類とする。第十条 法第二十九条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める

## 一•二 (略)

げる書類 一番金融商品取引業又は投資運用業を行う場合には、次に掲二 第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う場合には、次に掲

口 う。 八号並びに第二百八条の三十二第九号において同じ。)の商号 び第十六号、第二百八条の三十一第一項第十一号及び第二項第 二条第十九号を除く。 九条第十一号ハ、第二百一条第二十号、第二百二条第五号ロ及 産額をいう。 っては、住所又は居所) 純財産額 名称又は氏名及び本店又は主たる事務所の所在地 主要株主(法第二十九条の四第二項に規定する主要株主をい 以下この号、第三十八条の二、第三十八条の五、第百九十 (法第二十九条の四第一 以下この章 )において同じ。)を算出した書面 並びに当該主要株主が保有する対象議 (第 |百一条第二十七号ロ及び第| 項第五号ロに規定する純財 (個人にあ

口

書類は、次に掲げる書類とする。 第十条 法第二十九条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める

## 一・二 (略)

げら膏質 第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う場合には、次に掲

げる書類

産額をいう。以下同じ。)を算出した書面イ 純財産額(法第二十九条の四第一項第五号ロに規定する純財

っては、住所又は居所)並びに当該主要株主が保有する対象議、名称又は氏名及び本店又は主たる事務所の所在地(個人にあれ条第十一号ハ、第二百一条第二十号、第二百二条第五号ロ及が第十六号、第二百八条の三十一第一項第十一号及び第二項第び第十六号、第三十八条の三十一第一項第十一号及び第二項第三、第三十八条の一、第三十八条の五、第百九十十分。以下この号、第三十八条の四第二項に規定する主要株主をい

決権 同条第五項の規定により保有しているものとみなされるものを (法第二十九条の四第二項に規定する対象議決権をいい、

(略)

の数を記載した書面

兀 (略)

2

(略)

人的構成の審査基準)

第十三条 遂行するに足りる人的構成を有しない者であるかどうかの審査をす うかを審査するものとする。 るときは、登録申請者が次に掲げるいずれかの基準に該当するかど おいて準用する場合を含む。 法第二十九条の四第一項第一号ホ )に規定する金融商品取引業を適確に (法第三十一条第五項に

(略)

兀 件に該当しないこと。 不動産信託受益権等売買等業務を行う場合には、 次に掲げる要

員又は使用人を次に掲げる部門にそれぞれ配置していること。 宅地又は建物の取引に関する専門的知識及び経験を有する役

(1) (2) (略)

(3)(3)他の規則をいう。 法令等(法令、 一百八条の三十一第一項第八号イ 第百九十九条第七号及び第十三号イ、 第四十四条第一号イ、 法令に基づく行政官庁の処分又は定款その 第二百二十条第七号口 第四十九条第四号イ 第 一百条第六号、

> 決権 (法第二十九条の四第二項に規定する対象議決権をいい、

含む。)の数を記載した書面 同条第四項の規定により保有しているものとみなされるものを

(略)

兀 (略)

2 (略)

第十三条 るときは、登録申請者が次に掲げるいずれかの基準に該当するかど 遂行するに足りる人的構成を有しない者であるかどうかの審査をす おいて準用する場合を含む。 、人的構成の審査基準 法第二十九条の四第一項第一号ホ )に規定する金融商品取引業を適確に (法第三十一条第五項に

(略) うかを審査するものとする。

兀 件に該当しないこと。 不動産信託受益権等売買等業務を行う場合には、 次に掲げる要

員又は使用人を次に掲げる部門にそれぞれ配置していること。 宅地又は建物の取引に関する専門的知識及び経験を有する役

(1) (2) (略)

(3)(3) 他の規則をいう。 法令等(法令、 一百八条の三十一第 第百九十九条第七号及び第十三号イ、 第四十四条第一号イ、 法令に基づく行政官庁の処分又は定款その 一項第八号イ、第二百二十三条第十号 第四十九条第四号イ 第二百条第六号、

百四十一条の二第四号、 二十八条第五号並びに第三百四十一条第五号において同じ。 を遵守させるための指導に関する業務に係る部門 第二百二十三条第十号、 第 第二百三十二条の八第十号、第二 一百四十六条第三号イ(1) 第三百

(1)において同じ。)を遵守させるための指導に関する業務に

第二百四十一条の二第四号並びに第二百四十六条第三号イ

係る部門

口 (略)

五. (略)

(保有の態様その他の事情を勘案して保有する議決権から除く議決

第十五条の二 (略

権

(総資産の額等)

第十六条 用する場合を含む。 法第二十九条の四第三項 以下この条において同じ。 (法第三十一条第五項において準 に規定する内閣府 (新設)

令で定める方法による資産の合計金額は、

会社の最終の貸借対照表

は、 額とし、 (当該会社の設立後最初の事業年度が終了していない場合にあって 当該会社の成立の日における貸借対照表) による資産の合計金 (当該会社の設立

当該貸借対照表に係る事業年度終了の日

立の日) 後最初の事業年度が終了していない場合にあっては、 後において会社法第百九十九条第 項に規定する募集株式 当該会社の成

資産に重要な変更があった場合には、

これらによる総資産の額の変 事業の譲渡その他当該会社の

会社分割、

事業の譲受け、

の発行、

新株予約権の行使による株式の交付、

社債の発行

株式交

口 (略)

五. (略)

(保有の態様その他の事情を勘案して保有する議決権から除く議決

権)

第十六条 (略

- 13 -

動を加え、又は除いた額とする。

2 社をい る。 融商品取引業者の親会社 ものに限る。 -九条の 法第一 第 十九 十九 兀 第四項に規定する子会社をい 金融庁長官が指定するものに限る。 条の四第三 条の四第三 に対する貸付金その他金融庁長官が定める資産とす |項に規定する内閣府令で定めるところによ 一項に規定する内閣府令で定める資産は、 (法第五十七条の二第八項に規定する親会 金 融庁長官が指定する の子会社 (法第二 金

(登録申請書記載事項の変更の届出)

(略)

、登録申請書記載事項の変更の届出

第一 業者は、 に、 号に定める書類を添付して、 び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各 二十条 らない。 る書類は、 別紙様式第一号により作成した変更後の内容を記載した書面及 ただし、 変更の内容、 法第三十一条第 略 当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。 やむを得ない事由があるときは、 変更年月日及び変更の 一項の規定により届出を行う金融商品取 所管金融庁長官等に提出しなければな 理由を記載した届出書 当該各号に定 引

兀 変更に伴う顧客勘定の処理の内容を記載した書面 た場合(営業所又は事務所の廃止をした場合に限る。 法第二十九条の二第 項第八号に掲げる事項について変更があ 当該

五~八 (略)

国内における代理人となった者に係る次に掲げる書類 第七条第十号に掲げる事項について変更があった場合 新たに

該国内における代理人の登記事項証明書) 面 住民票の抄本 (国内における代理人が法人であるときは、 又はこれに代わる書 当

口 た変更 掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは %婚姻前 婚姻前 後 の氏 の内容を記載し の氏名を、 名を証する書面 氏名に併せて別紙様式第一号により作成し た書面に 記 載 た場合におい

2 • 略

(業務の内容又は方法の変更の届出

第 ばならない。 書に、第八条各号に掲げるもの 引業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出 あるものに限る。 ものに限る。 を記載した書類、 一十一条 法第三十一条第三項の規定により届出を行う金融商品取 )及び前条第一項第五号に定める書類 )を添付して、 第九条第八号 ハに掲げる書類 (内容に変更のあるものに限る。 所管金融庁長官等に提出しなけれ (内容に変更のある (内容に変更の

> 兀 変更に伴う顧客勘定の処理の内容を記載した書面 った場合 法第二十九条の二第 (営業所又は事務所の廃止をした場合に限る。 一項第七号に掲げる事項について変更があ 当該

五~八 略

(新設

2 3 略

(業務の内容又は方法の変更の届出)

第二十一条 ばならない。 書に、第八条各号に掲げるもの 引業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出 あるものに限る。 を記載した書類及び前条第一項第五号に定める書類 法第三十一条第三項の規定により届出を行う金融商品 )を添付して、 (内容に変更のあるものに限る。 所管金融庁長官等に提出しなけ (内容に変更の

(変更登録の申請)

第二十二条 (略)

法第二十九条の四第一項各号(第一号から第三号まで、第四号

部分に限る。)を除く。)のいずれにも該当しないことを誓約す

第五号ハ及び第七号

(法第六十六条の五十三第六号ハに係る

る書面

二·三 (略)

3 (略)

(登録申請書の記載事項)

第四十四条 法第三十三条の三第一項第九号に規定する内閣府令で定

~十一 (略)

める事項は、

次に掲げる事項とする。

(業務の内容及び方法)

第四十五条 法第三十三条の三第二項第二号に規定する内閣府令で定

めるものは、次に掲げるものとする。

~十四

(略)

(変更登録の申請)

第二十二条 (略)

| 務を含む。)に係るものに限る。)を添付しなければならない。| 並びに次に掲げる書類(新たに行おうとする業務(電子募集取扱業| 2 前項の変更登録申請書には、変更の内容及び理由を記載した書面

法第二十九条の四第一項各号(第一号から第三号まで及び第五

号ハを除く。)のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 三

略

3 (略)

(登録申請書の記載事項)

| める事項は、次に掲げる事項とする。 | 第四十四条 法第三十三条の三第一項第八号に規定する内閣府令で定

一~十一 (略)

(業務の内容及び方法)

| めるものは、次に掲げるものとする。 | 第四十五条 法第三十三条の三第二項第二号に規定する内閣府令で定

~十四 (略)

十五 登録金融機関業務として高速取引行為を行う場合には、第八

条第十一号イからニまでに掲げる事項

める書類は、次に掲げる書類とする。 | 第四十七条 法第三十三条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定 | に

一~十 (略)

十一 登録金融機関業務として高速取引行為を行う場合には、高速

取引行為に係る業務を管理する責任者の履歴書

2 (略)

(登録申請書記載事項の変更の届出)

一・二 (略)

める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

変更に伴う顧客勘定の処理の内容を記載した書面った場合(営業所又は事務所の廃止をした場合に限る。) 当該三 法第三十三条の三第一項第七号に掲げる事項について変更があ

四~十

略

八 (新設)

める書類は、次に掲げる書類とする。 第四十七条 法第三十三条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定

一~十 (略)

(新設)

2 (略)

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第五十一条法第三十三条の六第一項の規定により届出を行う登録金第五十一条法第三十三条の六第一項の規定により届出を行う登録金第五十一条法第三十三条の六第一項の規定により届出を行う登録金

·二 (略)

変更に伴う顧客勘定の処理の内容を記載した書面った場合(営業所又は事務所の廃止をした場合に限る。) 当該三 法第三十三条の三第一項第六号に掲げる事項について変更があ

四~十 (略)

## 2·3 (略

# (業務の内容又は方法の変更の届出

第五十二条 書に、第四十五条各号に掲げるもの 融機関は、 に提出しなければならない。 容に変更のあるものに限る。) (内容に変更のあるものに限る。 )を記載した書類、 変更の内容、 法第三十三条の六第三項の規定により届出を行う登録金 第四十七条第 変更年月日及び変更の理由を記載した届出 及び前条第一項第六号に定める書類 )を添付して、所管金融庁長官等 (内容に変更のあるものに限る 一項第十一号に掲げる書類 內

# (保護預り有価証券を担保とする金銭の貸付け)

ものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。第六十五条 法第三十五条第一項第三号に規定する内閣府令で定める

### (略)

担保として既に貸し付けている金銭の額と合計して五百万円を超銭の貸付けのうち、当該顧客に貸し付ける金額が当該有価証券を証券を担保として行うその解約に係る金銭の額に相当する額の金た顧客に対し、解約に係る金銭が支払われるまでの間に当該有価するものに限る。)であって、当該有価証券に係る解約を請求しずるから保護預りをしている有価証券が投資信託の受益証券の顧客から保護預りをしている有価証券が投資信託の受益証券の

## 2·3 (略

# (業務の内容又は方法の変更の届出

第五十二条 法第三十三条の六第三項の規定により届出を行う登録金 第五十二条 法第三十三条の六第三項の規定により届出を行う登録金 がればならない。 まに、第四十五条各号に掲げるもの(内容に変更のあるものに限る でで変更のあるものに限る でで変更のあるものに限る でで変更のあるものに限る でで変更のあるものに限る でで変更の超出を記載した届出

# (保護預り有価証券を担保とする金銭の貸付け)

ものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。第六十五条 法第三十五条第一項第三号に規定する内閣府令で定める

### (略)

一次のでは、では、<li

不 投資信託及び投資法人に関するものの受益証券 
なに掲げる要件の全てに該当するものの受益証券 
なに掲げる有価証券(外国又は外国法人の発行する証券又は証 
でに掲げる有価証券(外国又は外国法人の発行する証券又は証 
でに掲げる有価証券(外国又は外国法人の発行する証券又は証 
ないに掲げる要件の全てに該当する法律施行規則(平成十二年総 
次に掲げる要件の全てに該当するものの受益証券

イ

公社債投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律施行規

(1) (4) (略)

ロ・ハ

(略)

(業務管理体制の整備)

第七十条の二 (略)

4 法第三十五条の三の規定により金融商品取引業者等2・3 (略)

電子情報処理組織その他の設備の管理を十分に行うための措置がと 電子情報処理組織その他の設備の管理を十分に行うための措置がと らない業務管理体制は、第一項の要件のほか、高速取引行為に係る 引業等として高速取引行為を行う者に限る。)が整備しなければな

られていることとする。

(高速取引行為者以外の者が行う高速取引行為に係る有価証券の売

則 当するものの受益証券 等の金融資産とするものであって、次に掲げる要件の全てに該 のを含む。)をいう。)、 象を短期の公社債 第百二十九条の二を除き 第百十条第 定する公社債投資信託をいう。 又は外国法人の発行する証券又は証書で同様の性質を有するも (平成十二年総理府令第百二十九号) 第十三条第二号イに規 項第 (前号イからニまでに掲げる有価証券 (外国 号ハ、 預金、 以下同じ。)のうち、主たる投資対 第百二十五条の四第 金銭信託及びコール・ローン 第八十条第 一項第五号ト、 一項第三号及び

(1) (4) (略)

ロ・ハ (略)

(業務管理体制の整備

第七十条の二(略)

2·3 (略)

(新設)

(金融商品取

買等の委託を受ける行為に準ずるもの)

第百十六条の四 為は、 法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行 (新設

次に掲げる行為とする。

バティブ取引の委託を受ける行為 為者(令第十六条の四の二に定める者を含む。 高速取引行為に係る業務の停止の命令を受けている高速取引行 が行う当該高速取引行為に係る有価証券の売買又は市場デリ 次号において同じ

売買又は市場デリバティブ取引の委託を受ける行為 きない高速取引行為者が行う当該高速取引行為に係る有価証券の 分に行うための措置を適正に講じていることを確認することがで 高速取引行為に係る電子情報処理組織その他の設備の管理を十

速取引行為者が行うこれらの号の高速取引行為に係る同項第一号 のに限る。 高速取引行為 に掲げる行為 法第三十八条第八号に規定する高速取引行為者以外の者が行う 以下この号において同じ。 (法第二条第四十一項第三号に掲げる行為に係るも 又は前っ 一号に規定する高

(禁止行為)

第百十七条 法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は 次に掲げる行為とする。

~ 四 十 (略)

(禁止行為)

次に掲げる行為とする。

第百十七条 法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は

~ 四 十 (略)

- 20 -

(事故の確認を要しない場合)

る場合は、次に掲げる場合とする。 第百十九条 法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定め

## ~七 (略)

たす場合
、和解が成立している場合であって、次に掲げる要件の全てを満

## イ・ロ (略)

全た。) て、次に掲げる要件の全てを満たす場合(前各号に掲げる場合を顧客に対して支払をすることとなる額が定まっている場合であっ九 事故による損失について、金融商品取引業者等と顧客との間で

### イ (略)

)において調査され、確認されていること。は司法書士である者に限る。)により構成されるものをいう。金融商品取引業協会により任命された複数の委員(事故に係る金融商品取引業協会により任命された複数の委員(事故に係る金融商品取引業協会により任命された複数の委員(事故に係るのでは可以が、金融商品取引業協会の内部に設けられた委員会(

## (事故の確認を要しない場合)

る場合は、次に掲げる場合とする。 第百十九条 法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定め

## 一~七 (略)

和解が成立している場合であって、次に掲げるすべての要件を

## 7・ロ (略)

満たす場合

面が金融商品取引業者等に交付されていること。をイの弁護士又は司法書士が調査し、確認したことを証する書失の全部又は一部を補て心するために行われるものであること、以下この条から第百二十一条までにおいて同じ。)による損、口の支払が事故(法第三十九条第三項に規定する事故をいう

を除く。)
て、次に掲げるすべての要件を満たす場合(前各号に掲げる場合で、次に掲げるすべての要件を満たす場合(前各号に掲げる場合であっ顧客に対して支払をすることとなる額が定まっている場合であった。事故による損失について、金融商品取引業者等と顧客との間で

### イ (略)

。)において調査され、確認されていること。 であることが、金融商品取引業協会により任命された複数の委員(事故に係る金融商品取引業協会により任命された複数の委員(事故に係の イの支払が事故による損失を補てんするために行われるものロ イの支払が事故による損失を補てんするために行われるもの

(事故の確認の申請)	(事故の確認の申請)
(新設)	でその受益権が取得され、又は保有されるものとする。 第二号に規定する公社債投資信託(計算期間が一日のものに限る。 第二号に規定する公社債投資信託(計算期間が一日のものに限る。 の売買その他の取引に係る金銭の授受の用に供することを目的としの売買その他の取引に係る金銭の授受の用に供することを目的としてその受益権が取得され、又は保有されるものとする。 でその受益権が取得され、又は保有されるものとする。
関東財務局長。次条において同じ。)に報告しなければならない。	ない。 関東財務局長。第百二十条において同じ。)に報告しなければなら
岡財務支局長、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては	岡財務支局長、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては
(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福川) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福
生した本店その他の営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長に掲げる事項を、当該申込み若しくは約束又は提供に係る事故の発	生した本店その他の営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長に掲げる事項を、当該申込み若しくは約束又は提供に係る事故の発
又は提供をした日の属する月の翌月末日までに、第百二十一条各号	又は提供をした日の属する月の翌月末日までに、第百二十一条各号
し、又は財産上の利益を提供したときは、その申込み若しくは約束	し、又は財産上の利益を提供したときは、その申込み若しくは約束
顧客に対し、財産上の利益を提供する旨を申し込み、若しくは約束	顧客に対し、財産上の利益を提供する旨を申し込み、若しくは約束
場合において、法第三十九条第三項ただし書の確認を受けないで、	場合において、法第三十九条第三項ただし書の確認を受けないで、
3 金融商品取引業者等は、第一項第九号から第十一号までに掲げる	3 金融商品取引業者等は、第一項第九号から第十一号までに掲げる
2 (略)	2 (略)
十・十一 (略)	十・十一 (略)

第百二十条 びにこれらの写し一通を、 ばならない。 他の営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長に提出しなけれ 同条第七項の規定による申請書及びその添付書類の正本一通並 法第三十九条第三項ただし書の確認を受けようとする者 当該確認に係る事故の発生した本店その

、確認申請書の記載事項

第百一 一十一条 法第三十九条第七項に規定する内閣府令で定める事項

· = (略)

次に掲げる事項とする

イ〜ハ

(略)

確認を受けようとする事実に関する次に掲げる事項

補塡に係る顧客の損失が事故に起因するものである理由

ホ (略)

兀 (略)

(確認申請書の添付書類

第百二十二条 書類その他参考となるべき資料とする。 顧客が前条各号に掲げる事項の内容を確認したことを証明する 法第三十九条第七項に規定する内閣府令で定めるもの

2 項第二号の申込みに係るものである場合には、 前項の規定は、 法第三十九条第七項の規定による申請書が同条第 適用しない。

> 第百二十条 びにこれらの写し一通を、 は、 ばならない。 他の営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長に提出しなけれ 同条第五項の規定による申請書及びその添付書類の正本一通並 法第三十九条第三項ただし書の確認を受けようとする者 当該確認に係る事故の発生した本店その

(確認申請書の記載事項

第百 は、 一十一条 次に掲げる事項とする 法第三十九条第五項に規定する内閣府令で定める事項

\_\_· (略)

確認を受けようとする事実に関する次に掲げる事項

イ〜ハ 補てんに係る顧客の損失が事故に起因するものである理由 (略)

ホ (略)

兀 (略)

(確認申請書の添付書類

第百二十二条 は、 書類その他参考となるべき資料とする。 顧客が前条各号に掲げる事項の内容を確認したことを証明する 法第三十九条第五項に規定する内閣府令で定めるもの

2 項第二号の申込みに係るものである場合には、 前項の規定は、 法第三十九条第五項の規定による申請書が同条第 適用しない。

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずる

おそれがあるもの)

第百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は

、次に掲げる状況とする。

〜十三の二 (略)

う金融商品取引業者等にあっては、法第六十六条の五十七第一号いと認められる状況(金融商品取引業等として高速取引行為を行十四 金融商品取引業等に係る電子情報処理組織の管理が十分でな

に規定する状況を含む。)

2 11 (略)

十五~三十

(略)

(投資運用業に関する損失補塡の禁止の適用除外)

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずる

おそれがあるもの)

第百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は

次に掲げる状況とする。

~十三の二 (略)

いと認められる状況十四 金融商品取引業等に係る電子情報処理組織の管理が十分でな

十五~三十 (略)

2 11 (略)

(投資運用業に関する損失補塡の禁止の適用除外)

第百二十九条の二 法第四十二条の二第六号に規定する権利者と金融第百二十九条の二 法第四十二条の二第六号に規定する権利者と金融商品取引業者等との間で行われる有価証券の売買その他の取引に係と金融商品取引業者等との間で行われる有価証券の売買その他の取引に係りに係る金銭の授受の用に供することを目的としてその受益権が取得又は関京の金銭の授受の用に供することを目的としてその受益権が取得又は得又は保有されるものとする。

(対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金信

要件の全てを満たさなければならない。
て単に「顧客分別金信託」という。)に係る契約は、次に掲げる頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金信託(以下この条におい第百四十一条の二 前条の規定にかかわらず、対象有価証券関連店

## 一~三 (略)

人が権限を行使することを認める場合を除く。)。使するものであること(当該受益者代理人が、他の受益者代理人。弁護士等である受益者代理人のみがその権限を行四金融商品取引業者等が次に掲げる要件に該当することとなっ

## イ〜ニ (略)

止の命令(同項第八号に該当する場合に限る。)を受けたとホ 法第五十二条第一項の規定による業務の全部又は一部の停

## へ・ト (略)

法が、次に掲げる方法によるものであること。 元本補塡の契約のあるものを除く。) に係る信託財産の運用の方五 当該顧客分別金信託(信託業務を営む金融機関への金銭信託で

次に掲げる有価証券の保有

### (1) (5) (<u>略</u>)

(6) 貸付信託法(昭和二十七年法律第百九十五号)に基づく受

(対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金信

### 託の要件)

要件の全てを満たさなければならない。
て単に「顧客分別金信託」という。)に係る契約は、次に掲げる頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金信託(以下この条におい第百四十一条の二 前条の規定にかかわらず、対象有価証券関連店

## 一~三 (略)

几

人が権限を行使することを認める場合を除く。)。使するものであること(当該受益者代理人が、他の受益者代理た場合には、弁護士等である受益者代理人のみがその権限を行金融商品取引業者等が次に掲げる要件に該当することとなっ

## イ〜ニ (略)

上の命令(同項第七号に該当する場合に限る。)を受けたと 此の命令(同項第七号に該当する場合に限る。)を受けたと 水 法第五十二条第一項の規定による業務の全部又は一部の停

### き

へ ト

(略)

次に掲げる有価証券の保有

(1) (5)

(略

(6) 貸付信託法(昭和二十七年法律第百九十五号)に基づく受

益証券で元本補塡の契約のあるもの

### (7) · (8) (略)

## ロ〜ニ (略)

るもの
・ 信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補塡の契約のあ

### 六 (略)

除く。)。

業務を営む金融機関への金銭信託で元本補塡の契約のある場合を
業務を営む金融機関への金銭信託で元本補塡の契約のある場合を
時価により算定するものであること(当該顧客分別金信託が信託
七 金融商品取引業者等が信託財産である有価証券の評価額をその

銭信託の元本額とするものであること。補塡の契約のある場合に、その信託財産の元本の評価額を当該金八の文別金信託が信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本

## 九~十五 (略)

顧客分別金信託に元本補塡がある場合には、元本額)をいう。信託に係る信託財産(元本部分に限る。)を換価して得られる額(2 前項第十四号及び第十五号の「元本換価額」とは、顧客分別金

## (顧客区分管理信託の要件等)

全てを満たさなければならない。 顧客区分管理信託」という。)に係る契約は、次に掲げる要件の第百四十三条の二 前条第一項第一号に規定する金銭信託(以下「

# 益証券で元本補てんの契約のあるもの

### (7) · (8)

## ロ〜ニ (略)

あるものホー信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補てんの契約

### 六 (略)

業務を営む金融機関への金銭信託で元本補てんの契約のある場合時価により算定するものであること(当該顧客分別金信託が信託七 金融商品取引業者等が信託財産である有価証券の評価額をその

金銭信託の元本額とするものであること。補てんの契約のある場合に、その信託財産の元本の評価額を当該へ顧客分別金信託が信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本

## 九~十五 (略)

顧客分別金信託に元本補てんがある場合には、元本額)をいう。信託に係る信託財産(元本部分に限る。)を換価して得られる額(2 前項第十四号及び第十五号の「元本換価額」とは、顧客分別金

## (顧客区分管理信託の要件等)

すべてを満たさなければならない。 顧客区分管理信託」という。)に係る契約は、次に掲げる要件の第百四十三条の二 前条第一項第一号に規定する金銭信託(以下「

### ---(略)

人が権限を行使することを認める場合を除く。)。
使するものであること(当該受益者代理人が、他の受益者代理
た場合には、弁護士等である受益者代理人のみがその権限を行
四 金融商品取引業者等が次に掲げる要件に該当することとなっ

## イ〜ハ (略)

止の命令(同項第八号に該当する場合に限る。)を受けたとホー法第五十二条第一項の規定による業務の全部又は一部の停

## へ・ト (略)

受益証券(次号に規定する顧客区分管理必要額の三分の一に相当方法が、第百四十一条の二第一項第五号イ(1)から(7)までに掲げる投資信託ので元本補塡の契約のあるものを除く。)に係る信託財産の運用の五 当該顧客区分管理信託(信託業務を営む金融機関への金銭信託

## 一~三 (略)

人が権限を行使することを認める場合を除く。)。
使するものであること(当該受益者代理人が、他の受益者代理人のみがその権限を行四、金融商品取引業者等が次に掲げる要件に該当することとなっ

## イ〜ハ (略)

融商品取引業等の廃止若しくは解散の公告をしたとき。
い。)をしたとき、又は法第五十条の二第六項の規定による金融商品取引業等の廃止。ニにおいて同じ。)をしたとき、又は法第五十条の二第六項の規定によいて同だ。)をしたとき、国内に設けたすべての営業所又は事務所における融商品取引業等の廃止(外国法人である金融商品取引業者

止の命令(同項第七号に該当する場合に限る。)を受けたとホ 法第五十二条第一項の規定による業務の全部又は一部の停

### き

へ ・ ト

(略

の受益証券(次号に規定する顧客区分管理必要額の三分の一に相の方法が、第百四十一条の二第一項第五号イ(1)から(7)までに掲げる投資信託五 当該顧客区分管理信託(信託業務を営む金融機関への金銭信託五 当該顧客区分管理信託(信託業務を営む金融機関への金銭信託

げる方法によるものであること。 する範囲内に限る。)の保有並びに同項第五号ロからホまでに掲

### 六 (略)

金銭信託の元本額とするものであること。本補塡の契約のある場合に、その信託財産の元本の評価額を当該八 顧客区分管理信託が信託業務を営む金融機関への金銭信託で元

## 九~十一 (略)

して行使されるものであること。 客の受益権が当該受益者代理人により全ての顧客について一括十二 弁護士等である受益者代理人が必要と判断した場合には、顧

## 十三~十五 (略)

## 2 · 3 (略)

(顧客区分管理信託に元本補塡がある場合には、元本額)をいう。理信託に係る信託財産 (元本部分に限る。)を換価して得られる額4 第一項第十四号及び第十五号の「元本換価額」とは、顧客区分管

(金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限

掲げる方法によるものであること。 当する範囲内に限る。)の保有並びに同項第五号ロからホまでに

### 六 (略)

該金銭信託の元本額とするものであること。本補てんの契約のある場合に、その信託財産の元本の評価額を当顧客区分管理信託が信託業務を営む金融機関への金銭信託で元

## 九~十一 (略)

して行使されるものであること。 客の受益権が当該受益者代理人によりすべての顧客について一括十二 弁護士等である受益者代理人が必要と判断した場合には、顧

## 十三~十五 (略)

## 2·3 (略)

(顧客区分管理信託に元本補てんがある場合には、元本額)をいう理信託に係る信託財産(元本部分に限る。)を換価して得られる額4 第一項第十四号及び第十五号の「元本換価額」とは、顧客区分管

(金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限

定める行為は、次に掲げる行為とする。第百五十三条。法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で

## 一~三 (略)

証券(次に掲げるものを除く。)の引受けに係る主幹事会社とな四 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が発行する有価

## イ〜ハ (略)

ること

場合における当該投資証券の発行価格を、 株券を発行する場合における当該株券の発行価格を、 引受けに係る発行価格 四十七条第三号に規定する引受幹事会社をいう。)としてその 権付社債券を除く。 行する場合における当該株券の発行価格を、 際して払い込むべき金額及び新株予約権の行使により株券を発 にあっては利率、 べき金額及び新投資口予約権の行使により投資証券を発行する 予約権証券にあっては新投資口予約権の行使に際して払い込む の行使に際して払い込むべき金額及び新株予約権の行使により る要件の全てを満たす金融商品取引業者が引受幹事会社 口予約権証券又は投資法人債券をいう。)であって、次に掲げ るものを除く。 株券等(株券、 の決定に適切に関与しているもの(イからハまでに該当す 新株予約権の発行価格、 新株予約権証券、 )又は投資法人債券にあっては利率を含む (新株予約権証券にあっては新株予約権 社債券、 新株予約権の行使に 新株予約権付社債券 社債券 投資証券、 (新株予約 新投資口 新投資 (第百

定める行為は、次に掲げる行為とする。第百五十三条 法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で

## 一~三 (略)

ること。
証券(次に掲げるものを除く。)の引受けに係る主幹事会社とな四、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が発行する有価

## イ〜ハ (略)

権付社債券を除く。 行する場合における当該株券の発行価格を、 際して払い込むべき金額及び新株予約権の行使により株券を発 にあっては利率、 場合における当該投資証券の発行価格を、 べき金額及び新投資口予約権の行使により投資証券を発行する 予約権証券にあっては新投資口予約権の行使に際して払い込 株券を発行する場合における当該株券の発行価格を、 引受けに係る発行価格 四十七条第三号に規定する引受幹事会社をいう。)としてその る要件の全てを満たす金融商品取引業者が引受幹事会社 口予約権証券又は投資法人債券をいう。)であって、次に掲げ るものを除く。 行使に際して払い込むべき金額及び新株予約権の行使により 株券等(株券、 の決定に適切に関与しているもの(イからハまでに該当す 新株予約権証券、 新株予約権の発行価格、 )又は投資法人債券にあっては利率を含む (新株予約権証券にあっては新株予約権 社債券、 新株予約権付社債券 新株予約権の行使に 投資証 社債券 (新株予約 新投資口 新投資 (第百

### (1) (3) (略)

(4)等の議決権の百分の五以上の数の対象議決権(法第二十九条 て同じ。)を保有していないこと。 により保有しているものとみなされるものを含む。(5)におい の四第二項に規定する対象議決権をいい、同条第五項の規定 主幹事会社等又はその親法人等若しくは子法人等の総株主

(5) (7) (略)

五~十五 (略)

2 • 3

(略)

4 第一項第七号リの「特定関係者」とは、次に掲げる者をいう。

定する子会社をいう。以下この項において同じ。)とする持株会 当該金融商品取引業者を子会社 (法第二十九条の四第四項に規

二~六 (略)

(注文伝票)

第百五十八条 (略)

2 • 3

(略)

4 号及び第四号並びに前項第六号の規定は適用せず、 高速取引行為に関する第一項の注文伝票については、 第三百三 第二項第三 一十八条

次に掲げるところにより」とあるのは、 第六項及び第七項の規定を準用する。この場合において、 であることが判別できるようにし かつ、 「高速取引行為に関するも 次に掲げるところによ 同項中

> (1) (3) (略)

(4)等の議決権の百分の五以上の数の対象議決権(法第二十九条 て同じ。)を保有していないこと。 により保有しているものとみなされるものを含む。 の四第二項に規定する対象議決権をいい、同条第四項の規定 主幹事会社等又はその親法人等若しくは子法人等の総株主 (5) におい

(5) (7) (略)

五~十五 (略)

2 • (略)

4 第一項第七号リの「特定関係者」とは、次に掲げる者をいう。 当該金融商品取引業者を子会社 (法第二十九条の四第三項に規

定する子会社をいう。以下この項において同じ。)とする持株会

二~六 略

第百五十八条 (略)

(注文伝票)

2 • 3 (略

(新設

第百七十一条 (略) (発注伝票)	第百七十一条 (略) (発注伝票)
(新設) (新設)	(運用明細書) (運用明細書) (運用明細書)
(新設) (新設) (新設)	(取引日記帳) (取引日記帳) (取引日記帳) (取引日記帳) (取引日記帳) (取引日記帳) (取引日記帳) (取引行為に関するようにし、かつ、次に掲げるところにより」とあるのは、「高速取引行為に関するものであげるところにより」とあるのは、「高速取引行為に関するものであげるところにより」とあるのは、「高速取引行為に関するものであることが判別できるようにし、かつ、次に掲げるところにより」とあるのは、「高速取引行為に関するものであることが判別できるようにし、かつ、次に掲げるところにより」とあるのとする。
	り」と読み替えるものとする。

十五 第一 一種金融商品取引業として高速取引行為を行う者 (第一種

法第六十六条の五十三第六号ロ又は第七号に該当することとなっ 金融商品取引業又は投資運用業を行う者を除く。 にあ っては、

(登録金融機関が休止等の届出を行う場合)

第 一百条 登録金融機関にあっては、 法第五十条第一項第八号に規定

次に掲げる場合とする。

\_ \_ + (略) する内閣府令で定める場合は、

登録金融機関業務として高速取引行為に係る業務を開始した

(届出書に記載すべき事項

第

業者等は、 一百一条 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 法第五十条第一項の規定により届出を行う金融商品取引 当該各号に定める

事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出しなければならな

一 ~ 七 (略)

第百九十九条第一号又は前条第一号に該当する場合 次のイか

らへまでに掲げる場合の区分に応じ、 当該イからへまでに掲げる

1 · 口 (略

金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第三号 (重要な

(新設)

(登録金融機関が休止等の届出を行う場合)

第 する内閣府令で定める場合は、 一百条 登録金融機関にあっては、 法第五十条第一項第八号に規定

次に掲げる場合とする。

一 ~ 十 略

(新設)

(届出書に記載すべき事項)

第一 一百一条 法第五十条第一項の規定により届出を行う金融商品取引

事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出しなければならな 業者等は、 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 当該各号に定める

一~七

略

らへまでに掲げる場合の区分に応じ、

第百九十九条第一号又は前条第一号に該当する場合

当該イからへまでに掲げる

次のイか

事項

イ . П (略

金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第三号 (重要な

っては、次に掲げる事項使用人に係る部分を除く。)に該当することとなった場合にあ

### (1) (5) (略)

(6)条において同じ。)若しくは第四項、 条において同じ。)、第六十三条の二第二項、第三項 その理由並びに法第五十条の二第一項、 第八十八号)第十五条の規定による通知があった年月日及び ることとなった場合にあっては、 六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この 六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この 当該者が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当す 規定による届出をした年月日及びその理由 第六十六条の四十第一項又は第六十六条の六十一第 行政手続法 第六十六条の十九第一 第六十条の七 (平成五年法律 (法第 (法第

### (7) (略)

## ニ~へ (略)

? 第百九十九条第二号に該当する場合 次に掲げる事項

## イ〜ホ (略)

第一項又は第六十六条の六十一第一項の規定による届出をしたへ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法等五十条の規定による通知があった年月日及びその理由並びにから第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四第一項第二号がら第四項は第一項第二号がら第四項をは、第六十六条の一、第二号の規定による届出をした。

っては、次に掲げる事項 使用人に係る部分を除く。) に該当することとなった場合にあ

### (1) (5) (<u>略</u>)

(6)

日及びその理由

「当該者が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法(平成五年法律ることとなった場合にあっては、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があった年月日及び条において同じ。)、第六十三条の二第二項、第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)若しくは第四項、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月月及びその理由

### (7) (略)

## ニ~~ (略)

第百九十九条第二号に該当する場合 次に掲げる事項

## イ〜ホ (略)

十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由 一十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由並びに 第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに から第四項まで、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四第一項第二号 から第四項まで、第六十六条の十九第二十九条の四第一項第二号 一手第一項の規定による届出をした年月日及びその理由 並びに 第十五条の四第一項第二号

年月日及びその理

### 十~十九 (略)

一十 第百九十九条第十一号ハに該当する場合 に掲げる場合の区分に応じ、 となった事実を知った場合にあっては、 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ニに該当すること 当該イからハまでに掲げる事項 次に掲げる事項 次のイからハまで

### (1) (5) (略)

(6)第六十六条の十九第 項、 通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第 となった場合にあっては、 外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理 人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当すること 理由 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは -六条の六十一第 第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、 一項の規定による届出をした年月日及びそ 一項、 第六十六条の四十第一項又は第六 行政手続法第十五条の規定による

### (7)(略)

となった事実を知った場合にあっては、 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ホに該当すること 次に掲げる事項

### (<u>1</u>) (2) (略)

(3)る場合にあっては、 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当す 行政手続法第十五条の規定による通知が

### 略

十~十九

(略

二十 に掲げる場合の区分に応じ、 となった事実を知った場合にあっては、 第百九十九条第十一号ハに該当する場合 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ニに該当すること 当該イからハまでに掲げる事項 次に掲げる事項 次のイからハまで

### (1) (5) (略)

(6)項、 となった場合にあっては、 外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理 第六十六条の十九第 通 による届出をした年月日及びその理由 人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当すること 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは 一知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第 第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、 一項又は第六十六条の四十第 行政手続法第十五条の規定による 一項の規定

# となった事実を知った場合にあっては、

口

主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ホに該当すること

次に掲げる事項

(7)

略

(1) (2) (3)る場合にあっては、 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当す (略) 行政手続法第十五条の規定による通知が

の六十一第一項の規定による届出をした年月日及びその理由の六十一第一項、第六十六条の四十第一項又は第六十六条六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項又は第三項、第六十六条の六年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第

(4) (9) (略)

項の規定による届出をした年月日及びその理由 「項の規定による届出をした年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十六条の一九第二項の規定による届出をした年月日及びその理由 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四十項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11) (略)

(略)

二十一~二十五 (略)

一十六 第百九十九条第十四号又は前条第十一号に該当する場合

次に掲げる事項

イ 業務を開始した営業所又は事務所の名称

ロ開始の年月日

げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる事項二十七 第百九十九条第十五号に該当する場合 次のイ及びロに掲

にあっては、国内における代理人を定めていない者に該当した イ 法第六十六条の五十三第六号ロに該当することとなった場合

届出をした年月日及びその理由六条の一九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十あった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第

(4) (9) (略)

(1) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四十第一項の規定による通知があった年月日では、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日では、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日でである第二年の工第二項がら第四項まで、第六十六条の十九第第二十三条の工第二項第二号へ又は下に該当することとなった場合にあっては、行政手続との出来の、当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四十万円をいる。

(11)

ハ (略)

二十一~二十五 (略

(新設)

(新設)

- 36 -

#### 年月日

なくなった年月日及び理由なくなった年月日及び理由法第六十六条の五十三第七号に該当することとなった場合に

## (届出書に添付すべき書類)

場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。
事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に該当する
業者等(第三号において「届出者」という。)は、前条に規定する
な乙百二条 法第五十条第一項の規定により届出を行う金融商品取引 第

## 一~十八 (略)

純財産額を算出した書面 第十八条の四の十に定める金額に満たなくなった日の日計表及び三第七号に該当することとなった場合に限る。) 純財産額が令 一 一 第 百 九 十 九 条 第 十 五 号 に該当する場合 (法第六十 六条の五十

## (合併等の届出)

載した届出書を金融庁長官に提出してしなければならない。、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記第二百八条の三十一 法第五十七条の十八第一項の規定による届出は

### 一~三 (略)

四 次条第二号に該当する場合 次に掲げる事項

イ〜ホ (略)

## (届出書に添付すべき書類)

場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に該当する業者等(第三号において「届出者」という。)は、前条に規定する二百二条 法第五十条第一項の規定により届出を行う金融商品取引

## 一<+八 (略)

#### (新設)

## (合併等の届出)

載した届出書を金融庁長官に提出してしなければならない。、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記第二百八条の三十一 法第五十七条の十八第一項の規定による届出は

# 』 次条第二号に該当する場合

<u>\</u>
<u>\</u>
=

(略)

**ノー)** (ター)

次に掲げる事項

の六十一第一項の規定による届出をした年月日及びその理由 ることとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定に ることとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定に 者場合を含む。以下この条において同じ。)、第六十三条の二第 第二項、第三項(法第六十三条の三第二項において準用する場 合を含む。以下この条において同じ。)、第六十三条の二第 一で、第三項(法第六十三条の三第二項において準用する場 合を含む。以下この条において同じ。)、第六十三条の二第 一方条の十九第一項、第六十三条の四第一項第二号へ又は下に該当す

### ト (略)

## 五~十 (略)

分に応じ、当該イ及びロに定める事項十一 次条第九号に該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区

することとなった事実を知った場合 次に定める事項イ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ニ(1)又は(2)に該当

#### (1) (5) (略)

第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項又は第六外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理項、第六十条の七、第六十三条の理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の理由並びに法第五十条の法定代理が表別である。

へ 当該役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又は下に該当す ることとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定に ることとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定に る場合を含む。以下この条において同じ。)、第六十三条の二第 第二項、第三項(法第六十三条の三第二項において準用する場 合を含む。以下この条において同じ。)、第六十三条の二第 十六条の十九第一項又は第六十六条の四第一項第二号へ又は下に該当す は1をした年月日及びその理由

#### (略)

## 五~十 (略)

分に応じ、当該イ及びロに定める事項十一 次条第九号に該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の

することとなった事実を知った場合 次に定める事項イ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ニ(1)又は(2)に該当

#### (1) (5) (略)

第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理項、第六十条の四第一項第二号へ又はトに該当することでなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十六条の四第一項第二号へ又はトに該当することをなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定によるといる。

十六条の六十一 第 一項の規定による届出をした年月日及びそ

理由

(略)

る事項 いずれかに該当することとなった事実を知った場合 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ホ(1)から(3)までの 次に掲げ

(1) (2) (略)

(3)あった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第 る場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知 六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項又は第六十六条 六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、 の六十一第 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当す 一項の規定による届出をした年月日及びその理 一 項、 第六十

(4) (9) (略)

(10)項の規定による届出をした年月日及びその理由 第六十三条の二第二項から第四項まで、 四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあ 及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七 ては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の 第六十六条の 兀 十第 項又は第六十六条の六十一第 第六十六条の十九第

十二~十八 (11)略

による届出をした年月日及びその理

(7)略

いずれかに該当することとなった事実を知った場合 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ホ(1)から(3)までの 次に掲げ

(1) (2) (略)

(3)

る事項

あった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第 届出をした年月日及びその理由 六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定によろ 六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、 る場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知が 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当す 第六十 一項、第

(4) (9) (略)

(10)四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっ 第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第 及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七 ては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日 月日及びその理由 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の 項又は第六十六条の四十第 一項の規定による届出をした年

(11)

十二~十八 (略

2

(略)

(外国証券業者の引受業務に係る禁止行為)

第二百十七条 号に規定する内閣府令で定める行為は、引受業務(法第五十九条第 は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為とする。 項に規定する引受業務をいう。)に関して、虚偽の表示をし、又 法第五十九条の六において準用する法第三十八条第九

(許可申請書の記載事項)

第 する。 引をいう。 定める事項は、 一百十九条 以下同じ。)と同種類の取引に係る業務を開始した日と 法第六十条の二第一項第十一号に規定する内閣府令で 取引所取引 (法第六十条第一項に規定する取引所取 第一

(業務の内容及び方法

めるものは、 一百二十条 法第六十条の二第三項第二号に規定する内閣府令で定 次に掲げるものとする。

一~六 (略)

をいう。 取引所取引業務 以下同じ。 (法第六十条第 )として高速取引行為を行う場合には、 項に規定する取引所取引業務 次に

掲げる事項

む。 取引戦略ごとに、 当該取引戦略の概要 (次に掲げる事項を含

2

(略)

(外国証券業者の引受業務に係る禁止行為)

第二百十七条 号に規定する内閣府令で定める行為は、引受業務(法第五十九条第 法第五十九条の六において準用する法第三十八条第八

は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為とする。

一項に規定する引受業務をいう。)に関して、虚偽の表示をし、又

(許可申請書の記載事項

をいう。 める事項は、 一百十九条 以下同じ。)と同種類の取引に係る業務を開始した日とす 法第六十条の二第一項第十号に規定する内閣府令で定 取引所取引(法第六十条第一項に規定する取引所取引

る。

めるものは、

次に掲げるものとする。

第二百二十条

法第六十条の二第三項第二号に規定する内閣府令で定

(業務の内容及び方法

一~六 (略

(2) (1)取引戦略の類型

高速取引行為に係る金融商品取引所等の名称又は商号

(3) 高速取引行為の対象とする有価証券又は市場デリバティブ

取引の種類

口 指導に関する業務を統括する者の氏名及び役職名 高速取引行為に係る業務に関し、 法令等を遵守させるため

高速取引行為に係る業務を管理する責任者の氏名及び役職名 高速取引行為に係る電子情報処理組織その他の設備の概要、

設置場所及び保守の方法

ホ 十分に行うための措置の内容 高速取引行為に係る電子情報処理組織その他の設備の管理を

(許可申請書の添付書類

第

定める書類は、 百二十一条 法第六十条の二第三項第六号に規定する内閣府令で 次に掲げる書類とする。

に類する機関をいう。 取引所取引業務の開始を決議した役員会等(役員会その他これ 第二百三十二条の五第一号において同じ。

の議事録

略

七号ロ及びハに規定する者の履歴書 取引所取引業務として高速取引行為を行う場合には 前条第

(許可申請書の添付書類)

第一 定める書類は、 一百二十一条 次に掲げる書類とする。 法第六十条の二第三項第六号に規定する内閣府令で

議事録 をいう。 する機関をいう。 いて同じ。 取引所取引業務 第九号、 の開始を決議した役員会等(役員会その他これに類 第二百三十二条の五第一号において同じ。)の 第二百二十三条及び第 (法第六十条第一項に規定する取引所取引業務 一百二十九条第 一項にお

<u>-</u> <del>\</del> \ (略

(新設

# (許可申請書記載事項の変更の届出

第二百二十二条 法第六十条の五第一項の規定により届出を行う取引 第第二百二十二条 法第六十条の五第一項の規定により届出を行う取引 第

#### --(略)

(その他事業を開始した場合に限る。) 当該その他事業の内容 に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面 に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面 当該変更があった場合に限る。) 当該変更

次に掲げる書類
七 法第六十条の二第一項第九号に掲げる事項に変更があった場合に国内の事務所その他の施設の組織及び人員配置を記載した書面た国内の事務所その他の施設を設置した場合に限る。) 設置した場所で 法第六十条の二第一項第八号に掲げる事項に変更があった場合

を記載した書類

イ・ロ

(略

## (変更の届出を要する場合)

# (許可申請書記載事項の変更の届出

## 一 〜 三 (略)

四 法第六十条の二第一項第四号に掲げる事項に変更があった場合 (その他事業を開始した場合に限る。) 当該その他事業の内容 (その他事業を開始した登記事項証明書又はこれに代わる書面 法第六十条の二第一項第五号に掲げる事項に変更があった場合を記載した書類

## イ・ロ (略)

## (変更の届出を要する場合)

第二百二十三条 法第六十条の五第二項に規定する内閣府令で定める 場合は、次に掲げる場合とする。 | 第二百二十三条 法第六十条の五第1 場合は、次に掲げる場合とする。

| - | - | (略)

十二 取引所取引業務として高速取引行為に係る業務を開始した場

<u></u>

(業務の内容又は方法等の変更の届出)

に掲げるもの(内容に変更のあるものに限る。)を記載した書類した届出書に、次の各号に掲げるものに変更があった場合 同条各号した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めした届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。 の 第二百二十四条 法第六十条の五第二項の規定により届出を行う取引 第二百二十四条 法第六十条の五第二項の規定により届出を行う取引 第

**一~十六** (略)

のに限る。

及び第二百二十

条第十一号に掲げる書類

(内容に変更のあるも

(高速取引行為に係る業務管理体制の整備)

取引行為を行う者に限る。)が整備しなければならない業務管理体の三の規定により取引所取引許可業者(取引所取引業務として高速

一百三十条の二 法第六十条の十三において準用する法第三十五条

(新設)

制は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

高速取引行為に係る取引所取引業務を適確に遂行するための社

一~十一 (略)

一項に規定する内閣府令で定める

(新設)

(業務の内容又は方法等の変更の届出)

二~十六 (略)

-

措置がとられていること 内規則等 当該社内規則等を遵守するための従業員に対する研修その他の (社内規則その他これに準ずるものをいう。 )を整備し

分に行うための措置がとられていること。

二 高速取引行為に係る電子情報処理組織その他の設備の管理を十

買等の委託を受ける行為に準ずるもの) (高速取引行為者以外の者が行う高速取引行為に係る有価証券の売

第八号に規定する内閣府令で定める行為は、第百十六条の四各号に第二百三十条の三 法第六十条の十三において準用する法第三十八条

(取引所取引業務に係る禁止行為)

掲げる行為とする。

九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。第二百三十一条 法第六十条の十三において準用する法第三十八条第

一~八 (略)

2

(略)

おそれがあるもの)(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずる

号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。第二百三十二条 法第六十条の十三において準用する法第四十条第二

-·二 (略)

(新設)

(取引所取引業務に係る禁止行為)

| 八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。第二百三十一条 | 法第六十条の十三において準用する法第三十八条第

一~八(略)

2

(略

おそれがあるもの) (業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずる

号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。第二百三十二条 法第六十条の十三において準用する法第四十条第二

·二 (略)

一 取引所取引業務に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと

する状況を含む。)

「所取引許可業者にあっては、法第六十六条の五十七第一号に規定所取引許可業者にあっては、法第六十六条の五十七第一号に規定認められる状況(取引所取引業務として高速取引行為を行う取引

(許可申請書の記載事項)

子店頭デリバティブ取引等業務と同種類の業務を開始した日とする一六十条の二第一項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、電第二百三十二条の三 法第六十条の十四第二項において準用する法第 第

(許可申請書記載事項の変更の届出)

二百三十二条の七 法第六十条の十四第二項において準用する法第二なければならない。こなければならない。こなければならない。こなければならない。こなければならない。こなければならない。ことは、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第十九号の二により作成した変更後の内容をた届出書に、別紙様式第十九号の二により作成した変更後の内容をた届出書に、別紙様式第十九号の二により作成した変更後の内容をは出書に、別紙様式第十九号の二により作成した変更後の内容を記載した。このでは、<

一〜三 (略)

ブ取引等店の名称に変更があった場合に限る。) 当該変更に係項第五号に掲げる事項に変更があった場合(電子店頭デリバティ四 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第一

(新設)

(許可申請書の記載事項)

店頭デリバティブ取引等業務と同種類の業務を開始した日とする。六十条の二第一項第十号に規定する内閣府令で定める事項は、電子二百三十二条の三 法第六十条の十四第二項において準用する法第

(許可申請書記載事項の変更の届出)

第二百三十二条の七 法第六十条の十四第二項において準用する法第第二百三十二条の七 法第六十条の十四第二項において、金融庁長官に提出区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出を行う電子店頭デリバティブ取り、

√三 (略)

ブ取引等店の名称に変更があった場合に限る。) 当該変更に係項第四号に掲げる事項に変更があった場合(電子店頭デリバティ四 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第一

五. る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面 法第六十条の十四第1 一項において準用する法第六十条の 第一

項第六号に掲げる事項に変更があった場合(その他事業を開始 た場合に限る。 当該その他事業の内容を記載した書類

法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の 第一

項第八号に掲げる事項に変更があった場合 が施設を設置した場合に限る。 施設の組織及び人員配置を記載した書面 設置した国内の事務所その他 (国内に事務所その他

七 項第九号に掲げる事項に変更があった場合 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の 次に掲げる書類 二第

イ・ロ

、業務の内容又は方法等の変更の届出

第

引等許可業者は、 書類を添付して、 た届出書に、 六十条の五第二項の規定により届出を行う電子店頭デリバティブ取 一百三十二条の九 次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める 金融庁長官に提出しなければならない。 変更の内容、 法第六十条の十四第二項において準用する法第 変更年月日及び変更の理由を記載し

た書類 条各号に掲げるもの 第二百二十二条の四各号に掲げるものに変更があった場合 (内容に変更のあるものに限る。) を記載し 同

二~十六 (略)

> る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書 面

五. 項第五号に掲げる事項に変更があった場合(その他事業を開始 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の 二第

た場合に限る。 当該その他事業の内容を記載した書類

の施設を設置した場合に限る。 項第七号に掲げる事項に変更があった場合(国内に事務所その )施設の組織及び人員配置を記載した書面 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の 設置した国内の事務所その 一第

項第八号に掲げる事項に変更があった場合 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の 次に掲げる書類

七

0

イ・ロ (略)

(業務の内容又は方法等の変更の届出

第一 引等許可業者は、 た届出書に、 六十条の五第二項の規定により届出を行う電子店頭デリバティブ取 書類を添付して、 一百三十二条の九 次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める 金融庁長官に提出しなければならない。 変更の内容、 法第六十条の十四第二項において準用する法第 変更年月日及び変更の理由を記載

事項 前条各号に掲げる事項に変更があった場合 (内容に変更のある事項に限る。) を記載した書類 同条各号に掲げる

(略

(電子店頭デリバティブ取引等業務に係る禁止行為)

閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 第六十条の十三において準用する法第三十八条第九号に規定する内第二百三十二条の十六 法第六十条の十四第二項において準用する法

√三 (略)

(適格機関投資家等特例業務に係る届出)

第 局長等 第 財務支局長、 当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福岡 ばならない。 東財務局長) る届出書に、当該届出書の写しを添付して、 別紙様式第二十号により作成した適格機関投資家等特例業務に関 百三十六条 項及び第三百四十八条第三項において同じ。)に提出しなけれ (当該届出を行う者の本店等の所在地を管轄する財務局長 国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては関 をいう。 法第六十三条第二項の規定により届出を行う者は、 第 一百三十八条の四第一項、 特例業務届出管轄財務 第二百三十九条

2 (略)

特例業務届出者の廃業等の届出

出しなければならない。

世世のの事項を記載した届出書を特例業務届出所管金融庁長官等に提別業務届出者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に第二百四十二条 法第六十三条の二第三項の規定により届出を行う特

(電子店頭デリバティブ取引等業務に係る禁止行為)

閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 第六十条の十三において準用する法第三十八条第八号に規定する内第二百三十二条の十六 法第六十条の十四第二項において準用する法

一~三 (略)

(適格機関投資家等特例業務に係る届出)

第一 局長等 ばならない。 第一項及び第三百二十七条第三項において同じ。)に提出しなけれ 東財務局長) 財務支局長、 当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福岡 別紙様式第二十号により作成した適格機関投資家等特例業務に関 る届出書に、当該届出書の写しを添付して、特例業務届出管轄財務 百三十六条 (当該届出を行う者の本店等の所在地を管轄する財務局長 国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては関 をいう。 法第六十三条第二項の規定により届出を行う者は 第二百三十八条の四第一項、 第二百三十九条

2 (略)

(特例業務届出者の廃業等の届出)

出しなければならない。

出しなければならない。

の業務届出者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に第二百四十二条 法第六十三条の二第三項の規定により届出を行う特

### (略)

区分に応じ、当該イからハまでに掲げる事項 前条第一号に該当する場合 次のイからハまでに掲げる場合の

### (略)

除く。)に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる 法第二十九条の四第 一項第三号 (重要な使用人に係る部分を

#### (1) (5) (略)

(6)二第二項、 二第一項、第六十条の七 条の六十 る場合を含む。次号において同じ。) 若しくは第四項、 準用する場合を含む。次号において同じ。)、第六十三条の による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の ることとなった場合にあっては、 十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項又は第六十六 当該者が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当す 一第一項の規定による届出をした年月日及びその理 第三項(法第六十三条の三第二項において準用す (法第六十条の十四第二項において 行政手続法第十五条の規定 第六

### 略)

兀 前条第二号に該当する場合 次に掲げる事項

### (略

又はトに該当することとなった場合にあっては、 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号 行政手続法

### (略

区分に応じ、当該イからハまでに掲げる事項 前条第一号に該当する場合 次のイからハまでに掲げる場合の

#### イ・ロ (略

除く。)に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる 法第二十九条の四第 一項第三号 (重要な使用人に係る部分を

#### 事項

(1) (5)

(略

(6)二第二項、第三項(法第六十三条の三第二項において準用す 二第一項、第六十条の七(法第六十条の十四第二項において る場合を含む。次号において同じ。)若しくは第四項 準用する場合を含む。次号において同じ。)、第六十三条の 十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第 による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の ることとなった場合にあっては、 る届出をした年月日及びその理 当該者が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当す 行政手続法第十五条の規定 一項の規定によ 第六

#### (7)略

兀

次に掲げる事項

前条第二号に該当する場合

## 略

当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第 又はトに該当することとなった場合にあっては、 行政手続法 一号

年月日及びその理由 法第五十条の二第一項、 から第四項まで、第六十六条の十九第 第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに 項又は第六十六条の六十 第六十条の七、 一第 項の規定による届出をした 項、 第六十三条の二第二 第六十六条の四十 三項

五~九

 $\vdash$ 

(略)

2 (略) (略)

、登録事項の変更等の届出

第

百五十二条

2 ならない。 に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長等に提出しなければ 商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号 法第六十四条の四第二号又は第三号の規定により届出を行う金融 2

<u></u> 匹 (略)

Ξ. に掲げる事項 項第二号へ又はトに該当することとなった場合に限る。 法第六十四条の四第二号に該当する場合(法第二十九条の四第 次

(略)

口 条の十四第二項において準用する場合を含む。)、第六十三条  $\mathcal{O}$ 理由並びに法第五十条の二第一項、 行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びそ 第六十条の七 (法第六十

> から第四項まで、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四 法第五十条の二第 第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに 十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由 項、 第六十条の七、 第六十三条の二第二 項

1 略

五~九 略

2

(略)

(登録事項の変更等の届出

第一 一百五十二条 法第六十四条の四第二号又は第三号の規定により届出を行う金融 (略)

に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長等に提出しなければ 商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 当該各号

Ŧī. 項第二号へ又はトに該当することとなった場合に限る。 法第六十四条の四第二号に該当する場合(法第二十九条の四第 (略)

次

ならない。

に掲げる事項 口 イ 条の十四第二項において準用する場合を含む。)、第六十三条 0 理由並びに法第五十条の二第一 行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びそ 略) 項、 第六十条の七(法第六十

第六十六条の四十第 による届出をした年月日及びその理由 る場合を含む。 の二第二項、第三項 若しくは第四項、 (法第六十三条の三第二項において準用す 一項又は第六十六条の六十一第一項の規定 第六十六条の十九第一項、

七

3 (略

(事故の確認を要しない場合)

第 合とする。 第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場 一百七十七条 法第六十六条の十五において準用する法第三十九条

一~七 (略)

たす場合 和解が成立している場合であって、 次に掲げる要件の全てを満

品仲介業者の所属金融商品取引業者等に交付されていること。 確認したことを証する書面が金融商品仲介業者及び当該金融商 行われるものであることをイの弁護士又は司法書士が調査し、 口の支払が事故による損失の全部又は一部を補塡するために

九 が定まっている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たす場 一仲介業者と顧客との間で顧客に対して支払をすることとなる額 事故による損失について、 所属金融商品取引業者等及び金融商

> は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及び る場合を含む。 の二第二項、第三項(法第六十三条の三第二項において準用す 若しくは第四項、 第六十六条の十九第 項又

六・七 略

その理由

3 (略

第二百七十七条 第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場 (事故の確認を要しない場合) 法第六十六条の十五において準用する法第三十九条

合とする。

一~七 (略)

和解が成立している場合であって、 次に掲げるすべての要件

満たす場合

イ・ロ

商品仲介業者の所属金融商品取引業者等に交付されていること に行われるものであることをイの弁護士又は司法書士が調査し 口の支払が事故による損失の全部又は一部を補てんするため 確認したことを証する書面が金融商品仲介業者及び当該金融

九 る額が定まっている場合であって、 商品仲介業者と顧客との間で顧客に対して支払をすることとな 事故による損失について、 所属金融商品取引業者等及び金融 次に掲げるすべての要件を

合(前各号に掲げる場合を除く。)

### イ (略

ロ イの支払が事故による損失を補塡するために行われるもので イの支払が事故による損失を補塡するために行われるもので こと。

## 十・十一 (略)

2

(略)

3 らない。 申込み若しくは約束又は提供に係る事故の発生した金融商品仲介業 げる場合において、法第六十六条の十五において準用する法第三十 東財務局長 財務支局長、 当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福岡 者の本店その他の営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長 る月の翌月末日までに、 提供したときは、その申込み若しくは約束又は提供をした日の属す 益を提供する旨を申し込み、 九条第三項ただし書の確認を受けないで、 所属金融商品取引業者等は、 国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては関 一百七十八条において同じ。) に報告しなければ 第二百七十九条各号に掲げる事項を、 若しくは約束し、又は財産上の利益を 第一項第九号から第十一号までに掲 顧客に対し、 財産上の利 当該 3

満たす場合(前各号に掲げる場合を除く。)

### イ (略)

口

ること。

「本の支払が事故による損失を補てんするために行われるものることが、金融商品取引業協会により任命された複数の委員(事故に係の利害関係のない弁護士又は司法書士である者に限る。)によの利害関係のない弁護士又は司法書士である者に限る。)によの利害関係のない弁護士又は司法書士である者に限る。)による前属金融商品取引業協会の内部に設けられた委員会の利害はなれるものをいう。)において調査され、確認されているものであること。

## - + 十 (略)

2

(略)

げる場合において、法第六十六条の十五において準用する法第三十 財務支局長、 当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福岡 者の本店その他の営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長 申込み若しくは約束又は提供に係る事故の発生した金融商品仲介業 提供したときは、その申込み若しくは約束又は提供をした日の属す 益を提供する旨を申し込み、 九条第三項ただし書の確認を受けないで、 東財務局長。 る月の翌月末日までに、 所属金融商品取引業者等は、 次条において同じ。)に報告しなければならない。 国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては 第二百七十九条各号に掲げる事項を、 若しくは約束し、又は財産上の利益を 第一項第九号から第十一号までに掲 顧客に対し、 財産上の利 当該

# (損失補塡の禁止の適用除外)

第二百七十七条の二 法第六十六条の十五において準用する法第三十

九条第四項に規定する内閣府令で定める投資信託は、

一に定める投資信託とする。

(事故の確認の申請)

所在地を管轄する財務局長に提出しなければならない。 、当該確認に係る事故の発生した本店その他の営業所又は事務所のよる申請書及びその添付書類の正本一通並びにこれらの写し一通を第三項ただし書の確認を受けようとする者は、同条第七項の規定に第二百七十八条 法第六十六条の十五において準用する法第三十九条 第二百七十八条

(確認申請書の記載事項)

第七項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする第二百七十九条 法第六十六条の十五において準用する法第三十九条 :

·二 (略)

一 確認を受けようとする事実に関する次に掲げる事項

7~ハ (略)

ニ 補塡に係る顧客の損失が事故に起因するものである理由

ホ (略)

四 (略)

(新設)

第百十九条の

(事故の確認の申請)

所在地を管轄する財務局長に提出しなければならない。 第三項ただし書の確認を受けようとする者は、同条第五項の規定に第三百七十八条 法第六十六条の十五において準用する法第三十九条

(確認申請書の記載事項)

第五項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする第二百七十九条 法第六十六条の十五において準用する法第三十九条

•二 (略)

三 確認を受けようとする事実に関する次に掲げる事項

(略)

;

二 <u>補てん</u>に係る顧客の損失が事故に起因するものである理由

ホ (略)

四 (略)

## (確認申請書の添付書類)

料とする。

事項の内容を確認したことを証明する書類その他参考となるべき資工項に規定する内閣府令で定めるものは、顧客が前条各号に掲げる第二百八十条 法第六十六条の十五において準用する法第三十九条第

のである場合には、適用しない。 条第七項の規定による申請書が同条第一項第二号の申込みに係るも 2 前項の規定は、法第六十六条の十五において準用する法第三十九 2

## (登録事項の変更等の届出

第二百九十二条 (略)

書を管轄財務局長等に提出しなければならない。 に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出又は第三号の規定により届出を行う金融商品仲介業者は、次の各号2 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号

### **一**~四 (略)

当することとなった場合に限る。) 次に掲げる事項号に該当する場合(法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該五 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二

#### 1 (略)

の理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七(法第六十口) 行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びそ

## (確認申請書の添付書類

料とする。

事項の内容を確認したことを証明する書類その他参考となるべき資

五項に規定する内閣府令で定めるものは、顧客が前条各号に掲げる
第二百八十条 法第六十六条の十五において準用する法第三十九条第

のである場合には、適用しない。 条第五項の規定による申請書が同条第一項第二号の申込みに係るも前項の規定は、法第六十六条の十五において準用する法第三十九

(登録事項の変更等の届出)

第二百九十二条 (略)

書を管轄財務局長等に提出しなければならない。 に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出又は第三号の規定により届出を行う金融商品仲介業者は、次の各号2 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号

## 一~四 (略)

当することとなった場合に限る。) 次に掲げる事項号に該当する場合(法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該五 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二

### イ (略)

の理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七(法第六十口 行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びそ

第六十六条の四十第 る場合を含む。)若しくは第四項、 の二第二項、 条の十四第二項において準用する場合を含む。)、第六十三条 第三項 (法第六十三条の三第二項において準用す 項又は第六十六条の六十 第六十六条の十九第 一第 項の規定 項、

七 (略

による届出をした年月日及びその理由

3 六 • 略

、業務管理体制の整備

第三百六条 満たさなければならない。 者が整備しなければならない業務管理体制は、 法第六十六条の三十三第一項の規定により信用格付業 次に掲げる要件を

(略)

がとられていること。 信用格付業に係る利益相反を防止するための次に掲げる措置

信用格付行為のうち利益相反又はそのおそれのある行為

より特定し、当該行為が投資者の利益を害しないことを確保 するための措置 以下この章において「特定行為」という。)を適切な方法に (次に掲げる措置を含む。 以下この章におい

(1) (2) (略)

て「利益相反回避措置」という。)

(3)信用格付業者と格付関係者との間で利益相反のおそれの

> は第六十六条の四十第 る場合を含む。)若しくは第四項、 の二第二項、 条の十四第二項において準用する場合を含む。)、第六十三条 第三項 (法第六十三条の三第二項において準用す 一項の規定による届出をした年月日及び 第六十六条の十九第一項又

六 · 七 略

その理由

3

略

第三百六条 者が整備しなければならない業務管理体制は、 、業務管理体制の整備 法第六十六条の三十三第一項の規定により信用格付業 次に掲げる要件を

一~六 (略) 満たさなければならない。

がとられていること。 信用格付業に係る利益相反を防止するための次に掲げる措置

イ て「利益相反回避措置」という。) するための措置 より特定し、当該行為が投資者の利益を害しないことを確保 以下この章において「特定行為」という。)を適切な方法に 信用格付行為のうち利益相反又はそのおそれのある行為( (次に掲げる措置を含む。 以下この章におい

(1) (2)(略

(3)信用格付業者と格付関係者との間で利益相反のおそれの

利益を害しないことを確保するための措置する事項を対象とする信用格付の付与において、投資者のある次に掲げる場合において、当該格付関係者が利害を有

(i) (略)

ている者が格付関係者である場合決権(第十五条の二に規定するものを除く。)を保有し決権(第十五条の二に規定するものを除く。)を保有し

(iii) • (iv) (略)

(4) • (5) (略)

八~十七 (略)口 (略)

2 { 8

(略)

第五章 高速取引行為者

第一節

総則

(登録の申請)

別紙様式第二十九号により作成した法第六十六条の五十一第一項の男三百二十六条 法第六十六条の五十の登録を受けようとする者は、

して、その者の本店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が規定により当該登録申請書に添付すべき書類又は電磁的記録を添付登録申請書に、当該登録申請書の写し及び同条第二項又は第三項の

利益を害しないことを確保するための措置する事項を対象とする信用格付の付与において、投資者のある次に掲げる場合において、当該格付関係者が利害を有

(i) (略)

る者が格付関係者である場合 決権(第十六条に規定するものを除く。)を保有してい決権(第十六条に規定するものを除く。)を保有してい

(iii) · (iv) (略)

(4) (5) (略)

口 (略)

八~十七 (略)

2~8 (略)

(新設)

(新設)

	三 業務分掌の方法
(新設)	府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 第三百二十八条 法第六十六条の五十一第二項第二号に規定する内閣 (業務の内容及び方法)
	ける主たる営業所又は事務所の名称及び所在地
	、商号又は名称 国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人の氏名 国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人の氏名 ので定める事項は、次に掲げる事項とする。
(新設)	第三百二十七条 法第六十六条の五十一第一項第七号に規定する内閣(登録申請書の記載事項)
	できる。 できる。 できる。
	2 前項の登録申請書は、別紙様式第二十九号に準じて英語で作成すに提出しなければならない。 国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては関東財務局長、 福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福岡財務支局長、

取引戦 い略ごとに、 当該取引戦略の概要 (次に掲げる事項を含む

取引戦略の類型

口 高速取引行為に係る金融商品取引所等の名称又は商号

引の種類 高速取引行為の対象とする有価証券又は市場デリバティブ取

Ŧī. 高速取引行為に係る業務に関し、 法令等を遵守させるため

0

導に関する業務を統括する者の氏名及び役職名 高速取引行為に係る業務を管理する責任者の氏名及び役職名

七二六 置場所及び保守の方法 高速取引行為に係る電子情報処理組織その他の設備の概要: 設

分に行うための措置の内容 高速取引行為に係る電子情報処理組織その他の設備の管理を十

(登録申請書の添付書類)

第三百二十九条 府令で定める書類は、 法第六十六条の五十一第二項第四号に規定する内閣 次に掲げる書類とする。

業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面

法人であるときは、次に掲げる書類 当該役員の沿革を

役員の履歴書 (役員が法人であるときは、

記載した書面)

定めていない者であるときは、 役員(登録申請者が外国法人であって国内における代表者を 国内における代理人を含む。

きは、当該役員の登記事項証明書)又はこれに代わる書面及びハにおいて同じ。)の住民票の抄本(役員が法人であると

- 、当該婚姻前の氏名を証する書面 げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは の五十一第一項の登録申請書に記載した場合において、ロに掲 役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第六十六条
- 旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面 一 役員が法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない
- 最終の貸借対照表(関連する注記を含む。)及び損益計算書にも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面 役員が法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれ
- 一 個人であるときは、次に掲げる書類

(関連する注記を含む。

- における代理人の登記事項証明書)又はこれに代わる書面票の抄本(国内における代理人が法人であるときは、当該国内きは、国内における代理人を含む。ハにおいて同じ。)の住民団 登録申請者(登録申請者が外国に住所を有する個人であると
- るものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面いて、ロに掲げる書類が当該登録申請者の婚姻前の氏名を証す法第六十六条の五十一第一項の登録申請書に記載した場合にお法の事情書の婚姻前の氏名を当該登録申請者の氏名に併せて
- 登録申請者が法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当

ホ 別紙様式第一号の二により作成した書面

前条第五号及び第六号に規定する者の履歴書

五 純財産額を算出した書面

兀

(定めるものに限る。)を添付することができる。 (関連する注記を含む。)が電磁的記録で作成されているとき、又は損益計算書(関連する注記を含む。)について書面に代えて電磁は損益計算書(関連する注記を含む。)について書面に代えて電磁は関連する注記を含む。)が電磁的記録で作成されているとき、又

(電磁的記録)

| める電磁的記录は、欠こ掲げる構造のハげれかこ该当するものとす | 第三百三十条 | 法第六十六条の五十一第三項に規定する内閣府令で定 |

る。 ある電磁的記録は、次に掲げる構造のいずれかに該当するものとす

ブルディスクカートリッジ 日本工業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシ

ミリメートルの光ディスク 日本工業規格X〇六〇六及びX六二八二に適合する直径百二十

二 ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X○六規定する方式一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二五に

定(新設)

	二   役員又は使用人のうちに、経歴、暴力団員による不当な行為の   行することができないと認められること。
	用人の確保の状況並びに組織体制に照らし、当該業務を適正に遂一その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使
	- 基準に該当するかどうかを審査するものとする。 
	るかどうかの審査をするときは、登録申請者が次に掲げるいずれか
	為に係る業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であ
(新設)	第三百三十二条 法第六十六条の五十三第三号に規定する高速取引行
	(人的構成の審査基準)
	のとする。
	い場合にあっては関東財務局)に備え置き、公衆の縦覧に供するも
	る場合にあっては福岡財務支局、国内に営業所又は事務所を有しな
	地を管轄する財務局(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にあ
	に係る高速取引行為者登録簿を当該高速取引行為者の本店等の所在
(新設)	第三百三十一条 管轄財務局長等は、その登録をした高速取引行為者
	(高速取引行為者登録簿の縦覧)
	二 申請年月日
	一登録申請者の商号又は名称
	ない。
	3 第一項の電磁的記録には、次に掲げる事項を記載しなければなら
	○五に規定する方式

営に不適切な資質を有する者があることにより、 係る業務の信用を失墜させるおそれがあると認められること。 号に規定する暴力団員との関係その他の事情に照らして業務の運 防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六 高速取引行為に

## (純財産額の算出)

第三百三十三条 純財産額は、 第十四条の規定に準じて計算しなければならない。 法第六十六条の五十三第七号の規定により算出する

(新設

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第三 載した届出書に、 ば足りる。 提出しなければならない。 区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、 を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の う高速取引行為者は、 当該各号に定める書類は、 |百三十四条 法第六十六条の五十四第 別紙様式第二十九号により作成した変更後の内容 変更の内容、 ただし、 当該届出書の提出後遅滞なく提出すれ 変更年月日及び変更の理由を記 やむを得ない事由があるときは 項の規定により届出を行 所管金融庁長官等に

(新設

口

婚姻前の氏名を、

氏名に併せて別紙様式第二十九号により作

ときは、

当該変更に係る事項を記載した登記事項

紅明書

(個人である

住民票の抄本)又はこれに代わる書面

があった場合

次に掲げる書類

法第六十六条の五十一第一項第

号に掲げる事項について変更

- 61 -

イに掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、

当該婚姻前の氏名を証する書面

項証明書又はこれに代わる書面 ついて変更があった場合 当該変更に係る事項を記載した登記事 一 法第六十六条の五十一第一項第二号又は第四号に掲げる事項に

があった場合 次に掲げる書類 法第六十六条の五十一第一項第三号に掲げる事項について変更

新たに役員となった者に係る次に掲げる書類

した書面) した書面) した書面) であるときは、当該役員の沿革を記載

事項証明書)又はこれに代わる書面 住民票の抄本(役員が法人であるときは、当該役員の登記

ときは、当該婚姻前の氏名を証する書面で、②に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでない作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合においる場所の氏名を、氏名に併せて別紙様式第二十九号により

官公署の証明書又はこれに代わる書面 法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨

- 新たに国内における代理人となった者に係る次に掲げる書類 第三百二十七条第一号に掲げる事項について変更があった場合
- 、当該婚姻前の氏名を証する書面 イに掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは 成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、 成地を変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、
- ができる。 前項の届出書及び同項各号に定める書類は、英語で記載すること

4

所管金融庁長官等は、高速取引行為者から管轄財務局長等の管轄 する区域を超えて本店等の所在地を変更したことの届出を受理した 場合には、届出書及び高速取引行為者登録簿のうち当該高速取引行 場合には、届出書及び高速取引行為者登録簿のうち当該高速取引行 内にある場合にあっては福岡財務支局長、国内に営業所又は事務所 本有しない場合にあっては関東財務局長、国内に営業所又は事務所 を有しない場合にあっては関東財務局長、国内に営業所又は事務所 を有しない場合にあっては関東財務局長の管轄財務局長等の管轄

第三 2 第三百三十五条 5 長は、 管金融庁長官等に提出しなければならない。 号に掲げる書類 載した届出書に、 さなければならない。 あるものに限る。 う高速取引行為者は、 録するものとする。 が整備しなければならない業務管理体制は、 (業務の内容又は方法の変更の届出) (業務管理体制の整備) |百三十六条 れていること。 社内規則その他これに準ずるものをいう。 前項の届出書及び書類は、 前項の規定による書類の送付を受けた財務局長又は福岡財務支局 規則等を遵守するための従業員に対する研修その他の措置がとら 高速取引行為に係る業務を適確に遂行するための社内規則等 第 当該高速取引行為者に係る事項を高速取引行為者登録簿に登 一節 法第六十六条の五十四第三項の規定により届出を行 業務 法第六十六条の五十五の規定により高速取引行為者 (内容に変更のあるものに限る。 )を記載した書類及び第三百二十九条第一項第四 第三百二十八条各号に掲げるもの 変更の内容、 英語で記載することができる。 変更年月日及び変更の理由を記 次に掲げる要件を満た を整備し、 を添付して、 (内容に変更の 当該社内 (新設) (新設)

(新設

第三百三十八条 第三百三十七条 が作成すべき帳簿書類は、 定める状況は、 おそれがあるもの) (業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずる (業務に関する帳簿書類) じていないと認められる状況 該上場金融商品等に係る買付け若しくは売付け若しくはデリバテ ることにより実勢を反映しない作為的なものを形成させるべき当 くぎ付けし、 場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、 に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講 分に行うための措置がとられていること。 るための売買管理が十分でないと認められる状況 ィブ取引又はこれらの申込み若しくは委託等をする行為を防止 高速取引行為に係る電子情報処理組織その 取引所金融商品市場における上場金融商品等の相場若しくは相 その取り扱う法人関係情報に関する管理について法人関係情報 第三節 固定し、若しくは安定させ、 次に掲げる状況とする。 法第六十六条の五十七第1 法第六十六条の五十八の規定により高速取引行為者 経理 次に掲げるものとする。 一号に規定する内閣府令で 又は取引高を増加させ 他 の設備の管理を十 若しくは (新設) (新設)

ときは、 高速取引行為のうち次に掲げるものに係る業務を行う者である 注文伝票及び取引日記帳

法第二条第四十一項第一号に掲げる行為

口 法第二条第四十一項第二号に掲げる行為

第一 運用に係るものを除く。 令第一条の二十二 号に掲げる行為を行わせることとなる金銭その他の財産の 第 一号に掲げる行為 (法第 一条第四十一項

ときは、運用明細書及び発注伝票 高速取引行為のうち次に掲げるものに係る業務を行う者である

令第一条の二十二第一号に掲げる行為

第一 運用に係るものに限る。) 令第一条の二十二第二号に掲げる行為 号に掲げる行為を行わせることとなる金銭その他の財産 (法第 一条第四十一項

2 3 類等」という。 書類であって同項各号に掲げる帳簿書類に類するもの れる場合にあっては、 において「外国帳簿書類」といい る個人である高速取引行為者は、 前項各号に掲げる帳簿書類は、 項各号の規定にかかわらず、 次に掲げる書類 外国の法令に基づいて作成される 英語で記載することができる。 一項各号に掲げる帳簿書類に代え 外国法人又は外国に住所を有す 外国帳簿書類が外国語で作成さ (次項において「外国帳簿書 (以下この条

ることができる。 外国帳簿書類

をもって

第

外国帳簿書類の様式の訳文

- 66 -

- 4 い。 書類等にあっては、 簿書類等にあっては、 日  $\mathcal{O}$ 記帳及び同項第 注文伝票及び同項第二号の発注伝票並びにこれらに類する外国帳 第 項各号に掲げる帳簿書類及び外国帳簿書類等は、 一号の運用明細書並びにこれらに類する外国帳簿 その作成の日から十年間保存しなければならな その作成の日から七年間 同項第 同 一号の取引 項第 一号
- 6 5 用する。 号の運用明細書及び発注伝票を作成する場合について、それぞれ準 第百七十条第一項及び第二項並びに第百七十一条第 号を除く。 四号を除く。 為に関し同号の注文伝票及び取引日記帳を作成する場合について、 の規定は高速取引行為者が第 五十九条第一項 号、 百五十八条第 第四号及び第五号を除く。 の規定は高速取引行為者が第一項第 及び第三 (第二号を除く。 項 (第 項 (第四号及び第六号を除く。 一号を除く。 項 第 及び第三項 及び第二項 一号に規定する行為に関し同 第一 項 一号に規定する行 (第五号を除く。 (第七号及び第九 一項、 (第三号及び第 第二項 並びに第
- ならない。 関し金融商品取引所等が通知した次に掲げる事項を記載しなければ 第二号の発注伝票並びにこれらに類する外国帳簿書類には、注文に 第二号の規定によるもののほか、第一項第一号の注文伝票及び同項
- た時刻をいう。)

  一
  タイムスタンプ(当該金融商品取引所等が当該注文の受付をし
- 一 注文受付番号(当該金融商品取引所等が当該注文を識別するた

めの番号、記号その他の符号をいう。)

い。
び外国帳簿書類は、次に掲げるところにより作成しなければならなび外国帳簿書類は、次に掲げるところにより作成しなければならなり、第五項の規定によるもののほか、第一項各号に掲げる帳簿書類及

たプログラムの内容を確認することができるようにすること。 らに類する外国帳簿書類については、注文を作成するために用い 第一項第一号の注文伝票及び同項第二号の発注伝票並びにこれ

### (事業報告書)

が提出する事業報告書は、別紙様式第三十号により作成しなければ第三百三十九条 法第六十六条の五十九の規定により高速取引行為者

ならない。

する場合には、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うもの4 高速取引行為者(会社を除く。)は、第一項の事業報告書を作成

#### とする。

# (事業報告書の提出期限の承認の手続等)

第三百四十条 行為者 するときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を所管金融庁長 という。)は、 (以下この条において 外国法人又は外国に住所を有する個人である高速取引 令第十八条の四の十一ただし書の承認を受けようと 「外国法人等である高速取引行為者」

官等に提出しなければならない。

- 商号、 名称又は氏名
- 登録年月日及び登録番号
- 三二 事業報告書の提出に関し当該承認を受けようとする期間
- 兀 事業報告書に係る事業年度終了の日
- 五. 事業報告書の提出に関し当該承認を必要とする理由
- 2 \ \ \ 前項の承認申請書には、 次に掲げる書類を添付しなければならな
- 定款又はこれに代わる書面
- あることを証する書面 の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者で 当該承認申請書に記載された外国法人等である高速取引行為者
- 3 法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文 かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該 当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実 一項の承認の申請があった場合において

所管金融庁長官等は、

第

業年度に係る事業報告書について、 変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事 認を受けた期間内) 告書の提出に関して当該承認を受けている場合にあっては、 できないと認められるときは、 から当該申請に係る同項第五号に規定する理由について消滅又は 外国法人等である高速取引行為者が、 (その日が事業年度開始後三月以内 その事業年度経過後三月以内に事業報告書を提出することが の日である場合にあっては、 当該申請のあった日の属する事業年 承認をするものとする。 (直前事業年度に係る事業報 その 本国 その直前事業年度 の法令又は慣行に 当該承

4 前項の承認は、同項の外国法人等である高速取引行為者が毎事業年度経過後三月以内に次に掲げる事項を記載した書類を所管金融庁長官等に提出することを条件として、行われるものとする。ただし出された書類については、当該書類の提出前五年以内に提出された書類をのとする。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類の提出前五年以内に提出された書類を所管金融庁の外国法人等である高速取引行為者が毎事業

変更がなかった旨
当該事業年度中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は

# 意見書に掲げられた関係法令の関係条文

前号に掲げる事項に関する法律専門家の

法律意見書及び当該法

、英語で記載することができる。 第一項の承認申請書、第二項各号に掲げる書類及び前項の書類

第四節 監督

## (開始等の届出を行う場合)

第三百四十一条 法第六十六条の六十第四号に規定する内閣府令で定

める場合は、 次に掲げる場合とする。

五号口若しくはハ、第六号イ若しくは口若しくは第七号に該当す 規定に係る部分に限る。)若しくはハ又は第六十六条の五十三第 法第二十九条の四第一項第一号イ (法に相当する外国の法令の

ることとなった場合

に該当することとなった事実を知った場合 役員が法第二十九条の四第 項第二号イからリまでのいずれか

あっては、 の法令に基づき同種類の申立てが行われた事実を知った場合を含 れた事実を知った場合 破産手続開始、 主たる営業所又は事務所の所在する国において当該国 再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行わ (外国法人又は外国に住所を有する個人に

において同じ。 定款 (これに準ずるものを含む。 を変更した場合 第三百四十三条第一項第六号

五. 引行為者の業務の運営又は財産の状況に重大な影響を及ぼすおそ れのあるものに限る。 れに付随する業務以外の業務に係るものにあっては、 役職員に法令等に反する行為(高速取引行為に係る業務又はこ 次号並びに次条第 一項第八号及び第九号に 当該高速取

六 前号の事故等の詳細が判明した場合

おいて「事故等」という。

があったことを知った場合

終結した場合終結した場合のに限る。)の当事者となった場合又は当該訴訟若しくは調停が 業務の運営又は財産の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるも 業務の運営又は財産の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるも でに限る。)の当事者となった場合又は当該高速取引行為者の

二十九条の四第一項第一号イに該当する場合を除く。)る外国の法令に基づく行政官庁の不利益処分を受けた場合(法第八 外国法人又は外国に住所を有する個人にあっては、法に相当す

(届出書に記載すべき事項)

る事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出しなければなら 引行為者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定め 第三百四十二条 法第六十六条の六十の規定により届出を行う高速取

| 法第六十六条の六十第一号に該当する場合| 次に掲げる事項ない。

由
「開始の年月日、休止の期間及び理由又は再開の年月日及び理」

- (3) (2) 合併の年月日及び理由
- 合併の方法
- (1) あっては、次に掲げる事項 分割により他の法人の事業の全部又は一部を承継した場合に
- 分割の相手方の商号又は名称
- (3) (2) 分割の年月日及び理由 承継した事業の内容
- 他の法人から事業の全部又は 次に掲げる事項 一部を譲り受けた場合にあって
- 譲受けの相手方の商号又は名称 譲り受けた年月日及び理由
- (3) (2) (1) は 譲り受けた事業の内容
- 兀 生手続開始又は更生手続開始の申立てを行った年月日及び理由 法第六十六条の六十第三号に該当する場合 破産手続開始、 再
- 区分に応じ、当該イからトまでに掲げる事項 前条第一号に該当する場合 当する外国の法令の規定に係る部分に限る。 高速取引行為者が法第二十九条の四第一項第 次のイからトまでに掲げる場合の に該当すること 一号イ (法に相

となった場合にあっては、

次に掲げる事項

する外国の法令の規定により当該高速取引行為者が当該外国 が当該外国において受けている同種類の登録等又は法に相当 おいて行った法第六十三条第二項若しくは第六十三条の三 法に相当する外国の法令の規定により当該高速取引行為者

第一項の規定による届出と同種類の届出の内容

- (2) 当該登録等又は届出の年月日
- を命ぜられた年月日及び理由 当該登録等を取り消され、又は当該届出に係る業務の廃止
- を命ぜられた業務の内容
  当該登録等を取り消され、又は当該届出に係る業務の廃止
- ることとなった場合にあっては、次に掲げる事項 高速取引行為者が法第二十九条の四第一項第一号ハに該当す
- (1) 違反した法令の規定
- ② 刑の確定した年月日及び罰金の額
- おける代理人を定めていない者に該当した年月日こととなった場合にあっては、国内における代表者又は国内に一高速取引行為者が法第六十六条の五十三第五号ハに該当する
- こととなった場合にあっては、次に掲げる事項ホー高速取引行為者が法第六十六条の五十三第六号イに該当する
- (1) 該当することとなった者の氏名
- となった場合にあっては、後見開始の審判又は保佐開始の審別 当該者が法第二十九条の四第一項第二号イに該当すること

判を受けた年月日

- 日となった場合にあっては、破産手続開始の決定を受けた年月となった場合にあっては、破産手続開始の決定を受けた年月31、当該者が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当すること
- の種類 ることとなった場合にあっては、刑の確定した年月日及び刑 ることとなった場合にあっては、刑の確定した年月日及び刑
- (6)(5)準用する場合を含む。 第六十六条の十九第 する場合を含む。 の二第二項、 二第一項、 ることとなった場合にあっては、 た年月日及び理由 ることとなった場合にあっては、 による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の 十六条の六十一第 理由 当該者が法第二十九条の四第一 当該者が法第二十九条の四第 第六十条の七 第三項 次号へにおいて同じ。)若しくは第四項、 一項の規定による届出をした年月日及びそ (法第六十三条の三第1 項、 次号へにおいて同じ。 (法第六十条の十四第二項において 第六十六条の四十第 項第二号へ又はトに該当す 項第二号ニ又はホに該当す 取り消され、 行政手続法第十五条の規定 一項において準用 又は命ぜられ 項又は第六 第六十三条
- 及び理由となった場合にあっては、解任又は解職を命ぜられた年月日となった場合にあっては、解任又は解職を命ぜられた年月日と該者が法第二十九条の四第一項第二号チに該当すること

(7)

高速取引行為者が法第六十六条の五十三第六号ロに該当する

ない者に該当した年月日こととなった場合にあっては、国内における代理人を定めてい

定める金額に満たなくなった年月日及び理由ととなった場合にあっては、純財産額が令第十八条の四の十にト。高速取引行為者が法第六十六条の五十三第七号に該当するこ

五 前条第二号に該当する場合 次に掲げる事項

当することとなった役員の氏名又は名称 法第二十九条の四第一項第二号イからリまでのいずれかに該

を受けた年月日となった場合にあっては、後見開始の審判又は保佐開始の審判 当該役員が法第二十九条の四第一項第二号イに該当すること

ることとなった場合にあっては、刑の確定した年月日及び刑の二 当該役員が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はリに該当すとなった場合にあっては、破産手続開始の決定を受けた年月日となった場合にあっては、破産手続開始の決定を受けた年月日

年月日及び理由 ることとなった場合にあっては、取り消され、又は命ぜられた 当該役員が法第二十九条の四第一項第二号二又はホに該当す

種類

一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、ることとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定に当該役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当す

由
一
六条の六十一第一項の規定による届出をした年月日及びその理
第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項又は第六十

び理由 となった場合にあっては、解任又は解職を命ぜられた年月日及となった場合にあっては、解任又は解職を命ぜられた年月日及り、当該役員が法第二十九条の四第一項第二号チに該当すること

前条第三号に該当する場合 次に掲げる事項

った者の商号、名称又は氏名

・ 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行

七 前条第四号に該当する場合 次に掲げる事項

マ 変更の年月日 変更の内容及び理由

事故等が発生した営業所又は事務所の名称前条第五号に該当する場合 次に掲げる事項

事故等を惹起した役職員の氏名又は名称及び役職名

事故等の概要

口

イ 事故等が発生した営業所又は事務所の名称 前条第六号に該当する場合 次に掲げる事項

事故等を惹起した役職員の氏名又は名称及び役職名

コ 事故等を惹起 コ 事故等を惹起

一 社内処分を行った場合はその内容

前条第七号に該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分

に応じ、 当該イ及びロに掲げる事項

訴訟又は調停の当事者となった場合にあっては、 次に掲げる

(1) 事項 訴訟又は調停の当事者の氏名又は名称及び住所

(2) 訴訟の提起又は調停の申立てが行われた年月日

(4) (3) 管轄裁判所名

事件の内容

口 訴訟又は調停が終結した場合にあっては、 次に掲げる事項

訴訟又は調停の当事者の氏名又は名称及び住所

(2) (1) (3)判決又は和解の内容 訴訟又は調停が終結した年月日

前条第八号に該当する場合 次に掲げる事項

不利益処分の内容

不利益処分を受けた年月日及び理由

前項の届出書は、 英語で記載することができる。

2

(届出書に添付すべき書類)

第三百四十三条 引行為者は、 前条第 法第六十六条の六十の規定により届出を行う高速取 項の届出書に、 次の各号に掲げる場合の区分

に該当する場合には、 当該各号に定める書類を添付しなければなら

法第六十六条の六十第二号に該当する場合 次のイからハまで

(新設)

に掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる書類

- (1) 他の法人と合併した場合にあっては、 合併契約の内容及び合併の手続を記載した書面 次に掲げる書類
- (2) 当事者の最近の貸借対照表 (関連する注記を含む。 口 (2) 及
- (3) 合併後の純財産額を記載した書面

ハ②において同じ。)

- あっては、 分割により他の法人の事業の全部又は一部を承継した場合に 次に掲げる書類
- (1) 吸収分割契約の内容及び分割の手続を記載した書面
- (3) (2) 当事者の最近の貸借対照表
- 分割後の純財産額を記載した書面
- は、 他の法人から事業の全部又は一部を譲り受けた場合にあって 次に掲げる書類
- (1) した書面 事業の譲受けの契約の内容及び事業の譲受けの手続を記載
- (2)当事者の最近の貸借対照表
- (3) 事業の譲受け後の純財産額を記載した書面
- 法第六十六条の六十第三号に該当する場合 破産手続開始、 再生手続開始又は更生手続開始の申立てに係 次に掲げる書類
- 口 最近の日計表

る書面の写し

げる場合の区分に応じ、 第三百四十一条第一号に該当する場合 当該イからホまでに掲げる書類 次のイからホまでに掲

となった場合にあっては、次に掲げる書類当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)に該当すること当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)に該当すること

1

- ② 当該外国の法令及びその訳文 取消し又は廃止を命ずる書面の写し又はこれに代わる書面
- 確定判決の内容を記載した書面ることとなった場合にあっては、確定判決の判決書の写し又は「高速取引行為者が法第二十九条の四第一項第一号ハに該当す
- る書面
  こととなった場合にあっては、登記事項証明書又はこれに代わこととなった場合にあっては、登記事項証明書又はこれに代わる。高速取引行為者が法第六十六条の五十三第五号ロに該当する
- こととなった場合にあっては、次に掲げる書類 高速取引行為者が法第六十六条の五十三第六号イに該当する
- くは保佐開始の決定の内容を記載した書面 くは保佐開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定若し該当することとなった場合にあっては、後見開始の決定若し」 当該高速取引行為者が法第二十九条の四第一項第二号イに
- 回 | 図 | 当該高速取引行為者が法第二十九条の四第一項第二号口に | 図 | 当該高速取引行為者が法第二十九条の四第一項第二号口に
- はリに該当することとなった場合にあっては、確定判決の判別 当該高速取引行為者が法第二十九条の四第一項第二号ハ又

# 決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

廃止の根拠となる外国の法令及びその訳文 はホに該当することとなった場合において、外国において取り消され、又は命ぜられたときにあっては、取消し又は廃止を命ずる書面の写しととなった場合において、外国において取

た書面 定める金額に満たなくなった日の日計表及び純財産額を算出しととなった場合にあっては、純財産額が令第十八条の四の十にととなった場合にあっては、純財産額が令第十八条の四の十に

四 第三百四十一条第二号に該当する場合 次に掲げる書類

イ

の審判書の写し又は後見開始の決定若しくは保佐開始の決定のった場合にあっては、後見開始の決定若しくは保佐開始の決定役員が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとな

内容を記載した書面

破産手続開始の決定の内容を記載した書面った場合にあっては、破産手続開始の決定の裁判書の写し又は、役員が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなっている。

ととなった場合において、外国において取り消され、又は命ぜととなった場合にあっては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

法令及びその訳文 はこれに代わる書面並びに取消し又は廃止の根拠となる外国の られたときにあっては、 取消し又は廃止を命ずる書面の写し又

七 六 五 第三百四十一条第三号に該当する場合 最近の日計表

第三百四十一条第四号に該当する場合 変更後の定款

する外国の法令及びその訳文 第三百四十一条第八号に該当する場合 当該不利益処分を規定

前項各号に定める書類は、 英語で記載することができる。

2

(廃業等の届出)

第三百四十四条 法第六十六条の六十 第一 項の規定により届出を行

項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出しなければならない う者は、 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 当該各号に定める事

び死亡の年月日 法第六十六条の六十 一第 一項第 号に該当する場合 その旨及

月日及び理由 法第六十六条の六十 一第 一項第二号に該当する場合 廃止の年

る事項 法第六十六条の六十一第一項第三号に該当する場合 次に掲げ

イ 合併の相手方の商号又は名称

口 合併の年月日及び理由

合併の方法

(新設)

る事項 法第六十六条の六十一第一項第四号に該当する場合 次に掲げ

一破産手続開始の申立てを行った年月日

ロ 破産手続開始の決定を受けた年月日

る事項とは第六十六条の六十一第一項第六号に該当する場合

次に掲げ

- 承継先の商号又は名称

ロ 分割の年月日及び理由

る事項 法第六十六条の六十一第一項第七号に該当する場合 次に掲げ

譲渡の年月日及び理由譲渡先の商号、名称又は氏名

2

| 法第六十六条の六十一第一項第三号に該当する場合 | 合併契約|| 最近の日計表 | 最近の日計表 |

三 法第六十六条の六十一第一項第四号に該当する場合 破産手続

の内容及び合併の手続を記載した書面

開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載

した書面

条、	条、
第三百二十七条 (略)   (申請書等の提出先等)	第三百四十八条(略)(申請書等の提出先等)
第三百二十六条 (略)	第三百匹十七条 (略)
支	支
第五章 雑則	第六章 雑則
(新設)	より行うものとする。
(京本語形)	(監督処分の公告)   「電報により行うものとする。   電報により行うものとする。
(新殳)	第三百四十五条   去第六十六条の六十三第三頁の見定こよる公告は、 (所在不明者の公告)
	とができる。
	3 第一項の届出書及び前項各号に定める書類は、英語で記載するこ
	契約の内容を記載した書面
	五 法第六十六条の六十一第一項第七号に該当する場合 事業譲渡
	計画又は吸収分割契約の内容及び分割の手続を記載した書面
	四 法第六十六条の六十一第一項第六号に該当する場合 新設分割

管轄区域内にあるときは、 見出張所長を経由して提出しなければならない。 録申請書及びその写し一通並びに第五条、 条又は第三 七条又は同項の添付書類 る者の本店等の所在地が財務事務所、 支局長に提出しようとする場合におい 十の登録を受けようとする者が第五条、 百 一十六条第 部を財務事務所長、 当該登録を受けようとする者は、 項 の登録申請書を財務局長又は福岡財務 小樽出張所又は北見出張所の て、 第四十三条、 当該登録を受けようとす 第四十三条、 小樽出張所長又は 第 第二百五十 三百 当該登 Ŧī. 十七 北

3

3

店等 その写し 融 提出しようとする場合において、 百五十二条、 の二十五において準用する場合を含む。 又はこの府令に規定する書類 )所在地、 一該特例業務届出者の本店等の所在地 商 商品仲介業者又は高速取引行為者が申請書、 品取 該金融商品仲介業者又は当 小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは、 て提出しなけ 融商品取引業者等、 所在地又は当該高速取引行為者の本店等の所在地が財務事務 引業者等 一通 当該取引所取引許可業者の国内における代表者の住所、 を管轄財務局長等又は特例業務届出管轄財務局長等に 第二百五十三条及び第二百九十二条の規定による届出 を財務事務所長、 ればならない 当該取 取引所取引許可業者、 引 所取引許 (法第六十四条第三項 「該高速取引行為者 当該金融商品取引業者等の本店等 樽出張所長又は北見出張所長を経 可業者、 )の登録申請書並びに第二 当 「該金融商品仲介業者の本 当該特例業務届出者 届出書その他法、 特例業務届出者、 は (法第六十六条 当該書類及び 当該金 令 金

> 財務 四十三条又は第一 出張所長又は北見出張所長を経由して提出しなければならない。 うとする者は、 張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは、 該登録を受けようとする者の本店等の所在地が財務事務所、 とする者が第五条、 局長又は福岡財務支局長に提出しようとする場合にお 当 一百五十七条の添付書類一部を財務事務所長、 該 第四十三条又は第二百五十七条の登録申 意録申請書及びその写し一通並びに第五条、 当該登録を受けよ 請 小 て、 書を 樽出 第 当

場合において、 務届出者又は 財務事務所、 者の本店等の所在地 引所取引許可業者の国内における代表者の住 轄財務局長等又は特例業務届出管轄財務局長等に提出しようとする 準用する場合を含む。 務事務所長、 百五十三条及び第二百九十二条の規定による届出書を除く。 定する書類 金融商品仲介業者が申請書、 ればならない。 当該金融商 金融商品取引業者等、 (法第六十四条第三項 品取 小樽出張所長又は北見出張所長を経由して提出しなけ 金融 小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは 当該 商 引業者等、 で又は当 品仲介業者 金融商品取引業者等の本店等の所在地 の登録申請書並びに第二百五十二条、 取引所取引許可業者、 該 当該取 届出書その他法、 金融商品仲介業者の は、 (法第六十六条の二十五にお 当該書類 引所取引許可業者、 所 及びその写し 令又はこの府令に規 特例業務届出者又は 本店等 「該特例業務届 当該特例業 所 通 在 を管 を財 地 該

4 出書の提出先については、 第二百四十三条、 業又は投資運用業を行う者に限る。 くはこれらに準ずるもの 人にあっては、 第三十一条の規定により金融商品取引業者 ))が提出をする届出書並びに第二 国内における代表者又は取締役若しくは執行役若し 第二百八十六条及び第三百四十四条に規定する届 (金融商品取引業に係る職務を行う者に限 前項に定めるところに準ずるものとする )の取締役又は執行役 一百四条、 (第一種金融商品取引 第二百四十一条、 (外国法

(情報通信の技術を利用する方法により提出することができる書類

### 等)

# 第三百四十九条 (略

### (標準処理期間)

をするよう努めるものとする。 | 知達した日から当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分 | 、許可又は確認に関する申請があった場合は、その申請が事務所に | 第三百五十条 | 金融庁長官等は、次の各号に掲げる登録、認可、承認 | 管

九条第 に法第六十条第 十七及び第六十六条の五十の登録、 法第三十一条第四項の変更登録 法第二十九条、 一項の許可、 一項及び第六十条の十四第一項の許可 第三十三条の二、 法第三十五条第四項 第六十六条、 同条第六項の認可 法第三十条第一項の認可並び 第四十四条の三第 第六十六条の二 二月 法第五十 一項

> 4 ては、 二百四十三条又は第二百八十六条に規定する届出書の提出先につ る。 業又は投資運用業を行う者に限る。 くはこれらに準ずるもの 人にあっては、国内における代表者又は取締役若しくは執行役若し 第三十一条の規定により金融商品取引業者 前項に定めるところに準ずるものとする。 が提出をする届出書及び第二 (金融商品取引業に係る職務を行う者に限 一百四条、 の取締役又は執行役 (第一種金融商品取 第二百四十一条、 (外国法 第 引

(情報通信の技術を利用する方法により提出することができる書類

### **等**

# 第三百二十八条 (略

### (標準処理期間)

分をするよう努めるものとする。
に到達した日から当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処認、許可又は確認に関する申請があった場合は、その申請が事務所第三百二十九条 金融庁長官等は、次の各号に掲げる登録、認可、承

第六十条の十四第一項の許可 二月二十七の登録、第三十条第一項の認可並びに第六十条第一項及び一 法第二十九条、第三十三条の二、第六十六条及び第六十六条の

条第一項の許可、第三十五条第四項、第四十四条の三第一項ただ二 法第三十一条第四項の変更登録、同条第六項の認可、第五十九

2				
(略)	月	法第六十六条の十五において準用する場合を含む。) の確認 一	十五条の十三第三号の承認並びに法第三十九条第三項ただし書(	ただし書及び第二項ただし書、第四十九条の四第二項並びに令第
2				
(略)		六十六条の十五において準用する場合を含む。)の確認	条の十三第三号の承認並びに法第三十九条第三項ただし書	し書、同条第二項ただし書、第四十九条の四第二項及び令第十

(務)         (第2面)         (第2面) <th< th=""><th></th><th>改正案</th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th>現行</th><th>ī</th><th></th><th></th><th></th></th<>		改正案									現行	ī			
第2面	別紙様式第一号(第五条、第二十条第		, , , ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	別紙	様式第	等一号	・ (第2	五条、	第二-	十条第一項			一項関係)	(日本	≍工業規格A4) (第1面)
* 登		(略)	(第2面)								(略)	)			(第2面)
### 第 30 条 第 1 項 の 認 可	* 登 録 番	<del>E.</del>		*	登		録		番	号		財務			号
(ふ り が な) 2 商 号 又 は 名 称 (ふ り が な) 3 氏 名 4 法人であるときは、資本金の額又は 出資の総額(第一権金融商品取引業 を行おうとする外国法人にあって は、資本金の額又は出資の総額及び 持込資本金の額又は出資の総額及び 持込資本金の額又は出資の総額及び 持込資本金の額又は出資の総額及び 持込資本金の額又は出資の総額及び 持込資本金の額のはは、同内における代表者を 含む。)の氏名又は各称 6 金融商品取引業に関し、法令等を遵 守させるための指導に関する業務を 索然行うを担用人、第6条第1項に規 定する者を含む。)の氏名 関語 2 の氏名 関語 3 氏 名 4 法人であるときは、資本金の額又は 関節における代表者を 含む。)の氏名又は第一総額及び 持込資本金の額の 5 法人であるときは、役員(外国法人 にあっては、国内における代表者を 含む。)の氏名又は4章 心能額及び 持込資本金の額の 6 金融商品取引業に関し、法令等を遵 守させるための指導に関する業務を 索然行うを担用人、第6条第1項に規 定する者を含む。)の氏名 ア 投資助言業務又は投資運用業に関し、法令等を遵 守させるための指導に関する業務を 対域行る使用人(第6条第1項に規 定する者を含む。)の氏名 ア 投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括 する使用人(第6条第2項に規定す る者を含む。)の氏名 8 業 務 の 種 別 別添5のとおり 9 電子募集取扱業務を行う場合にあっ ては、その旨			認可年月日	*								認可の	有 無	認同	可年月日
2 商 号 又 は 名 称         (ふ り が な)           3 氏         名           4 法人であるときは、資本金の額又は 出資の総額(第一種金融商品取引業 を行おうとする外国法人にあって は、資本金の額又は出資の総額及び 持込資本金の額)         別添1のとおり は、資本金の額又は出資の総額及び 持込資本金の額別         別添1のとおり は、資本金の額又は出資の総額及び 持込資本金の額別           5 法人であるときは、役員(外国法人 にあっては、国内における代表者を 含む。)の氏名又は名称         別添2のとおり 会む。)の氏名又は名称         5 法人であるときは、役員(外国法人 にあっては、国内における代表者を 含む。)の氏名又は名称         6 金融商品取引業に関し、法令等を適 守させるための指導に関する業務を 総括する使用人(第6条第1項に規 定する者を含む。)の氏名         別添3のとおり を統括する使用人(第6条第1項に規 定する者を含む。)の氏名         別添3のとおり を統括する使用人(第6条第1項に規 定する者を含む。)の氏名         別添3のとおり を統括する使用人(第6条第1項に規 定する者を含む。)の氏名         別添3のとおり の氏名 定理人者者を含む。)の氏名 を統括する使用人(第6条第1項に規 定する者を含む。)の氏名         別添3のとおり のた名 の所名のとおり         別添3のとおり のた名 の所名のとおり         別添3のとおり のた名 のた名 ののた名 のたる のが、ののた名 のが、のののた名 のが、ののたる のが、ののでの、ののた名 のが、ののた名 のが、ののた名 のが、ののた名 のが、ののたる のが、ののたる のが、のので、のので、のが、のので、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、	1 法 人 ・ 個 人 の 別	法人	個 人	1	法	人	•	個	人(	の別		法	人	個	人
(ふ り が な) 3 氏 名 4 法人であるときは、資本金の額又は 出資の総額(第一種金融商品取引業 を行おうとする外国法人にあって は、資本金の額又は出資の総額及び 持込資本金の額 5 法人であるときは、役員(外国法人 にあっては、国内における代表者を 含む。)の氏名又は名称 6 金融商品取引業に関し、法令等を遵 守させるための指導に関する業務を 統括する使用人(第6条第1項に規 定する者を含む。)の氏名 7 投資助言業務又は投資運用業に関 し、助言又は運用を行う部門を統括 する使用人(第6条第1項に規 でする者を含む。)の氏名 8 業 務 の 種 別 9 電子募集取扱業務を行う場合にあっ ては、その旨  (添 り が な) 3 氏 名 4 法人であるときは、資本金の額又は 出資の総額及び 特込資本金の額フは出資の総額及び 特込資本金の額フは出資の総額及び 特込資本金の額のは出資の総額及び 特込資本金の額のは、資金を含む。)の氏名又は一定令等を適いのよるなとは、)の氏名又は一定令等を適いのまた。 第1年の表表を含む。)の氏名のは、第1年のよるなとは、資本金の額とは、資本金の額とは、資本金の額とは、資本金の額とは、資本金の額とは、資本金の額とは、資本金の額とは、資本金の額とは、資本金の額とは、資本金の額とは、資本金の額とは、資本金の額とは、資本金の額とは、資本金の額とは、資本金ののでは、一定令等を適いの表表を含む。)の氏名文を融資のは、第1年の表表を含む。)の氏名、第1年の表表を含む。)の氏名、第1年の表表を含む。 第1年の表表を含む。)の氏名、第1年の表表を含む。)の氏名、第1年の表表を含む。)の氏名 第1年の表表を含む。)の氏名、第1年の表表を含む。 第1年の表表を含む。)の氏名、第1年の表表を含む。 第1年の表表を含む。)の氏名、第1年の表表を含む。 第1年の表表を含む。)の氏名、第1年の表表を含む。)の氏名、第1年の表表を含む。)の氏名、第1年の表表を含む。)の氏名、第1年の表表を含む。 第1年の表表を含む。)の氏名、第1年の表表を含む。)の氏名、第1年の表表を含む。)の氏名、第1年の表表を含む。)の氏名、第1年の表表を含む。)の氏名、第1年の表表を含む。)の氏名、第1年の表表を含む。)の氏名、第1年の表表を含む。)の氏名、第1年の表表を含む。)の氏名、第1年の表表を含む。)の氏名、第1年の表表を含む。)の氏名、第1年の表表を含む。)の氏名、第1年の表表を含む。 第1年の表表を含む。)の氏名、第1年の表表を含む。)の氏名、第1年の表表を含む。)の氏名、第1年の表表を含む。)の氏名、第1年の表表を含む。)の氏名、第1年の表表を含む。 第1年の表表を含む。)の氏名、第1年の表表を含む。 第1年の表表を含む。 第1年の表表を含む。)の氏名、第1年の表表を含む。				9	, -				,,					•	
4 法人であるときは、資本金の額又は 出資の総額(第一種金融商品取引業 を行おうとする外国法人にあって は、資本金の額又は出資の総額及び 持込資本金の額)         別添1のとおり は、資本金の額又は出資の総額及び 持込資本金の額)         4 法人であるときは、資本金の額又は 出資の総額(第一種金融商品取引業 を行おうとする外国法人にあって は、資本金の額又は出資の総額及び 持込資本金の額)         別添1のとおり は、資本金の額又は出資の総額及び 持込資本金の額)         別添1のとおり は、資本金の額別とは出資の総額及び 持込資本金の額)         5 法人であるときは、役員(外国法人 にあっては、国内における代表者を 含む。)の氏名又は名称 金融商品取引業に関し、法令等を遵 守させるための指導に関する業務を 総括する使用人(第6条第1項に規 定する者を含む。)の氏名         6 金融商品取引業に関し、法令等を遵 守させるための指導に関する業務を 総括する使用人(第6条第1項に規 定する者を含む。)の氏名         別添3のとおり を総括する使用人(第6条第1項に規 定する者を含む。)の氏名         別添3のとおり を総括する使用人(第6条第1項に規 定する者を含む。)の氏名         別添3のとおり の氏名         別添4のとおり る者を含む。)の氏名         別添4のとおり る者を含む。)の氏名         別添4のとおり る者を含む。)の氏名         別添4のとおり る者を含む。)の氏名         別添4のとおり る者を含む。)の氏名         別添5のとおり の氏名         第一個 別添4のとおり る者を含む。)の氏名         製務 の 種別         別添5のとおり の氏名         第一個 別添5のとおり のた名         第一個 別添5のとおり のた名         製業 の 種別         別添5のとおり のた名         第一個 のた名         製業 の の氏名         製業 の の氏名         製業 の の氏名         製業 の の長名         製業 の のた名         製業 の のたる         製業 の のたる         製業 の のたる         製業 の のたる         製業 の のたる         製業 の のたる         関係を行う旨)         (電子募集取扱業務を行う旨)         (電子募集取扱業務を行う旨)         (電子募集取扱業務を行う旨)				2											
出資の総額(第一種金融商品取引業を行おうとする外国法人にあっては、資本金の額又は出資の総額及び特込資本金の額別。															
にあっては、国内における代表者を含む。)の氏名又は名称	出資の総額(第一種金融商品取 を行おうとする外国法人にあ は、資本金の額又は出資の総額	引業 って 別添10	のとおり	igg  4	出資を行	の総 おう 資本	額(3 とす 金の3	第一種 うる外 額又に	重金融 国法丿	商品取引業 (にあって	業で		別添 1 0	りとおり	
・ウンせるための指導に関する業務を 統括する使用人(第6条第1項に規 定する者を含む。)の氏名       別添3のとおり         7 投資助言業務又は投資運用業に関 し、助言又は運用を行う部門を統括 する使用人(第6条第2項に規定す る者を含む。)の氏名       別添4のとおり         8 業 務 の 種 別       別添5のとおり         9 電子募集取扱業務を行う場合にあっ ては、その旨       (電子募集取扱業務を行う旨)            別添3のとおり         ・ウンせるための指導に関する業務を 統括する使用人(第6条第1項に規 定する者を含む。)の氏名         7 投資助言業務又は投資運用業に関 し、助言又は運用を行う部門を統括 する使用人(第6条第2項に規定す る者を含む。)の氏名         8 業 務 の 種 別         9 電子募集取扱業務を行う場合にあっ ては、その旨            9 電子募集取扱業務を行う場合にあっ ては、その旨       (電子募集取扱業務を行う旨)	にあっては、国内における代表		のとおり	5	にあ	って	は、[	国内に	こおけ				別添20	つとおり	
し、助言又は運用を行う部門を統括 する使用人(第6条第2項に規定する者を含む。)の氏名       別添4のとおり         8 業務の種別       別添5のとおり         9 電子募集取扱業務を行う場合にあっては、その旨       (電子募集取扱業務を行う旨)             し、助言又は運用を行う部門を統括 する使用人(第6条第2項に規定する者を含む。)の氏名         8 業務の種別       別添5のとおり         9 電子募集取扱業務を行う場合にあっては、その旨       (電子募集取扱業務を行う旨)	守させるための指導に関する業 統括する使用人(第6条第1項	務を 別添3(	のとおり	6	守さ 統括	せる	ため 使用	の指導 人(第	算に関	する業務を第1項に表	を		別添30	りとおり	
9 電子募集取扱業務を行う場合にあっ (電子募集取扱業務を行う旨) 9 電子募集取扱業務を行う場合にあっ (電子募集取扱業務を行う旨) ては、その旨	し、助言又は運用を行う部門を する使用人(第6条第2項に規	統括 別添4(	のとおり	7	し、 する	助言 使用	又は 人(3	運用を 第6条	を行う 発第23	部門を統括	舌		別添40	つとおり	
ては、その旨	8業務の種別	別添50	のとおり	8	業	務		の	種	別			別添50	つとおり	
		あっ (電子募集取扱業務を行	う旨)	9				業務を	と行う	場合にあっ	つ(電	子募集取	扱業務を行	う旨)	
(有価証券の種類) (有価証券の種類)		(有価証券の種類)									(有	価証券の	種類)		

少額電子募集取扱業務のみを行う場合にあっては、その旨	現行
●額電子募集取扱業務のみを行う場合にあっては、その旨  12 第70条の2第3項に規定する電子中	武子募集取扱業務のみを行う場 集取扱業務のみを行う旨)
込型電子募集取扱業務を行う場合にあっては、その旨   13 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、第二種金融商品取引業として高速取引行為を行う場合(14の場合を除く。)にあっては、その旨   14 第一種金融商品取引業及び投資運用業として高速取引行為を行う場合において、第二種金融商品取引業及び投資運用業を行わない場合において、第二種金融商品取引業として高速取引行為を行う旨)   2 第一種金融商品取引業及び投資運用業を行わない場合において、第二種金融商品取引業として高速取引行為を行う旨)   2 第一種金融商品取引業として高速取引行為を行う旨)   2 第一種金融商品取引業として高速取引行為を行う旨)   3 次にはの場合において、第二種金融商品取引業として高速取引行為を行う旨)   3 本店その他の営業所又は事務所(外国法人にあっては、その旨   1 3 本店その他の営業所又は事務所(外国法人にあっては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所の名称及び所在地   1 4 他に行っている事業の種類 別添 7 のとおり   1 3 本店その他の営業所又は事務所その他の営業所又は事務所をの他の営業所又は事務所をの他の営業所又は事務所をの他の営業所又は事務所をの他の営業所又は事務所をのの高号文は名称が   1 4 他に行っている事業の種類 別添 7 のとおり   1 5 手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関の商号文は名称並びに加め高号文は名称が   1 5 手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関の商号文は名称が   1 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	注子募集取扱業務のみを行う場 集取扱業務のみを行う旨) つっては、その旨 (有価証券の種類)
図画品取引業又は投資運用業として高速取引行為を行う旨)   図点のでは、その旨   14 第一種金融商品取引業及び投資運用業をして高速取引行為を行う旨)   14 第一種金融商品取引業及び投資運用業を行わない場合において、第二種金融商品取引業及び投資運用業を行わない場合において、第二種金融商品取引業として高速取引行為を行うとかり。	記子募集取扱業務を行う場合に 集取扱業務を行う旨)
業を行わない場合において、第二種 金融商品取引業として高速取引行為 を行うときにあっては、その旨         い場合において、第二種金融商品取引業として高 速取引行為を行う旨)           15 13又は14の場合のほか、高速取引行 為を行う場合にあっては、その旨         (13又は14の場合のほか、高速取引行為を行う 旨)           16 本店その他の営業所又は事務所(外 国法人にあっては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所の名称及び所在地         別添6のとおり           17 他に行っている事業の種類         別添7のとおり           18 手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関の商号又は名称並びに加の商号又は名称並びに加の商号又は名称         (手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関の商号又は名称並びに加の商号又は名称)	
16 本店その他の営業所又は事務所(外 国法人にあっては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所の名称及び所在地	
国法人にあっては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所)の名称及び所在地	
18 手続実施基本契約を締結する指定紛 (手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関	、にあっては、本店及び国内に ・主たる営業所又は事務所その (業所又は事務所)の名称及び
一	Fっている事業の種類 別添7のとおり
事業者となる認定投資者保護団体の 名称	- 機関の商号又は名称並びに加 の商号又は名称)
19     会員等となる金融商品取引所の名称       又は商号     工は商号	

		改正案	現行
20	第7条第3号イ、第3号の2、第3 号の3イ及び第4号から第9号まで に掲げる事項	別添8のとおり	17       第7条第3号イ、第3号の2、第3 号の3イ及び第4号から第9号まで に掲げる事項       別添8のとおり
21	第一種金融商品取引業を行う場合 (第一種少額電子募集取扱業務のみ を行う場合であって、投資者保護基 金にその会員として加入しない場合 を除く。)には、加入する投資者保 護基金の名称		18 第一種金融商品取引業を行う場合 (第一種少額電子募集取扱業務のみ を行う場合であって、投資者保護基 金にその会員として加入しない場合 を除く。)には、加入する投資者保 護基金の名称
22	金融商品取引業として高速取引行為 を行う場合において、外国に住所を 有する個人であるときは、国内にお ける代理人の氏名、商号又は名称	(国内における代理人の氏名、商号又は名称)	(新設)
1 3	することができる。 <u>(「22 金融商品</u> 国に住所を有する個人であるときは、 て同じ。) (4) 婚姻により氏を改めた者においては ができる。 <u>(「22 金融商品取引業と</u>	名」欄 成された通称がある場合は、( ) 書きで併せて記載 出取引業として高速取引行為を行う場合において、外 国内における代理人の氏名、商号又は名称」におい は、婚姻前の氏名を( ) 書きで併せて記載すること として高速取引行為を行う場合において、外国に住所 おける代理人の氏名、商号又は名称」において同	(注意事項) 1・2 (略) 3 「2 商号又は名称」欄及び「3 氏名」欄 (1)・(2) (略) (3) 外国人においては、住民票等に記載された通称がある場合は、 <u>「3 氏名」欄に</u> () ) 書きで併せて記載することができる。 (4) 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を <u>「3 氏名」欄に</u> () )書きで併せて記載することができる。
4	<u>でもりな同人であるとさな、国内で</u> <u>じ。)</u> (略)	(第3面)~(第11面) (略)	4 (略) (第3面)~(第11面) (略)

改正案 現行 別紙様式第一号の二(第九条、第三百二十九条第一項関係) (新設) (日本工業規格A4) (1) 貸借対照表 年 月 日現在 \_(単位:千円) 負債の部 資産の部 科目 金 額 <u>科</u> 目 金額 現金・預金 借 入 金 前 払 金 前 受 金 前 払 費 用 前 受 収 益 未収入金 未払 金 未 収 収 益 未 払 費 用 有 価 証 券 他  $\mathcal{O}$ 建物 器具·備品 土 地 そ 0) 他 事 業 主 借 事 業 主 貸 元 入 合 計 計 (2) 損 益 計 算 書 年 月 日 年 <u>金額</u> 千円 手 数 料 受 取 利 息 有価証券売却益 そ の 他 給料·賃金 租税公課 通信交通費

改正案	現行
調査研究費	
<u>広告宣伝費</u> <u>地代・家賃</u>	
その     他       差引金額(収入金額-経費)	

		改正案		現行
紙様	式第九号(第四十三条、第五十一条第	一項関係) (日本工業規格A4) (第1面) (略) (第2面)	別紙様式第九号(第四十三条、第五十一条第一	- 項関係) (日本工業規格A (第1面 (略) (第2面
*	登 録 番 号	財務(支)局長(登金)第 号 (年月日)	* 登 録 番 号	財務(支)局長(登金)第 号 ( 年 月 日)
1	(ふ り が な) 商 号 又 は 名 称		(ふ り が な)       1 商 号 又 は 名 称	
2	資本金の額、基金の総額又は出資 の総額	別添1のとおり	2 資本金の額、基金の総額又は出資 の総額	別添1のとおり
3	役員(外国法人にあっては、国内 における代表者を含む。)の氏名 又は名称	別添2のとおり	3 役員(外国法人にあっては、国内 における代表者を含む。)の氏名 又は名称	別添2のとおり
4	会計参与設置会社にあっては、会 計参与の氏名又は名称	別添3のとおり	4 会計参与設置会社にあっては、会 計参与の氏名又は名称	別添3のとおり
5	電子募集取扱業務を行う場合にあっては、その旨	(電子募集取扱業務を行う旨)	5 電子募集取扱業務を行う場合にあっては、その旨	(電子募集取扱業務を行う旨)
		(有価証券の種類)		(有価証券の種類)
6	第70条の2第3項に規定する電子 申込型電子募集取扱業務を行う場 合にあっては、その旨	(第70条の2第3項に規定する電子申込型電子募 集取扱業務を行う旨)		(第70条の2第3項に規定する電子申込型電子 集取扱業務を行う旨)
7	登録金融機関業務として高速取引 行為を行う場合にあっては、その 旨	(登録金融機関業務として高速取引行為を行う 旨)	(新設)	
8	<u>7</u> の場合のほか、高速取引行為を 行う場合にあっては、その旨	(7の場合のほか、高速取引行為を行う旨)	(新設)	
9	本店その他の営業所又は事務所 (外国法人にあっては、本店及び 国内における本店等その他の営業 所又は事務所)の名称及び所在地	別添4のとおり	7 本店その他の営業所又は事務所 (外国法人にあっては、本店及び 国内における本店等その他の営業 所又は事務所)の名称及び所在地	別添4のとおり
10	他に行っている事業の種類	別添5のとおり	<u>8</u> 他に行っている事業の種類	別添5のとおり

		改正案			現行
<u>11</u>	登録金融機関業務に関し、法令等 を遵守させるための指導に関する 業務を統括する使用人及びその者 の権限を代行し得る地位にある使 用人の氏名	別添6のとおり	9	登録金融機関業務に関し、法令等 を遵守させるための指導に関する 業務を統括する使用人及びその者 の権限を代行し得る地位にある使 用人の氏名	別添6のとおり
12	投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人及び金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う使用人の氏名	別添7のとおり	10	投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人及び金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う使用人の氏名	別添7のとおり
<u>13</u>	手続実施基本契約を締結する指定 紛争解決機関の商号又は名称並び に加入する金融商品取引業協会及 び対象事業者となる認定投資者保	(手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関 の商号又は名称)	11	手続実施基本契約を締結する指定 紛争解決機関の商号又は名称並び に加入する金融商品取引業協会及 び対象事業者となる認定投資者保	(手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関 の商号又は名称)
	護団体の名称	(加入する金融商品取引業協会の名称)		護団体の名称	(加入する金融商品取引業協会の名称)
		(対象事業者となる認定投資者保護団体の名称)			(対象事業者となる認定投資者保護団体の名称)
14	会員等となる金融商品取引所の名 称又は商号		12	会員等となる金融商品取引所の名 称又は商号	
<u>15</u>	金融商品仲介業務を行う場合の委 託金融商品取引業者の商号		<u>13</u>	金融商品仲介業務を行う場合の委 託金融商品取引業者の商号	
<u>16</u>	第44条第4号、第4号の2、第5 号及び第7号から第10号までに掲 げる事項	別添8のとおり	14	第44条第4号、第4号の2、第5 号及び第7号から第10号までに掲 げる事項	別添8のとおり
	意事項) 略)			:意事項)  略)	
		(第3面) ~ (第11面) (略)			(第3面) ~ (第11面) (略)

現行 改正案 別紙様式第十二号(第百七十二条第一項、第百八十二条第一項関係) 別紙様式第十二号(第百七十二条第一項、第百八十二条第一項関係) (日本工業規格A4) (日本工業規格A4) 年 月 日から 日から 日まで 日まで 年 月 日提出 月 日提出 商号又は名称 商号又は名称 所在地 所在地 代表者の役職氏名 代表者の役職氏名 (注意事項) (注意事項) (略) (略) 1 業務の状況 1 業務の状況 (1)~(6) (略) (1)~(6) (略) (7) 役員及び使用人の状況 (7) 役員及び使用人の状況 ① • ② (略) ①・② (略) ③ 国内における代理人の状況 (新設) 氏名、商号又は名称 (8)・(9) (略) (8)・(9) (略) (注意事項) (注意事項) 1 業務の状況 1 業務の状況 (1)~(6) (略) (1)~(6) (略) (7) 役員及び使用人の状況 (7) 役員及び使用人の状況 ①・② (略) ①・② (略) (新設) ③ 国内における代理人の状況 金融商品取引業として高速取引行為を行う場合において、外国に住所を有する個 人であるときは、国内における代理人について記載すること。 (8)・(9) (略) (8)・(9) (略) (10) 業務の状況 10 業務の状況 当期における第一種金融商品取引業の状況(電子募集取扱業務に係るものを除く。)につ 当期における第一種金融商品取引業の状況(電子募集取扱業務に係るものを除く。)につ いて記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。 いて記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。 ① 有価証券の売買の状況 ① 有価証券の売買の状況 (表略) (表略) (注意事項) (注意事項)  $1 \sim 4$  (略)  $1 \sim 4$  (略) 5 「うち上場証券投資信託」の欄には、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12 5 「うち上場証券投資信託」の欄には、投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平 条第2号に掲げる<u>証券投資信託</u>の受益証券に係るものを記載すること。 成12年政令第480号) 第12条第2号に掲げる投資信託の受益証券に係るものを記載する こと。

			改正第	₹						現行
(10-2)	~ (25)	(略) )(略) x引行為に係る業務の状況	兄							②~⑦ (略) (10-2)~(25) (略) (新設)
<u>金</u> 及び	を融商 ド市場	商品取引業として高速取ら 場デリバティブ取引の状況 その端数を切り捨てるこ	別行為を行うり 兄について記載							
		証券の売買の状況	<u> </u>	T		_	(単位:千	株、百	<u> 万円)</u>	
		取引戦略の名称 取引戦略の類型								
		立会取引	_( )		( )_	(	)	(	)	
	<u>株</u>	市場内取引立会外取引	_( )	_ _	( )	_(	)	(	)	
	<u>174</u>	<u>私設取引シ</u> カカリン			( )_	_(	)	(	)	
<u>株</u>	<u>数</u>	市場外取引 その他	_()	_	( )	_(	)	(	)	
		<u> </u>	_()	-	( )	_(	)	(	)	
		立会取引 立会取引	_( )	_	( )	_(	)	(	)	
<u>券</u>	<u>金</u>	立会外取引	_( )	_	( )	_(	)	(	)	
		<u>私設取引シ</u> 市場外取引		-   -	( )_	_(_	)	(	)	
	<u>額</u>	<u> </u>		- -	( )_		)	(	)	
		<u></u>		_	( )_	_(	)	(	)	
		国债証券								
<u>債</u>		地方債証券								
		特殊債券								
<u>券</u>		社 債 券	_( )		( )_	_(	)_	(	)	
		<u> </u>								
I	l			I		I		I	ļ	

	改正案				現行
- V V	( )	( )	( )	( )	
受益証券					
7 1 1 1 1 2 - N 1 1 N 1 - 2	( )	( )	( )	( )	
うち上場証券投資信託					
7. D lib	( )	( )	( )	( )	
<u>その他</u>					
(注意事項)					
1 有価証券の売買株数又は	売買金額(デリ	バティブ取引に	該当するもの	<b>シ除く )を</b> 町	Ŷ
引戦略ごとに約定基準によ	) = ) <b>(</b> === , ) , (, , ,		10 1 7 0	_ , , , , _ ,	<del>-</del>
に列を追加するなどして全				7.W T (** )3/1/2	
2 取引戦略の名称がない場				を再しわい	
· · · ·					
4 「株券」の欄には株券及					
第7号及び第8号に掲げる					
に係るものを、「債券」の			11771222	1211	
る有価証券をいう。) 及び		- !- 21/4 -		,	-
<u> 益証券」の欄には同項第10</u>	* . *	> +================================		己載し、同項第	
17号に掲げる有価証券に係					
5 「市場内取引」の欄には	取引所金融商品	市場における立	会取引及び立会	会外取引に係る	<u>6</u>
ものを、「市場外取引」の	欄には法第30条	第1項の認可を	受けた金融商品	品取引業者の開	<u> </u>
設する私設取引システムに	おける取引及びそ	それ以外の取引	に係るものを記	!載すること。	
6 外国有価証券(日本国若	しくはその地方	公共団体又は居	住者(外国為精	替及び外国貿易	$\frac{1}{2}$
法第6条第1項第5号に規	定する居住者の	うち法人をいう	。) が本邦(同	司項第1号に規	<u>見</u>
定する本邦をいう。)にお	いて発行する有例	価証券以外の有	価証券をいう。	) に係るもの	
は、株券、債券(社債券)	、受益証券等それ	れぞれに相当す	るものに合算し	、 上段に内書	<u>業</u>
(括弧書) として記載する	こと <u>。</u>				
7 「うち上場証券投資信託	 」の欄には、投	資信託及び投資	法人に関する	去律施行令第13	$_{2}$
条第2号に掲げる投資信託					
<ul><li>② 市場デリバティブ取引の状況</li></ul>				位:百万円)	
取引戦略の名称	_				
 取引戦略の類型					
<u> </u>					
株券に係る取 オプション取り	<u> </u>				
<u>51</u>	_				
<u>その他</u>					

		改正案				現行
		2	1			2-11
は火ルードッド	<u>先物取引</u>					
<u>債券に係る取</u> 引	オプション取引					
	<u>その他</u>					
	<u> </u>					
そ の 他	オプション取引					
	<u>その他</u>					
(注意事項)						
	ごとに記載すること			ある場合は、別	紙に列を追加	
	て全ての取引戦略の			. == 46 2 =		
	の名称がない場合は					
	各の類型 <u>」の欄には</u> 引」の欄には、法第					
	<u> </u>					
	<u>- オフラョン取引」</u> 想定元本ベースで記		<u> 京知 ∪ ク(⊆)均(</u>	プロスケートの	以引天小亚顿	
2 経理の状況		1戦 7 3 C C 。				2 経理の状況
(記載要領)						(記載要領)
1~6 (略)						$1 \sim 6$ (略)
7 (略)						7 (略)
(1)~(5) (略)					(1)~(5) (略)	
(6) デリバティコ	ブ取引に関する注記	1				(6) デリバティブ取引に関する注記
財務諸表等規	見則第8条の8 <u>第1</u>	項から第3項	<u>まで</u> の規定に達	<b>単じて記載する</b>	0	財務諸表等規則第8条の8 <u>(第1項ただし書及び第1号を除く。)</u> の規定に準じて記載
(7) (単久)						する。 (パ) (m/r)
(7) (略) (様式A) ~ (様式I	O) (略)					
(水上(五) - (水上(1	ノ/ (呼ば)					(様式A)~(様式D) (略)

	改正案								3	現行					
別紙様式第十五号の二(第百八十三条第一項	、第二項関係)						別紙様式第十五号の二(第	育百八十三多	<b>条第一項、</b>	第二項関係	系)				
				(日本	工業規	格A4)							(日本	工業規	烙A4)
第  期説明書類	年 年	月月	日から 日まで、				第 	期説明	書類(	年 年	月 月	日から 日まで			
1 業務の状況 (1)~(6) (略) (7) 役員及び使用人の状況 ①・② (略) ③ 国内における代理人の状況  氏名、商号又は名称	商号又は 所在地 代表者の		名	年	月	印	1 業務の状況 (1)~(6) (略) (7) 役員及び使用人の状 ①・② (略) (新設)	<b></b> 大況		所在地	スは名称 也 斉の役職		年	月	印
(8)・(9) (略) (注意事項) 1 業務の状況 (1)~(6) (略) (7) 役員及び使用人の状況 ①・② (略) ③ 国内における代理人の状況 金融商品取引業として高速取引行 あるときは、国内における代理人に (8)・(9) (略)			<u>て、外国(</u>	こ住所	<u>を有す</u>	<u>る個人で</u>	(8)・(9) (略) (注意事項) 1 業務の状況 (1)~(6) (略) (7) 役員及び使用人の ①・② (略) (新設)	)状況							

	改正案			現行	
川紙様式第十六号(第百八十七条関係)			別紙様式第十六号(第百八十七条関係)		
		(日本工業規格A4)		_	(日本工業規格A4)
事業報告書	年   月   日から     年   月   日まで		事業報告書	年   月   日から     年   月   日まで	
	年 月 日まで		L	年 月 日まで 丿	
		年 月 日			年 月 日
	登録金融機関名			登録金融機関名	
	所在地			所在地	
	代表者氏名	印		代表者氏名	印
1~8 (略)			1~8 (略)		
9 登録金融機関業務の状況			9 登録金融機関業務の状況		
当期における登録金融機関業務の状況		る、表示単位未満の端数が	当期における登録金融機関業務の状況		長示単位未満の端数が
あるときは、その端数を四捨五入するこ	. Ł.		あるときは、その端数を四捨五入すること	- 0	
(1) 有価証券の売買の状況			(1) 有価証券の売買の状況 (表略)		
(表略) (注意事項)			(注意事項)		
1・2 (略)			1 • 2 (略)		
3 「うち上場証券投資信託」の相	闌には、投資信託及び投資法人	、に関する法律施行令第12	3 「うち上場証券投資信託」の欄	には、投資信託及び投資法人に関	引する法律施行令第12
条第2号に掲げる投資信託の受益			条第2号に掲げる <u>証券投資信託</u> の	受益証券に係るものを記載するこ	と。
(2)~(20) (略)			(2)~(20) (野各)		
(21) 高速取引行為に係る業務の状況			(新設)		
登録金融機関業務として高速取引行		行為に係る有価証券の売			
<u>買及び市場デリバティブ取引の状況に</u> ① 有価証券の売買の状況	<u>-ついて記載すること。</u>	(単位:百万円)			
		(十匹・口/3/1)			
取引戦略の名称					
取引戦略の類型					
取引戦略の類型 国債証券					
取引戦略の類型					
取引戦略の類型 国債証券					
取引戦略の類型       国債証券       地方債証券					
取引戦略の類型 国債証券 <u>地方債証券</u> 特殊債券					
取引戦略の類型       国債証券       地方債証券       特殊債券       社債券					

	改正案		
受益証券			
うち上場証券投資信託			
<u>その他</u>			
•			

### (注意事項)

- 1 有価証券の売買金額(デリバティブ取引に該当するものを除く。)を取引戦略ごとに 約定基準により記載することとし、5以上の取引戦略がある場合は、別紙に列を追加す るなどして全ての取引戦略の状況を記載すること。
- 2 取引戦略の名称がない場合は、「取引戦略の名称」の欄は記載することを要しない。
- 3 「取引戦略の類型」の欄には第8条第11号イ(1)の取引戦略の類型を記載すること。
- 4 「債券」の欄には国債証券、地方債証券、特殊債券(法第2条第1項第3号に掲げる有価証券で政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに株式会社商工組合中央金庫法第33条に規定する商工債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債及び農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債に限る。)及び社債券(政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債及びこれに類するものとして令第15条の17第1項に規定するものに限る。)に係るものを、「受益証券」の欄には法第2条第1項第10号に掲げる投資信託の受益証券に係るものを記載し、同項第17号に掲げる有価証券に係るものはこれらに準じて記載すること。
- 5 「うち上場証券投資信託」の欄には、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12 条第2号に掲げる投資信託の受益証券に係るものを記載すること。

② 市場デリバティブ取引の状況

<u> (11) 物 / リ / ハ /</u>	/ イノ取りの仏代		 <u> </u>
取引戦	略の名称		
取引戦	略の類型		
	<u> </u>		
<u>債券に係る取</u> 引	オプション取引		
31	<u>その他</u>		
	<u> </u>		
そ の 他	オプション取引		
	<u>その他</u>		

### (注意事項)

1 取引戦略ごとに記載することとし、5以上の取引戦略がある場合は、別紙に列を追加

(甾位, 五万田)

現行

改正案	現行	
するなどして全ての取引戦略の状況を記載すること。		
2 取引戦略の名称がない場合は、「取引戦略の名称」の欄は記載することを要しない。		
3 「取引戦略の類型」の欄には第8条第11号イ(1)の取引戦略の類型を記載すること。		
4 「先物取引」の欄には、法第28条第8項第3号イ及びロに掲げる取引に係る取引契約		
金額を、「オプション取引」の欄には、同号ハに掲げる取引に係る取引契約金額を、「そ		
の他」の欄には、同号ニ及びホに掲げる取引に係る取引契約金額をそれぞれ想定元本ベー		
スで記載すること。		

	改正			現行	
別紙様	式第十八号(第二百十八条、第二百二十二	条関係)	別紙様	式第十八号(第二百十八条、第二百二十二条	関係)
		(日本工業規格A4) (第1面)			(日本工業規格A4 (第1面
	(H <sub>f</sub>			(野各)	
	( > lo 28 h. )	(第2面)		( > 10 1% .h. )	(第2面
1	( ふ り が な ) 商号		1	<ul><li>( ふ り が な )</li><li>商号及び本店の所在の場所</li></ul>	
2	本店の所在の場所		(新	設)	
3	資本金の額	別添1のとおり	2	資本金の額	別添1のとおり
4	役員の役職名及び氏名又は名称	別添2のとおり	3	役員の役職名及び氏名又は名称	別添2のとおり
5	取引所取引業務として高速取引行為を 行う場合にあっては、その旨	(取引所取引業務として高速取引行為を行う 旨)	(新	設)	
6	5の場合のほか、高速取引行為を行う 場合にあっては、その旨	(5の場合のほか、高速取引行為を行う旨)	(新	設)	
7	取引所取引店の名称並びにその所在する国及び場所	別添3のとおり	4	取引所取引店の名称並びにその所在す る国及び場所	別添3のとおり
8	他に行っている事業の種類	別添4のとおり	<u>5</u>	他に行っている事業の種類	別添4のとおり
9	本店及び取引所取引店が会員となって いる外国金融商品取引市場開設者の商 号又は名称	別添5のとおり	6	本店及び取引所取引店が会員となって いる外国金融商品取引市場開設者の商 号又は名称	別添5のとおり
<u>10</u>	国内の事務所その他の施設の所在の場 所	別添6のとおり	7	国内の事務所その他の施設の所在の場 所	別添6のとおり
<u>11</u>	国内における代表者の氏名及び国内の 住所	別添7のとおり	8	国内における代表者の氏名及び国内の 住所	別添7のとおり
<u>12</u>	取引参加者となる金融商品取引所の商 号又は名称		9	取引参加者となる金融商品取引所の商 号又は名称	
<u>13</u>	取引所取引と同種類の取引に係る業務 を開始した日		10	取引所取引と同種類の取引に係る業務 を開始した日	
		(第3面)~(第9面) (略)			(第3面)~(第9面) (略)

					ルエタ										邛仁						
DITOUT 195	1×A	<del>*</del> Г Т			改正案							미(여다는 누상   그	□ <i>(\\\\</i>	→ [ 上夕田 <i>伝</i> )	現行						
別紙様エ	八牙	お十ノ	九号(第二百二十六条	判(於)					(日本)	- 茶柱	見格A4)	別紙様式第十九号	ଟ(弗—日−	-十八条関係)					(日本	工業担;	各A4)
						年	月	日から		LÆM	thra 4)					年	月	日から	(14	工未烷	4A4)
			第 期事	業報告書		年							第	期事業報告書	:	年					
						年	月	日まで	)	н	- I					年	月	日まで	-	н	- II II
			商	п					年	月	日提出			商 号					年	月	日提出
			所在											所在地							
				心 こおける(	14年本口	. A					印				/\ <del></del> - <del></del>	IT 5					Ľн
1~11		(略)		-4011 31	【衣有以	<b>√</b> 1					⊢l1	1~11 (略)		国内における	代表者	<b>大名</b>					印
			<b>う為に係る業務の状況</b>									(新設)									
		西証券	券の売買の状況						単位:手	株、i	百万円)	WI ISO									
			取引戦略の名称																		
		]	取引戦略の類型																		
		1-11-	立会取引		)	_(	)		)	(	)										
<u>株</u>	朱	株	立会外取引	_(	)	_(	)	(	)	(	)										
	_	<u>数</u>	<u> </u>	(	)	_(	)	(	)	(	)										
			立会取引	_(	)	_(	)		)	(	)										
<u>券</u>	¥	<u>金</u>		(	)	(	)	(	)	(	)										
		額	立会外取引							,	,										
		<u> </u>	<u> </u>		)		)		)	(	)										
			国債証券_																		
債	責		地方債証券																		
			特殊債券																		
<u>券</u>	<u>美</u>		<u>社 債 券</u>	_(	)	_(	)	(	)	(	)										
			<u> </u>																		
		上場	易証券投資信託_	(	)	_(	)	(	)	(	)										
			<u>その他</u>		)		)	(	)	(	)										

			改正案		
(	2) 市場デリバテ	ィブ取引の状況		<u>(</u> 単	<u>位:百万円)</u>
	取引戦闘	略の名称			
	取引戦闘	略の類型			
		<u> </u>			
	株券に係る取引	オプション取引			
		<u>その他</u>			
		<u> </u>			
	債券に係る取引	オプション取引			
		<u>その他</u>			
		<u> </u>			
	そ の 他	オプション取引			
		<u>その他</u>			

(注意事項)

 $1 \sim 6$  (略)

7 取引所取引店の状況

当期末現在における<u>全て</u>の取引所取引店について記載すること。なお、当期中において、取引所取引店の設置若しくは廃止があった場合又は取引所取引店の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

8 国内の事務所その他の施設の状況

当期末現在における<u>全て</u>の国内の事務所その他の施設について記載すること。なお、当期中において、国内の事務所その他の施設の設置若しくは廃止があった場合又は国内の事務所その他の施設の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

9 株主の状況

(略)

10 業務の状況

当期における取引所取引業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。

(1) 有価証券の売買の状況

イ~ハ (略)

- 二 「上場証券投資信託」の欄には、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12条 第2号に掲げる投資信託の受益証券に係るものを記載すること。
- (2) (略)
- 11 高速取引行為に係る業務の状況

(注意事項)

 $1 \sim 6$  (略)

7 取引所取引店の状況

当期末現在における<u>すべて</u>の取引所取引店について記載すること。なお、当期中において、取引所取引店の設置若しくは廃止があった場合又は取引所取引店の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

現行

8 国内の事務所その他の施設の状況

当期末現在における<u>すべて</u>の国内の事務所その他の施設について記載すること。なお、 当期中において、国内の事務所その他の施設の設置若しくは廃止があった場合又は国内の 事務所その他の施設の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

9 株主の状況

(略)

10 業務の状況

当期における取引所取引業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。

(1) 有価証券の売買の状況

イ~ハ (略)

- 二 「上場証券投資信託」の欄には、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12条 第2号に掲げる<u>証券投資信託</u>の受益証券に係るものを記載すること。
- (2) (略)

(新設)

改正案 現行

取引所取引業務として高速取引行為を行う場合には、高速取引行為に係る有価証券の売 買及び市場デリバティブ取引の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数が あるときは、その端数を四捨五入すること。

- (1) 有価証券の売買の状況
- <u>イ</u> 有価証券の売買株数又は売買金額(デリバティブ取引に該当するものを除く。)を 取引戦略ごとに約定基準により記載することとし、5以上の取引戦略がある場合は、 別紙に列を追加するなどして全ての取引戦略の状況を記載すること。
- <u>ロ</u> 取引戦略の名称がない場合は、「取引戦略の名称」の欄は記載することを要しない。
- ハ 「取引戦略の類型」の欄には第220条第7号イ(1)の取引戦略の類型を記載すること。
- 三 「株券」の欄には株券及び出資証券(法第2条第1項第6号に掲げる出資証券、同項第7号及び第8号に掲げる優先出資証券並びに同項第11号に掲げる投資証券をいう。)に係るものを、「債券」の欄には国債証券、地方債証券、特殊債券(同項第3号に掲げる有価証券をいう。)及び社債券(社債券その他の債券をいう。)に係るものを記載し、同項第17号に掲げる有価証券に係るものはこれらに準じて記載すること。
- 本 外国有価証券(日本国若しくはその地方公共団体又は居住者(外国為替及び外国貿易法第6条第1項第5号に規定する居住者のうち法人をいう。)が本邦(同項第1号に規定する本邦をいう。)において発行する有価証券以外の有価証券をいう。)に係るものは、株券、債券(社債券)、受益証券等それぞれに相当するものに合算し、上段に内書(括弧書)として記載すること。
- <u>「上場証券投資信託」の欄には、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12条</u>
  第2号に掲げる投資信託の受益証券に係るものを記載すること。
- (2) 市場デリバティブ取引の状況
- <u>イ</u>取引戦略ごとに記載することとし、5以上の取引戦略がある場合は、別紙に列を追加するなどして全ての取引戦略の状況を記載すること。
- <u>ロ</u>取引戦略の名称がない場合は、「取引戦略の名称」の欄は記載することを要しない。
- ハ 「取引戦略の類型」の欄には第220条第7号イ(1)の取引戦略の類型を記載すること。
- 三 「先物取引」の欄には、法第2条第21項第1号及び第2号に掲げる取引に係る取引 契約金額を、「オプション取引」の欄には、同項第3号に掲げる取引に係る取引契約 金額をそれぞれ想定元本ベースで記載すること。

改正案	現行
別紙様式第二十九号(第三百二十六条第一項、第三百三十四条第一項関係) 	
年 月 日	
財務(支)局長 殿	
<u>申請者</u> (郵便番号 )_	
住所又は所在地	
<u>電 話 番 号 ( ) — —</u>	
商号又は名称	
<u>氏 名</u> <u>印</u> <u>(法人であるときは、代表者の役職氏名)</u>	
登 録 申 請 書	
金融商品取引法第 66 条の 51 の規定により同法第 66 条の 50 の登録を申請します。 この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。	
(注意事項) 1 印影は、印鑑届をしている印章により押印することとするが、やむを得ない事由があると	
きは署名によることができる。	
<u>2</u> 押印した印章に係る印鑑証明書を添付すること(署名の場合を除く。)。	
*     登     録     番     号       (年月日)	
1 法人・個人の別 法 人 個 人	
(So 1) 15 tc)	

	改	正案
	1	ı
2	商号又は名称	
	<u>(</u> ふりがな)	
3	<u>氏 名</u>	
4	法人であるときは、資本金の額又は出	別添1のとおり
	資の総額	<u>がいれて マン C ネン ツ</u>
5	法人であるときは、役員の氏名又は名	別添2のとおり
6	<u>称</u> 国内における代表者又は国内における	
6	代理人の氏名、商号又は名称	別添3のとおり
7	主たる営業所又は事務所(外国法人又	
	は外国に住所を有する個人にあって	
	は、主たる営業所又は事務所及び国内	別添4のとおり
	における主たる営業所又は事務所)の	
	名称及び所在地	
8	高速取引行為に係る業務を行う営業所 又は事務所の名称及び所在地	<u>別添5のとおり</u>
9	他に行っている事業の種類	別添6のとおり
	意事項)	<u>240 2</u>
	「*登録番号」欄には、記載しないこと。	
$\frac{1}{2}$	1 法人・個人の別」欄は、該当する。「2 商号又は名称」欄及び「3 氏名」	
,	1) 法人は商号又は名称を「2 商号又は	<del></del> 名称」欄に記載し、個人は氏名を「3 氏名」欄
(2	<u>に記載すること。</u> 2) 個人は「2 商号又は名称」欄に、商:	号登記をしている場合はその商号を、商号登記を
	していない場合は屋号等の名称を記載する	ることができる。
<u>(;</u>	3) 外国人においては、住民票等に記載されて併せて記載することができる。	れた通称がある場合は、「3 氏名」欄に括弧書
<u>(</u> <u>/</u>	4) 婚姻により氏を改めた者においては、	婚姻前の氏名を「3 氏名」欄に括弧書で併せて
	記載することができる。	
		_(第3面)
_(別海	系1:資本金の額又は出資の総額)	
	商号、名	<u>称又は氏名</u>
		I
	資本金の額又は出資の総額	年 月 日
		年 月 日 現在

### <u>(注</u>意事項)

<u>外貨建ての場合は、当該金額を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記</u>すること。

(第4面)

( 年 日 日租左)

(別添2:役員の氏名又は名称)

商号、名称又は氏名

		\	/1	ロジロエノ
<u>(</u> ふ り が な) 氏名又は名称	役	職	<u>名</u>	

### (注意事項)

- 2 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名又は名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。

(第5面)

(別添3:国内における代表者又は国内における代理人の氏名、商号又は名称)

商号、名称又は氏名

		( 牛	月	日現在)
<u>(ふ り が な)</u> 氏名、商号又は名称	<u>役</u>	職	<u>名</u>	

### (注意事項)

- 1 外国法人である場合には国内における代表者又は国内における代理人について、外国に 住所を有する個人である場合には国内における代理人について記載すること。
- <u>2</u> 「役職名」欄は国内における代表者又は国内における代理人である旨をそれぞれ記載すること。
- 3 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名又は名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。

	<u>(第6面)</u>	
(別添4:主たる営業所又は	事務所(外国法人又は外国に住所を有する個人にあっては、主たる	
営業所又は事務所及び国	内における主たる営業所又は事務所)の名称及び所在地)	
	商号、名称又は氏名	
	<u>( 年 月 日現在)</u>	
名 称	所 在 地	
<u> </u>	<u>171 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 </u>	
(注意事項)		
·	所を有する個人にあっては、主たる営業所又は事務所を最初に記載	
し、国内における土たる	営業所又は事務所がある場合には、その次に記載すること。	
	_(第7面)_	
(別添5:高速取引行為に係	る業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地)	
(31)3.0 .	商号、名称又は氏名	
	<u>( 年 月 日現在)</u>	
₽ £hr	所 在 地	
<u>名 称</u>	所 在 地	
(注意事項)		
	務を行う営業所又は事務所ごとに記載すること。	
同述取り口荷に係る来	防で17万百米/月入は事物/月ことに此戦すること。	
	(第8面)	
(別添6:他に行っている事	業の種類)	
	<u> </u>	
	( 年 月 日現在)	
	他に行っている事業の種類	

改正案	現行
別紙様式第三十号(第三百三十九条第一項関係)	
第 期事業報告書     年 月 日から 年 月 日まで	
年 月 日提出	
商号又は名称	
<u>所在地</u> <u>代表者の役職氏名</u>	
<u> 【秋祖♥月文相氏石</u>	
(注意事項)	
1 事業報告書を書面で提出する場合には、代表者の役職氏名に併せて代表者印を押印する	
こと。ただし、やむを得ない事由があるときは署名によることができる。	
2 法第 66 条の 51 第1 項の登録申請書又は法第 66 条の 54 第1 項の規定による届出書に婚	
<u>姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を</u> 変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の役職氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記	
変更する目を囲り出るまでの間、「N表有の反極以名」欄に当該以名を指弧音で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。	
<u> </u>	
(1) 登録年月日及び登録番号	
年月日(財務(支)局長(高速)第号)	
(2) 高速取引行為に係る金融商品取引所等	
(3) 当期の業務概要 (4) 株主総会決議事項の要旨	
(5) 役員及び使用人の状況	
① 役員及び使用人の総数	
<u>役 員</u> <u>うち非常勤</u> <u>使用人</u> <u>計</u>	
<u> </u>	
<u>総数</u> <u>名</u> <u>名</u> <u>名</u> <u>3</u>	
② 役員の状況	
<u>役職名</u> <u>氏名又は名称</u>	
③ 国内における代表者又は国内における代理人の状況	

						現行
						2011
	<u>氏名、商号又</u>	は名称	役職名	住所又は所在地	電話番号	
<u>(6)</u>	主たる営業所又	ζは事務所の	<u>)状況</u>			
	<u>名 称</u>	<u>所</u>	在		<u>役員及び使用人</u>	
					<u>名</u>	
(7)	京本版刊(公英)2	アはっ光数ナ	 ≥行う営業所又は事	対形の出述		
<u>(7)</u>						
	<u>名 称</u>	<u>所</u>	在	地	役員及び使用人	
					h	
					<u>名</u>	
	 計 <u>店</u>				<u> </u>	
(0)					<u>1</u>	
(8)	株主の状況					
	氏名又1	は名称	住 所 又	は 所 在 地	割合	
					0/	
	<u>その作</u>	<u>也</u>			<u>%</u>	
		<del>_</del> 名)_				
	計	<u>名</u>			<u>100.00%</u>	
(注意	 意事項)					
	業務の状況					
(2	2) 高速取引行為	らに係る金属	性商品取引所等			
			月している高速取引	行為に係る金融商品取引	所等の名称又は商号	-
	を記載すること					
			ご更があった場合に	は、その旨を注記すること	<u> </u>	
<u>(</u> ;	3) 当期の業務機		_ ==		+1- P/987 2 T 1-21 1	
	<u>当期における</u> 重要事項の概要			成績の概況その他営業成績	質に影響を及はした	
()	<u>里安争頃の概要</u> 4) 株主総会決議					
<u>/</u> 2				月日及び決議事項の要旨	を簡潔に記載するこ	
				しない決議事項であった		
	ことを要しない		= 2.5424 . 12422			
([	5) 役員及び使用					
_	<ul><li>① 役員及び値</li></ul>		<u>女</u>			

改正案

現行

当期末現在における役員(第9条第2号に規定する「役員」をいう。②において同じ。)及び使用人について記載すること。ただし、外国法人にあっては、国内における代表者については、③に記載すれば足りる。

② 役員の状況

当期末現在における役員について記載し、高速取引行為に係る業務を担当する役員を注記すること。

なお、法第66条の51第1項の登録申請書又は法第66条の54第1項の規定による届出書 に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該 氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名又は名称」欄に当該氏名を括弧書で併せ て記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

③ 国内における代表者又は国内における代理人の状況

<u>外国法人である場合には国内における代表者又は国内における代理人について、外国に住所を有する個人である場合には国内における代理人について記載し、「役職名」欄は国内における代表者又は国内における代理人である旨をそれぞれ記載すること。</u>

なお、法第66条の51第1項の登録申請書又は法第66条の54第1項の規定による届出書 に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該 氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名又は名称」欄に当該氏名を括弧書で併せ て記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

(6) 主たる営業所又は事務所の状況

当期末現在における主たる営業所又は事務所(外国法人又は外国に住所を有する個人に あっては、主たる営業所又は事務所及び国内における主たる営業所又は事務所。以下(6)に おいて同じ。)について記載すること。なお、当期中において、主たる営業所又は事務所 の名称又は所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

(7) 高速取引行為に係る業務を行う営業所又は事務所の状況

当期末現在における高速取引行為に係る業務を行う全ての営業所又は事務所について記載すること。なお、当期中において、高速取引行為に係る業務を行う営業所又は事務所の設置若しくは廃止があった場合又は営業所若しくは事務所の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

(8) 株主の状況

当期末現在における上位10位までの株主及びその他の株主について記載すること。なお、「割合」の欄には、小数点以下第3位以下を切り捨て、小数点以下第2位まで記載すること。

なお、法第66条の51第1項の登録申請書又は法第66条の54第1項の規定による届出書に 婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名 を変更するまでの間、「氏名又は名称」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該 氏名のみを記載することができる。

(9) 業務の状況

高速取引行為に係る有価証券の売買及び市場デリバティブ取引の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

				改正案							現行
<u>有</u>	価記	証券の売買の状況					<u>(</u> )	单位:千	株、首	百万円)	
	]	取引戦略の名称									
	]	取引戦略の類型									
		立会取引	_(	)		)	_(	)	(	)	
	-	市場内取引	(	)	(	)	(	)	(	)	
<u>杉</u>	株	立会外取引				•					
		私設取引シ	_(	)		)		)	(	)	
类	<u>数</u>	市場外取引	(	)	(	)	(	)	(	)	
<u>朱</u>	_	<u>その他</u>								/	
		<u>計</u>	_(	)		)	(	)	(	)	
			(	)	(	)	(	)	(	)	
		立会取引 市場内取引						<u> </u>	·		
券 ,		立会外取引	_(	)	_(	)	_(	)	(	)	
<u>3</u>	<u>全</u>	私設取引シ	(	)	(	)	(	)	(	)	
		市場外取引									
<u>客</u>	<u>須</u>	<u> </u>	_(	)	(	)	_(	)	(	)	
	F	<u> </u>	(	\	-	)	,	)	-		
		<u>計</u>		)		)		)		)	
		国債証券									
<u>責</u>		地方債証券									
		特殊債券									
<u>券</u>			(	)	(	)	(	)	(	)	
<u> </u>		社 債 券									
		<u>計</u>									
\	/. =		(	)	(	)	(	)	(	)	
受益	五証	<u>比</u> ————————————————————————————————————							Ì	,	
	<u>う</u>	ち上場証券投資信託		)		)		)	(	)	
		7- 10/h	(	)		)		)	(	)	
		<u>その他</u>						· · ·			

/	_	_	-
ᄴ	1	┡-	女

現行

- 引戦略ごとに約定基準により記載することとし、5以上の取引戦略がある場合は、別紙 に列を追加するなどして全ての取引戦略の状況を記載すること。
- 2 取引戦略の名称がない場合は、「取引戦略の名称」の欄は記載することを要しない。
- 3 「取引戦略の類型」の欄には第328条第4号イの取引戦略の類型を記載すること。
- 4 「株券」の欄には株券及び出資証券(法第2条第1項第6号に掲げる出資証券、同項第7号及び第8号に掲げる優先出資証券並びに同項第11号に掲げる投資証券をいう。) に係るものを、「債券」の欄には国債証券、地方債証券、特殊債券(同項第3号に掲げる有価証券をいう。)及び社債券(社債券その他の債券をいう。)に係るものを、「受益証券」の欄には同項第10号に掲げる投資信託の受益証券に係るものを記載し、同項第17号に掲げる有価証券に係るものはこれらに準じて記載すること。
- 5 「市場内取引」の欄には取引所金融商品市場における立会取引及び立会外取引に係る ものを、「市場外取引」の欄には法第30条第1項の認可を受けた金融商品取引業者の開 設する私設取引システムにおける取引及びそれ以外の取引に係るものを記載すること。
- 6 外国有価証券(日本国若しくはその地方公共団体又は居住者(外国為替及び外国貿易 法第6条第1項第5号に規定する居住者のうち法人をいう。)が本邦(同項第1号に規 定する本邦をいう。)において発行する有価証券以外の有価証券をいう。)に係るもの は、株券、債券(社債券)、受益証券等それぞれに相当するものに合算し、上段に内書 (括弧書)として記載すること。
- 7 「うち上場証券投資信託」の欄には、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12 条第2号に掲げる投資信託の受益証券に係るものを記載すること。

② 市場デリバティブ取引の状況

(単位:百<u>万円)</u>

取引戦	略の名称		-	
	略の類型			
	<u> </u>			
<u>株券に係る取</u> <u>引</u>	オプション取引			
<u> </u>	その他			
	<u> </u>			
<u>債券に係る取</u> <u>引</u>	オプション取引			
<u> </u>	その他			
	<u> </u>			
そ の 他	オプション取引			
	その他	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		

### (注意事項)

1 取引戦略ごとに記載することとし、5以上の取引戦略がある場合は、別紙に列を追加

改正案	現行
<u>するなどして全ての取引戦略の状況を記載すること。</u> 2 取引戦略の名称がない場合は、「取引戦略の名称」の欄は記載することを要しない。	
3 「取引戦略の類型」の欄には第328条第4号イの取引戦略の類型を記載すること。	
4 「先物取引」の欄には、法第2条第21項第1号及び第2号に掲げる取引に係る取引契約金額を、「オプション取引」の欄には、同項第3号に掲げる取引に係る取引契約金額	
をそれぞれ想定元本ベースで記載すること。	
2 経理の状況	
貸借対照表及び損益計算書を作成し、提出することとする。ただし、高速取引行為者が法人 格なき組合等を構成する者である場合には、当該組合等の貸借対照表及び損益計算書を提出す	
<u>ることとする。</u>	

○ 金融商品取引業協会等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十三号)

る知識及び能力を有するかどうかについて農林水産大臣及び経済産	りる知識及び能力を有するかどうかについて農林水産大臣及び経済
類は、前項の苦情の解決又はあっせんを適正かつ確実に行うに足り	書類は、前項の苦情の解決又はあっせんを適正かつ確実に行うに足
2 令第十八条の四の十第二項第八号に規定する内閣府令で定める書	2 令第十八条の四の十五第二項第八号に規定する内閣府令で定める
する。	とする。
務に対する苦情の解決又は当該業務に争いがある場合のあっせんと	業務に対する苦情の解決又は当該業務に争いがある場合のあっせん
第二百四十一条第一項に規定する商品デリバティブ取引等を行う業	) 第二百四十一条第一項に規定する商品デリバティブ取引等を行う
める業務は、商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)	定める業務は、商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号
第三十条 令第十八条の四の十第二項第八号に規定する内閣府令で定	第三十条 令第十八条の四の十五第二項第八号に規定する内閣府令で
(苦情の解決又はあっせんの業務等)	(苦情の解決又はあっせんの業務等)
七(略)	七 (略)
前の氏名を証する書面	姻前の氏名を証する書面
が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻	類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚
の九第一項の申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類	の十四第一項の申請書に記載した場合において、前号に掲げる書
六 役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて令第十八条の四	六 役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて令第十八条の四
一~五 (略)	一~五 (略)
書類は、次に掲げる書類とする。	る書類は、次に掲げる書類とする。
第二十二条 令第十八条の四の九第二項に規定する内閣府令で定める	第二十二条 令第十八条の四の十四第二項に規定する内閣府令で定め
(認定の申請書の添付書類)	(認定の申請書の添付書類)
現行	改正案

協会員が、取引	(略)	区分 通知又は公表の Z	別表第三(第十七条第二項関係)	(対象事業者) (対象事業者) 第三十一条 法第七十九条の十一第一項に規定第三十一条 法第七十九条の十一第一項に規定第三十二条 法第七十九条の十一第一項に規定第三十二条 法第七十九条の四の十五第五項の表の上帯三十二条 法第七十九条の一方者に限る。第三十二条 法第七十九条の一方者に限る。用定するデリバティブ取引等をいう。)には規定するデリバティブ取引等をいう。)には規定するデリバティブ取引等をいう。)には規定するデリバティブ取引等をいう。)には規定するデリバティブ取引等をいう。)には、 八条の四の十五第五項の表の中欄に掲げる取り条の四の十五第五項の表の中欄に掲げる取り条の四の十五第五項の表の中欄に掲げる取り条の四の十五第五項の表の中欄に掲げる取りを表する。
略)	(略)	表事項	第二項関係)	十九条の十二十九条の十二十九条の円の一十九条の十二十九条の十二十九条の十二十九条の十二十九条の十二十九条の十二十九条の十二十九条の十二十九条の十二十九条の十二十九条の十二十九条の十二十十九条の十二十十九条の十二十十九条の十二十十十九条の十二十十十九条の十二十十十十十十十十十十
(略)	(略)	注意事項	係)	(対象事業者) (あっせんの対象となる取引を行う者に限る。)とする。 (あっせんの対象となる取引等行う者に限る。)とする。 十七条の二第一項に規定する内閣府令で定める取引は、有価証券の十七条の二第一項に規定する内閣府令で定める取引は、有価証券の十七条の二第一項に規定する内閣府令で定める取引は、有価証券の十七条の二第一項に規定する内閣府令で定める取引は、有価証券の十七条の二第一項に規定する内閣府令で定める取引は、有価証券の十七条の二第一項に規定する内閣府令で定める取引は、有価証券の十七条の二第一項に規定する内閣府令で定める取引は、有価証券の十七条の二第一項に規定する内閣府令で定める。
		T		
協会員が同時に	(略)	区分が出いる表の	別表第三(第十七	(対象事業者) (対象事業者) (対象事業者) 第三十一条 法第七十九条の十一第一項及者は、令第十八条の四の十第五項の表の中欄に掲げる取引を行う者に限力同表の中欄に掲げる取引を行う者に限力に関するがある。) (あっせんの対象となる取引等) 特三十二条 法第七十九条の十一第一項及第三十二条 法第七十九条の十三において第三十二条の二第一項に規定する内閣府令が規定するデリバティブ取引等をいう。) 八条の四の十第五項の表の中欄に掲げる 「人条の四の十第五項の表の中欄に掲げる。」 「人条の四の十第五項の表の中欄に掲げる。」 「人条の四の十第五項の表の中欄に掲げる。」
(略)	(略)	表事項	(第十七条第二項関係)	五項の表の中間 京文はデリバー 第1000000000000000000000000000000000000
(略)	(略)	注意事項		(対象事業者) (あっせんの対象となる取引等行う者に限る。)とする。 (あっせんの対象となる取引等) 三十二条 法第七十九条の十三において読み替えて準用する法第七十七条の二第一項に規定する内閣府令で定める取引は、有価証券の上十七条の二第一項に規定する内閣府令で定める取引は、有価証券の上十七条の二第一項に規定する内閣府令で定める取引は、有価証券の一十七条の二第一項に規定する内閣府令で定める取引は、有価証券の一十七条の二第一項に規定する内閣府令で定める取引は、有価証券の一十七条の二第一項に規定する内閣府令で定める取引とする。 (対象事業者)

			딘												
会員が、取引所	(略)	<b>区分</b> 通知又は公表の	別表第七(第二十	(略)	知	立した場合の通	基づく売買が成	売買の受託等に	う上場株券等の	商品市場外で行	又は取引所金融	場株券等の売買	において行う上	外で自己の計算	所金融商品市場
(略)	(略)	表事項通知又は公	(第二十六条関係)	(略)											
(略)	(略)	注意事項		(略)											
会員が同時に多	(略)	区分 通知又は公表の	別表第七(第二十	(略)			た場合の通知	く売買が成立し	の受託等に基づ	の売買又は売買	行う上場株券等	の計算において	品市場外で自己	、取引所金融商	多数の者に対し
(略)	(略)	表事項	(第二十六条関係)	略)											
(略)	(略)	注意事項		(略)											

(略)	した場合の通知	づく売買が成立	買の受託等に基	上場株券等の売	品市場外で行う	は取引所金融商	株券等の売買又	おいて行う上場	で自己の計算に	金融商品市場外
(略)										
(略)										
(略)		場合の通知	売買が成立した	受託等に基づく	売買又は売買の	う上場株券等の	計算において行	市場外で自己の	取引所金融商品	数の者に対し、
(略)										
(略)										
	(略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) 場合の通知	(略)       (略)         (略)       (略)         (略)       (略)	(略)       (略)         (略)       (略)         (略)       (略)	(略)       (略)         (略)       売買が成立した         場合の通知         (略)       (略)	(略)       (略)         (略)       (略)         (略)       (略)         (略)       (略)	(略)       (略)         (略)       売買又は売買の 売買び成立した 売買が成立した         場合の通知       場合の通知	(略)	(略)       (略)         (略)       (略)         (略)       (略)         (略)       (略)         (略)       (略)             (略)       (略)

○ 金融商品取引所等に関する内閣府令 (平成十九年内閣府令第五十四号)

第二章 (略) 第一章 (略) 第二章 金融商品取引所第二章 金融商品取引所第二章 金融商品取引所第二章 金融商品取引所 第二節~第十節 (略) 改 正 案	(略)   目次   目次   第一章 (略)   第一章 (略)   第一章 金融商品取引所第二章 金融商品取引所第二章 金融商品取引所第二章 金融商品取引所第二章 金融商品取引所
節 (第四条 略)	• 節 節
義	義
2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に	2 この府令にお
定めるところによる。	定めるところによる。
九 登録金融機関業務 法第三十三条の三第一項第六号イに規定す一〜八 (略)	九 登録金融機関業務
十~三十三 (略) る登録金融機関業務をいう。	十~三十三 (略)登録金融機関業務をいう。
3 (略)	3 (略)
(金融商品取引所の兼業業務に係る認可申請等)	(金融商品取引所の兼業業務に係る認可申請等)

第九条の二 (略)

2 • (略)

4 法第八十七条の二第 項ただし書に規定する内閣府令で定めるも

のは、 所グループをいう。 当該金融商品取引所グループ 第十条の三において同じ。 (同項に規定する金融商品取引 又は金融商品取引

所持株会社グループ(同項に規定する金融商品取引所持株会社グル プをいう。第六十条の二において同じ。)に属する会社 (金融商

品会員制法人を含む。 のために電子計算機を使用することにより

機能するシステムの設計 運用若しくは保守又はプログラム(電子

組み合わされたものをいう。 計算機に対する指令であって、 以下この項において同じ。 一の結果を得ることができるように の設計、

作成、 )若しくは保守を行う業務及びこれに附帯する業務とする。 販売(プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を

(金融商品取引所の子会社に係る認可申請等

第十条 (略)

2 • 3 略

4 法第八十七条の三第七項の承認を受けようとする金融商品取引所

承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しな

ければならない。 た書面 当該承認に係る外国会社を引き続き子会社とする理由を記載し

当該承認に係る外国会社の議決権の保有に関する方針を記載し

第九条の二 (略) (略)

2 • 3

(新設)

(金融商品取引所の子会社に係る認可申請)

第十条 2 • (略 (略

(新設)

中国の内容   理の内容   (新設)   内閣府令   (新設)   内閣府令   (新設)   内閣府令   (新設)	当該承認に係る外国会社に関する第一項第三号イから下までに掲げる書類   その他参考となるべき事項を記載した書類   その他参考となるべき事項を記載した書類   一金融商品取引所による金融商品取引所グループの経営管理の内容   (金融商品取引所グループに属する金融商品取引所に係る方針   一金融商品取引所グループに属する金融商品取引所に係る方針   一プの危機管理に係る体制の整備に係る方針   一型の危機で定める体制は、当該金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする場合の認可申請書)   第五十四条 (略)
---	--

2 前 項の 認可申請書には、 次に掲げる書類を添付しなければならな

より当該書類の一部がない場合は、 でに定める書類 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハま ある場合 当該法人に関する次に掲げる書類 申請者が法人(地方公共団体を除く。 (申請者が外国の法人であることその他の理由に 当該書類に相当する書類 ハにおいて同じ。)で

(1) (8) (略)

(9)書類 る国において法第八十条第一項の免許と同種類の免許又はこ 号に規定する外国金融商品取引市場開設者をいう。(3)におい れに類する許可その他の行政処分を受けていることを証する て同じ。)にあっては、 外国金融商品取引市場開設者 その本店又は主たる事務所の所在す (法第六十条の 二第 項第七

(10) (13) (略)

二 四 (略)

ロ・ハ

(金融商品取引所持株会社による金融商品取引所持株会社グルー

経営管理の内容等)

第六十条の二

法第百六条の一

一十三第四項第

号に規定する内閣府令

(新設)

で定めるもの 次に掲げるものとする。

金融商品取引所持株会社グループに属する金融商品取引所に係

2 前 項の認可申請書には、 次に掲げる書類を添付しなければならな

より当該書類の一部がない場合は、 でに定める書類 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハま ある場合 申請者が法人(地方公共団体を除く。ハにおいて同じ。)で 当該法人に関する次に掲げる書類 (申請者が外国の法人であることその他の理由に 当該書類に相当する書類

(1) (8) (略)

(9)号に規定する外国金融商品取引市場開設者をいう。 れに類する許可その他の行政処分を受けていることを証する る国において法第八十条第一項の免許と同種類の免許又はこ て同じ。)にあっては、 外国金融商品取引市場開設者 その本店又は主たる事務所の所在す (法第六十条の二第 (13) におい 項

書類

(10) (13) 略

ロ・ハ (略)

二 〜

(略

る自主規制業務の適正な実施を確保するため の体制の整備に係る

二 金融商品取引所持株会社グループの業務に係る損失の危険の管 理に係る方針

会社グループの危機管理に係る体制の整備に係る方針 災害その他の事象が発生した場合における金融商品取引所持株

2 制は、 株会社グループに属する会社の役員及び従業員の職務の執行が法令 法第百六条の二十三第四項第三号に規定する内閣府令で定める体 当該金融商品取引所持株会社における当該金融商品取引所持

(金融商品取引所持株会社の子会社に係る認可申請等)

に適合することを確保するための体制とする。

第六十一条 (略)

2 法第百六条の二十四 承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官 第四項の承認を受けようとする金融商品取引

に提出しなければならない。

所持株会社は、

当該承認に係る外国会社を引き続き子会社とする理由を記載し

た書面 当該承認に係る外国会社の議決権の保有に関する方針を記載し

た書面

三 当該承認に係る外国会社に関する前項第三号イからトまでに掲

兀 その他参考となるべき事項を記載した書類

げる書類

(金融商品取引所持株会社の子会社に係る認可申請等) 略

第六十一条 (新設)

(略

# 届出書の提出先等

第五項 石二十条 は本店の 株会社に係るものに限る。 若しくは第二項、 法第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。) 若しくは る場合を含む。 三条の三又は第百八十八条 の二十四第一項ただし書若しくは第四項、 しくは第七項、 (法第百五十三条の四において準用する場合を含む。 て準用する場合を含む。 第百六条の八第二項、 第百二十六条第二項、 第百三条の二 承認申請書、 出した者は、 第百二十二条第 一第一項ただし書、 第百六条の十七第一項、 (法第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。 所在地を管轄する財務局長 法第八十一条第一項、 一第三項、 第百条の十六 届出書その これらの書類の写しを、 第百三十五条、 第百一条の十七第二項、 第百二十八条、 項 第八十七条の三第一項ただし書 第百六条の十一 第百五条、 他の書類を内閣総理大臣又は (金融商品取引所及び金融商品取引所持 (法第百二十三条第一項又は第二項にお の規定により (法第百二条の三十六において準用す 第百二十四条第一項若しくは第三項 第百六条の二十二第二項、 第八十五条の二第一 第百四十条第二項、 第百六条の三第一項、 (当該所在地が福岡財務支局 第百三十四条第一項第五号 第一 当該者の主たる事務所又 免許申請書、 第百七条第二項、 項、 第百二条の十五第一項 第百六条の十四 項、 第百四十九条 認可申 金融庁長官 第三項 第百五十 第百六条 第四項若 第八十七 第百二 -請書 第

2 (略

### (略)

# (届出書の提出先等)

十五条、 第一 含む。 四項、 石二十条 0 項 条の八第二項、 条の十七第四項において準用する場合を含む。) 条の二第三項、 る財務局長 0) おいて準用する場合を含む。 第百二十八条、 百六条の十七第一項、 法第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。) 、第百六 条の二第一項ただし書、 書類の写しを、 他の書類を内閣総理大臣又は金融庁長官に提出した者は、 (金融商品取引所及び金融商品取引所持株会社に係るものに限る (法第百二十三条第 項ただし書、 0 第百二十四条第一項若しくは第三 規定により免許申請書、 第百条の十六(法第百二条の三十六において準用する場合を 第百四十条第二項、 第百一条の十七第二項、 法第八十一条第一項、 (当該所在 第百三十四条第一項第五号若しくは第二項、 第百六条の十 第百五条、 第百七条第二項、 当該者の主たる事務所又は本店の所在地を管轄す 第百六条の二十二第二項、 地が 第八十七条の三 項又は第一 第百六条の三第一項、 福岡財務支局の管轄区域内にある場合に 第百四十九条 第 認可申請書、 第百五十三条の三又は第百八十八 第八十五条の二第一 項、 一項において準用する場合を含む 第百二十条、 第百二条の十五第一項、 項、 第一 第百六条の十四第三項、 (法第百五十三条の四に 第百二十六条第 承認申 項ただし書若しくは第 第三項 第百六条の二十四 若しくは第五項 第百二十二条第 -請書、 項、 (法第百六 第八十七 第百二 これら 畑出書そ 第百三 二項 第

管轄区域内にある場合にあっては、 ればならない。 福岡財務支局長) に提出しなけ

2 略

(標準処理期間

第百二十一条 項、 第百三十四条第一項第五号、 百六条の二十四第一項ただし書若しくは第四項、 条の十第一項若しくは第三項ただし書、 第八十五条第一項、 承認に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、 合を含む。) 第百二条の十四、 (法第百二十三条第一項又は第二項において準用する場合を含む 、第百二十四条第一項若しくは第三項、 第百四十九条第一項 項ただし書、 又は第百五十五条第一項の規定による免許、 内閣総理大臣又は金融庁長官は、 第百五条第一項、 第八十七条の二第一項ただし書、第八十七条の 第四項若しくは第七項、 (法第百五十三条の四において準用する場 第百三十五条第一項、 第百六条の三第一項、 第百六条の十七第一項、 第百二十六条第二項 第百一条の十七第一項 法第八十条第一項、 第百二十二条第一 第百四十条第 認可又は 、第百六 当該申 第

> あっては、 福岡財務支局長) に提出しなければならない。

2

略

(標準処

(理期間)

第百二十一条 号、 う努めるものとする 事務所に到達してから二月以内に、 項若しくは第三項、第百二十六条第二項、第百三十四条第一項第五 項又は第二項において準用する場合を含む。)、第百二十四条第 二十四第一項ただし書、 条の十四、第百五条第一項、 三第一項ただし書若しくは第四項、 第八十五条第一項、 十五条第一項の規定による免許、 (法第百五十三条の四において準用する場合を含む。 項若しくは第三項ただし書、 第百三十五条第一 内閣総理大臣又は金融庁長官は、 第八十七条の二第一項ただし書、第八十七条の 項、 第百二十二条第一項 第百四十条第一項、 第百六条の三第一項、第百六条の十第 第百六条の十七第一項、 認可又は承認に関する申請がその 当該申請に対する処分をするよ 第百一条の十七第一項、 (法第百二十三条第 第百四十九条第 法第八十条第 )又は第百五 第百六条の 第百二 項 項

略

2

請に対する処分をするよう努めるものとする。

略

 $\bigcirc$ 有 価証券の取引等の規制に関する内閣府令 (平成十九年内閣府令第五十九号)

# 改 正

現

行

案

(定義)

第 リバティブ取引」 融商品取引業、 とは、それぞれ金融商品取引法 ブ取引」 商品市場」、 取引業者」、 価証券の売出し」、 定する有価証券、 ティブ取引、 条 この府令において「有価証券」、 金融商品市場、 「外国市場 「金融商品取引所」、 「目論見書」、 市場デリバ 金融商品取引業者、 有価証券の募集、 「発行者」、 「市場デリバティブ取引」、 金融商品取引所、 デリバティブ取引」 ティブ取引、 「認可 (以下「法」という。 「金融商品取引業」 目論見書、 有価証券の売出し、 '金融商品取引業協会」、 「取引所金融商品市場」、 取引所金融商品市場、 店頭デリバティブ取引、 「有価 又は 認可金融商品取引業 証券の募集」、 「高速取引行為者」 「店頭デリバティ 第二条に規 発行者、 「金融商品 金融 デリ 「デ 有 外 金 第

### 2 3 略

玉

市

場デリ

バテ

ブ取引又は高速取引行為者をいう。

入れ有価証券の裏付けの確認等の適用除外

九条の三 取引については、 令第二十六条の二の二第五項に規定する内閣府令で定め 次に掲げる取引 当該取引として空売りを行うことが当該空売りを (第二十号から第三十六号までに掲げる

### (定義)

リバティブ取引 品取引業者、 品取引法 リバティブ取引」、 商品市場」、 取引業者」、 価証券の売出し」、 取引をいう。 金融商品取引所、 証券の募集、 ブ取引」 条 この府令において「有価証券」、 又は (以下「法」という。 目論見書、 有価証券の売出し、 「目論見書」、 「金融商品取引所」、 「外国市場デリバティブ取引」 取引所金融商品市場、 店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ 「発行者」、 「市場デリバティブ取引」、 認可金融商品取引業協会、 「認可金融商品取引業協会」、 第二条に規定する有価証券、 発行者、 「金融商品取引業」、 「取引所金融商品市場」、 デリバティブ取引 「有価証券の募集」 金融商品取引業、 とは、 「店頭デリバティ それぞれ金融商 金融商品市場 「金融商品 金融商 市 有価

### 2 • 3 (略)

(借入れ有価証券の裏付けの確認等の適用除外)

第九条の三 取引については、 る取引は、 令第二十六条の二の二第五項に規定する内閣府令で定め 次に掲げる取引 当該取引として空売りを行うことが当該空売りを (第二十号から第三十六号までに掲げる

行われているものに限る。)とする。する当該空売りの委託の取次ぎの申込みを受けた者において確認が受託した金融商品取引所の会員等及び取引所金融商品市場において

## ~十六 (略)

下七 金融商品取引所の会員等が当該金融商品取引所に上場されている投資信託受益証券等につき当該金融商品取引所の定める規則により当該金融商品取引に係る注文を行う者として指定を受けた高速取引行為者が当該投資信託受益証券等につき当該金融商品取引所に上場されて方法に基づいて自己の計算による空売りを行う取引では金融商品取引所の会員等が当該金融商品取引所に上場されて方法に基づいて自己の計算による空売りを行う取引のうち、次に方法に基づいて自己の計算による空売りを行う取引のうち、次に方法に基づいて自己の計算による空売りを行う取引のうち、次に方法に基づいて自己の計算による空売りを行う取引のうち、次に方法に基づいて自己の計算による空売りを行う取引のうち、次に方法に基づいて自己の計算による空売りを行う取引のうち、次に方法に基づいて自己の計算による空売りを行う取引のうち、次に方法に基づいる場合に表する。

続的に行う場合の当該売付けの注文に基づく取引 円滑な流通の確保のために売付けの注文と買付けの注文を継

ロ 買付けの注文に応じて売り付ける取引

十八~三十六 (略)

(適用除外有価証券等)

、法第二条第一項第五号に掲げる有価証券のうち、次に掲げる要件第二十五条(令第二十七条第一号に規定する内閣府令で定めるものは

の全てを満たすものとする。

行われているものに限る。)とする。する当該空売りの委託の取次ぎの申込みを受けた者において確認が受託した金融商品取引所の会員等及び取引所金融商品市場において

## 一~十六 (略)

売りを行う取引のうち、次に掲げるものいる投資信託受益証券等又は投資証券につき自己の計算による空十七 金融商品取引所の会員等が当該金融商品取引所に上場されて

続的に行う場合の当該売付けの注文に基づく取引イー円滑な流通の確保のために売付けの注文と買付けの注文を継

十八~三十六 (略)

買付けの注文に応じて売り付ける取引

2・3 (略)

(適用除外有価証券等)

る特定約束手形を除く。)の性質を有するもののうち、次に掲げる動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第十項に規定す、法第二条第一項第五号又は第十五号に掲げる有価証券(資産の流第二十五条(今第二十七条第一号に規定する内閣府令で定めるものは

- 2 - : (略)

2・3 (略) 一・二 (略) 要件をいずれも満たすものとする。

○ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成十二年総理府令第百二十九号)

イ〜ハ (略)	2	• 二 (略)	項とする。	三十九条第七項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事	第二百三十九条 法第百九十七条において準用する金融商品取引法第   1	(確認申請書の記載事項)	一通を、所管金融庁長官等に提出しなければならない。	٥-	三十九条第三項ただし書の確認を受けようとする者は、同条第七項	第二百三十八条 法第百九十七条において準用する金融商品取引法第   1	(事故の確認の申請)	一~四 (略)	為とする。	三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行	第二百三十五条 法第百九十七条において準用する金融商品取引法第	(禁止行為)	改正案
イ〜ハ(略)		一・一 (略)	項とする。	三十九条第五項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事	第二百三十九条 法第百九十七条において準用する金融商品取引法第	(確認申請書の記載事項)	し一通を、所管金融庁長官等に提出しなければならない。	の規定による申請書及びその添付書類の正本一通並びにこれらの写	三十九条第三項ただし書の確認を受けようとする者は、同条第五項	第二百三十八条 法第百九十七条において準用する金融商品取引法第	(事故の確認の申請)	一~四 (略)	為とする。	三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行	第二百三十五条 法第百九十七条において準用する金融商品取引法第	(禁止行為)	現行

二 補塡に係る顧客の損失が事故に起因するものである理由

ホ (略)

四 (略)

(確認申請書の添付書類)

(監督役員と利害関係を有する金融商品取引業者)

のは、次に掲げるものとする。

員と利害関係を有する金融商品取引業者として内閣府令で定めるも第二百四十四条 法第二百条第三号に規定する登録投資法人の監督役

·二 (略)

商品取引業者が、次のいずれかに掲げる法人に該当する場合における当該金融が、次のいずれかに掲げる法人に該当する場合における当該金融五条の十六第三項に規定する親会社等(金融商品取引法施行令第十三 当該金融商品取引業者の親会社等(金融商品取引法施行令第十

イ・ロ (略)

二 補てんに係る顧客の損失が事故に起因するものである理

由

ホ (略)

四 (略)

(確認申請書の添付書類)

に掲げる事項の内容を確認したことを証明する書類その他参考とな十九条第五項に規定する内閣府令で定めるものは、顧客が前条各号二百四十条 法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三

るべき資料とする。

に係るものである場合には、適用しない。第三十九条第五項の規定による申請書が同条第一項第二号の申込み前項の規定は、法第百九十七条において準用する金融商品取引法

(監督役員と利害関係を有する金融商品取引業者)

のは、次に掲げるものとする。
員と利害関係を有する金融商品取引業者として内閣府令で定めるも第二百四十四条 法第二百条第三号に規定する登録投資法人の監督役

一・二 (略)

イ・ロ (略)

四 (略)	二(略)	を除く。)の役員としている法人	配人その他の重要な使用人又は子会社(当該金融商品取引業者	ハ 当該登録投資法人の監督役員の親族を、その役員若しくは支
四 (略)	二 (略)		社の役員等としている法人	ハ 当該登録投資法人の監督役員の親族を、その役員等又は子会

0 内閣府令第二十一号) 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十七年

十八条、第五十七条の四、第五十七条の五三項、第四十七条、第四十七条の三、第四	。)、第四十六条の四、第四十六条の六第合を含む。)において準用する場合を含むむ。)において準用する場合を含むむ。)、第四十六条の二(第六十条の六(	金層商品取引法(附)第二十五第二項において準用する場合を含わ二十三年法律第二 定を第二十七条の二十八第二項(第二十七条の二十二の二第二項及び第三 にを第二十七条の十四第二項及び第三 にを第二十七条の二十二条の二十二条の二十二条の二十二条の二十二条の二十二条の二十二条の	関係	改正案
		和二十三年法律第二十五号)		
十八条、第五十七条の四、第五十七条の五三項、第四十七条、第四十七条の三、第四	。)、第四十六条の四、第四十六条の六第合を含む。)において準用する場合を含む第六十条の十四第二項において準用する場か。)、第四十六条の二(第六十条の六(	第二十五条第二項及び第三項 定を第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十七条の十四第二項及び第三 工第二項において準用する場合を含む。) 、第二十七条の二十八第二項(これらの規定を第二十七条の二十二の 二第二項において準用する場合を含む。)		現行

略)	金融商品取引法	別表第二(第四条関係)	(略)	
(略)	第四十六条の二 (第六十条の六 (第六十条の三の十四第二項において準用する場合を含む。) 、第四十七条、第四十八条、第六十三条の四第四十七及び第六十六条の十六、第六十六条の三十七及び第六十六条の五十八		(略)	十七第三項、第六十三条第六項、第六十三条の四第一項及び第三項、第六十六条の三十九、第六十六条の三十九、第六十六条の三十九、第八十八条の一十八、第八十八条の十一第一項、第百三十九条の四第九項、第百三十九条の十二第二項並びに第百三十九条の二十一第二項
略)	金融商品取引法	別表第二(第四条関係	(略)	
(略)	第四十六条の二(第六十条の六(第六十条の一項、第六十六条の十八条、第六十三条の四第四十七条、第四十八条、第六十三条の四第三十七	<u>(</u> )	(略)	十七第三項、第六十三条第六項、第六十三条の四第一項及び第三項、第六十六条の三十七、第六十六条の三十九条の四第一項、第百三十九条の四第九項、第百三十九条の四第一項及び第三項、第六十六条の三十二三十九条の六第四項、第百三十九条の六第四項、第百三十九条の二十一第二項第二項並びに第百三十九条の二十一第二項第二項並びに第百三十九条の二十一第二項

別表第三(第五条関係)		別表第三(第五条関係)	(
(略)	(略)	(略)	
金融商品取引法	第四十六条の二(第六十条の六(第六十条	金融商品取引法	
	四十六条の四、第四十六条の六第三項、第一の十六条の四、第四十六条の方第三項、第三の十六条の六第三項、第三の十六条の六第三項、第三の十六条の一項を表する。		
	四十七条、第四十七条の三、第四十八条、		
	第五十七条の四、第五十七条の五第三項、		
	第五十七条の十六、第五十七条の十七第三		
	項、第六十三条第六項、第六十三条の四第		
	一項、第二項及び第三項、第六十六条の十		
	六、第六十六条の十八、第六十六条の三十		
	七、第六十六条の三十九、第六十六条の五		
	十八並びに第八十八条の十一第一項		
(略)	- (略)	- (略)	